

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速
道路を直結する新たなインター
チェンジ整備事業

計画段階配慮書

令和6年7月

横浜市

はじめに

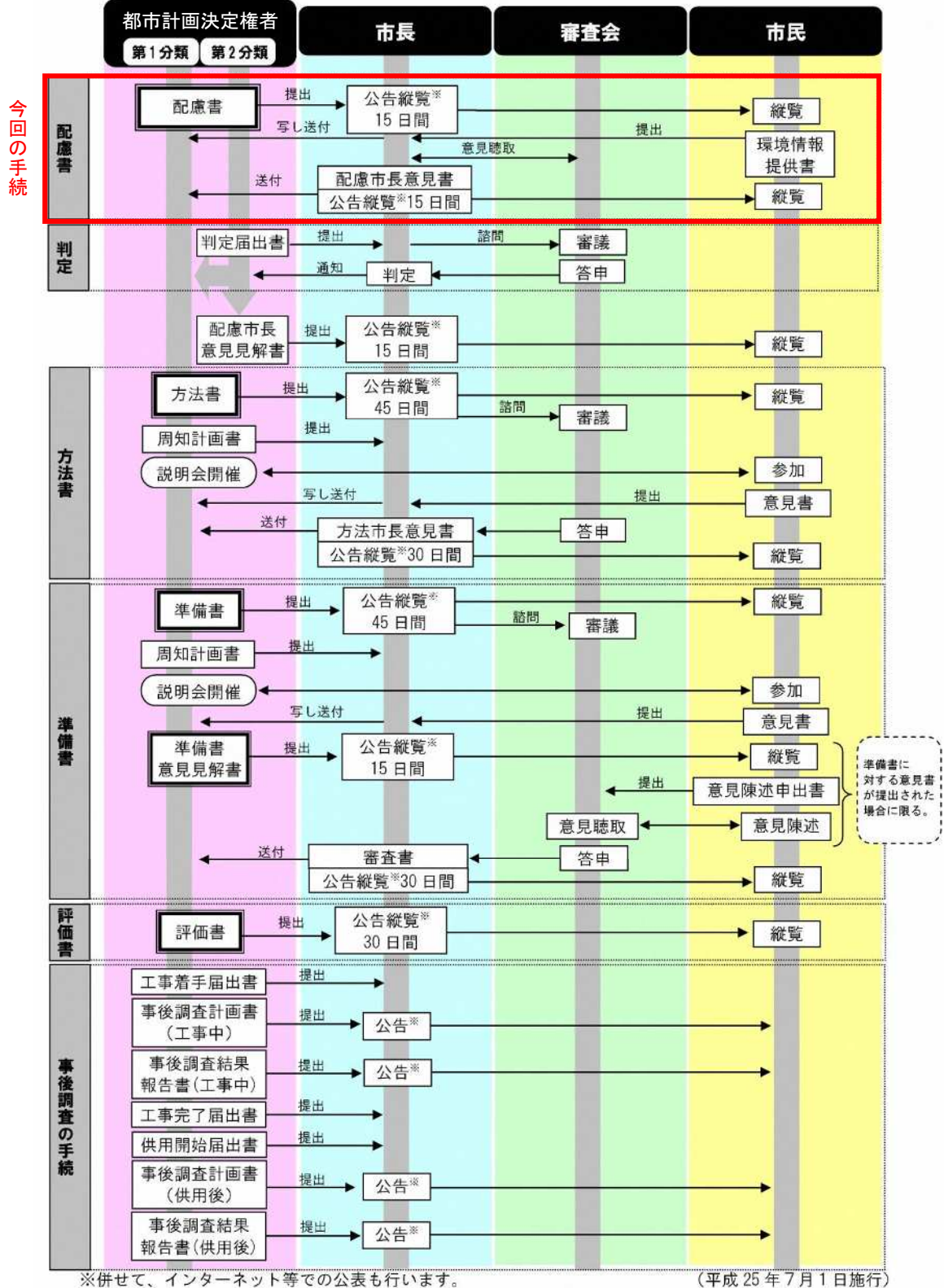
旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業（以下、「本事業」とします。）は、旧上瀬谷通信施設地区（以下、「上瀬谷地区」とします。）内の「公園・防災地区」で整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジを整備しようとするものです。

本事業は、道路の建設であり「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業に該当することから、同条例に基づき、計画段階配慮書を取りまとめました。

また、本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第44条第1項の規定により、計画段階配慮その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該第1分類事業に係る計画段階事業者に代わり行います。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、今般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえ、環境に配慮した計画としつつ、事業を進めていきます。

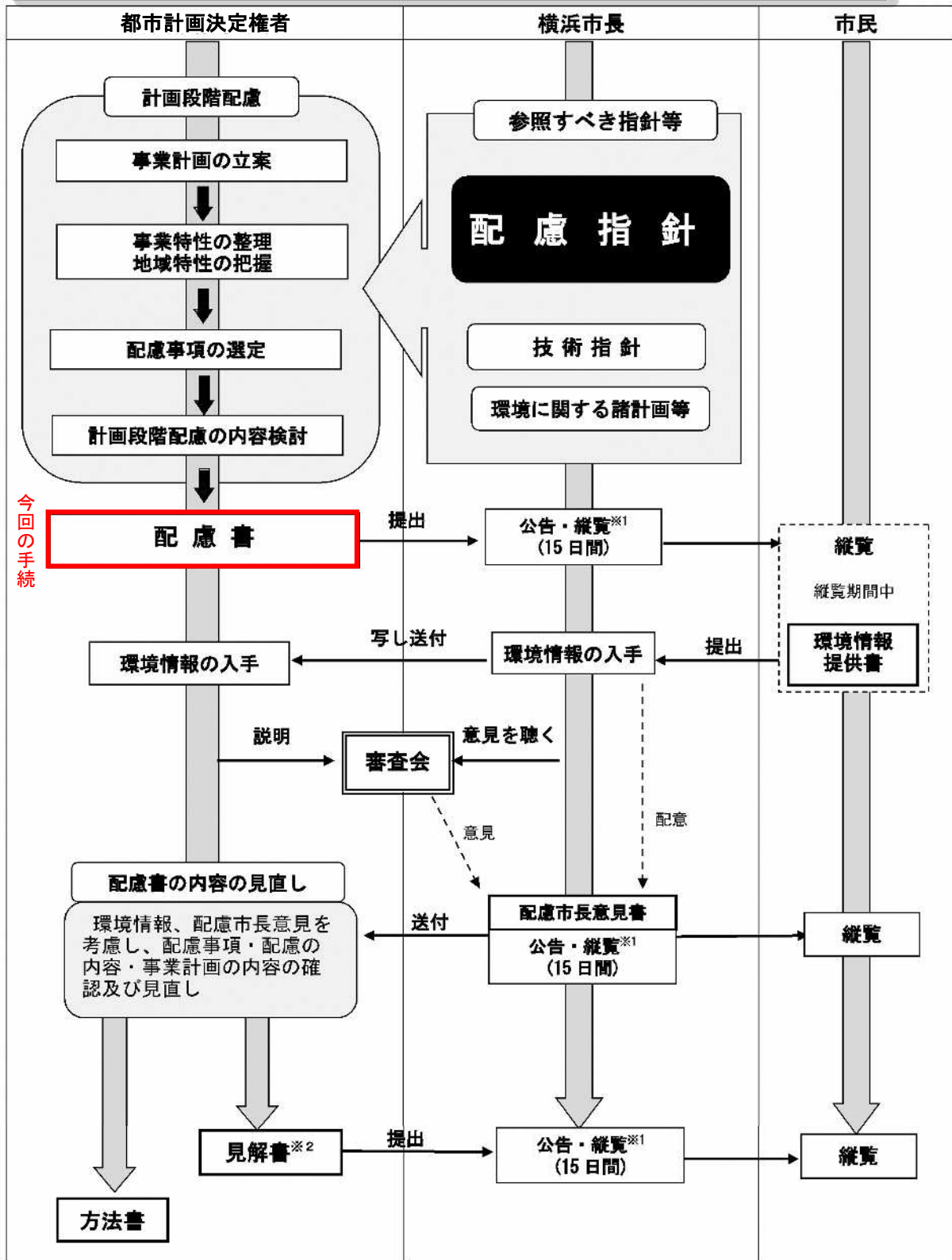
横浜市環境影響評価条例の手の続の流れと配慮書の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ【手の続フロー図】」

(横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課ホームページ 令和 6 年 4 月閲覧)

資料 1 計画段階配慮の検討手順（概要）



※1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。

※2 条例第16条第1項第2号の措置をとられた第2分類事業を実施しようとする者が作成します。

- 目 次 -

第1章 事業計画の概要	1-1
1.1 事業計画の概要	1-1
1.1.1 事業の目的及び必要性	1-3
1.1.2 事業計画の内容	1-4
1.2 事業計画を立案した経緯	1-10
1.2.1 本事業の経緯と上瀬谷地区のまちづくり	1-10
1.2.2 環境配慮検討の経緯	1-10
第2章 地域の概況及び地域特性	2-1
2.1 調査対象地域等の設定	2-1
2.2 地域の概況	2-2
2.2.1 気象の状況	2-2
2.2.2 地形、地質、地盤の状況	2-4
2.2.3 水循環の状況	2-13
2.2.4 植物、動物の状況	2-23
2.2.5 人口、産業の状況	2-64
2.2.6 土地利用状況	2-67
2.2.7 交通、運輸の状況	2-77
2.2.8 公共施設等の状況	2-81
2.2.9 景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	2-94
2.2.10 文化財等の状況	2-101
2.2.11 公害等の概況	2-108
2.2.12 災害の状況	2-129
2.2.13 廃棄物の状況	2-144
2.2.14 法令等の状況	2-151
2.3 調査地域における地域特性の概要	2-155
第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容	3-1

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイル）を加工して作成したものである。

第 1 章 事業計画の概要

第1章 事業計画の概要

1.1 事業計画の概要

事業計画の概要は、表 1-1 に示すとおりです。

また、本事業を実施しようとする区域（以下、「計画区域」とします。）は、図 1-1 に示すとおりです。

表 1-1 事業計画の概要

都市計画決定権者の名称並びに当該第1分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【第1分類事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業
事業の種類、規模	道路の建設（自動車専用道路の新設） ^{注1} （第1分類事業） 延長：約2km 構造形式 ^{注2} ：地表式、地下式、掘割式を検討中 車線数：片側1～2車線
計画区域	起点：横浜市瀬谷区目黒町 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
主要交通との交差	接続道路：東名高速道路、区画3号線 交差道路 ^{注3} ：市道環状4号線 ^{注4} 、市道目黒第25号線
事業計画に係る許可等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定：都市計画法第19条 ・都市計画事業認可：都市計画法第59条 ・高速自動車国道との連結許可：高速自動車国道法第11条の2第1項
図書作成の受託者	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産ビル6号館

注1：本事業は高速自動車国道のインターチェンジとしてではなく、市道の自動車専用道路としてインターチェンジを整備する事業を想定しています。

注2：「第12版 都市計画運用指針（国土交通省 令和6年3月）」に基づく区分を示します。各構造形式の定義は、以下に示すとおりです。

ア 嵩上式の区間とは道路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間をいう。

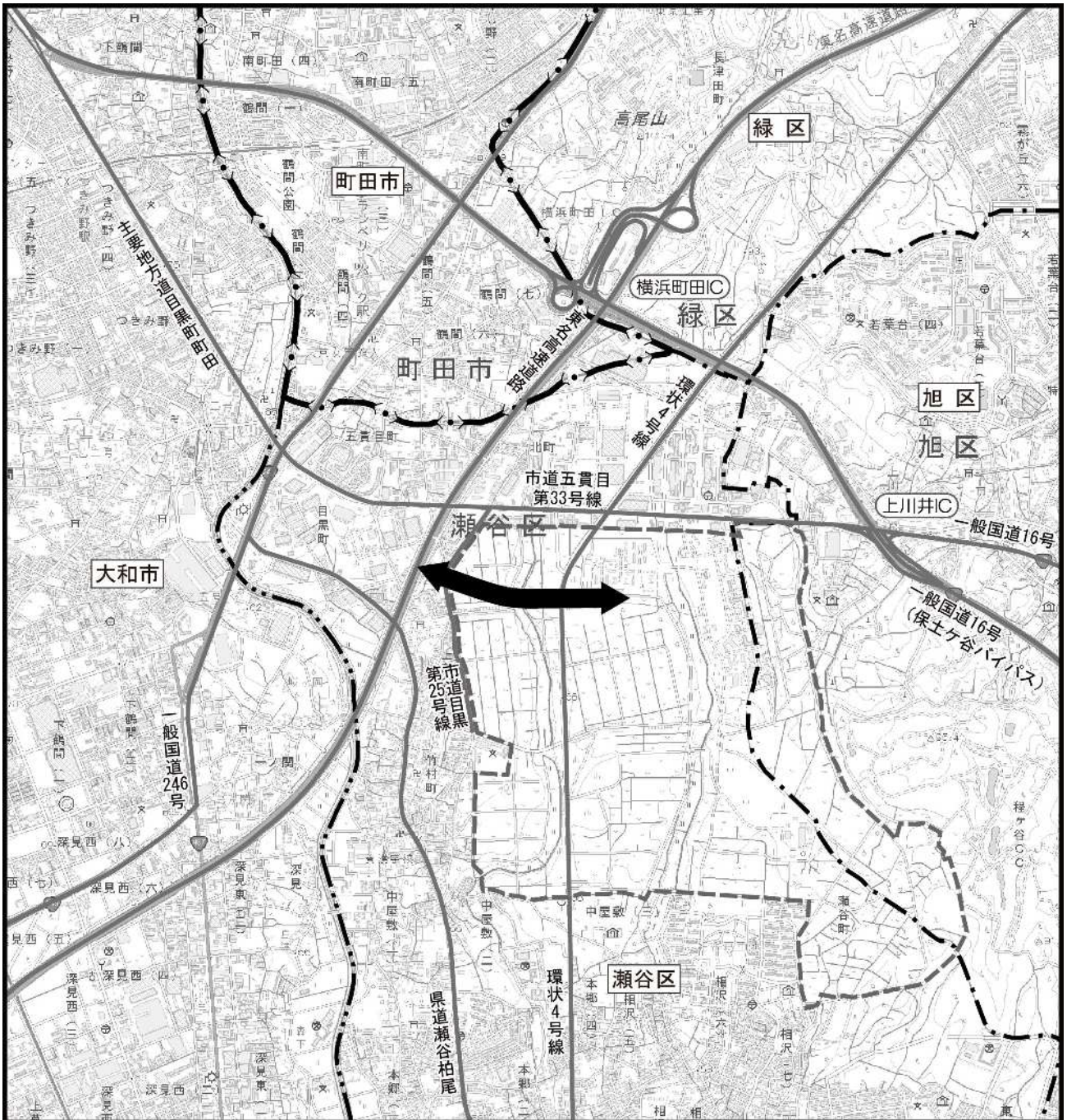
イ 掘割式の区間とは道路面が地表面よりおおむね5m以上低い区間が350m以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。

ウ 地下式の区間とは道路が350m以上連続して地下にある区間をいう。

エ 地表式の区間とは、嵩上式、掘割式、地下式の区間以外の区間をいう。

注3：計画道路は市道環状4号線及び市道目黒第25号線と立体交差する計画です（詳細は、p.1-6～1-7 参照）

注4：以下、「環状4号線」とします。



凡例

←→ 計画区域

--- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域^{注1}

—<>— 都県界 — — — 市界 - - - - 区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



注1：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域」は以下、「土地区画整理事業実施区域」とします。

図 1-1 計画区域

1.1.1 事業の目的及び必要性

(1) 事業の目的

本事業は、上瀬谷地区内の「公園・防災地区」で整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジを整備しようとするものです。

(2) 事業の必要性

上瀬谷地区内で整備が検討されている広域防災拠点の機能を最大限に発揮するため、救急・救命活動や緊急物資輸送の大動脈となる東名高速道路から直接アクセスできる新たなインターチェンジを整備し、本市全体の防災力の強化につなげます。

また、瀬谷区や泉区北部など本市西部地域において、高速道路へのアクセス時間が短縮し、広域アクセス性が向上するとともに、自動車交通が分散し、周辺交通環境の改善を図ります。

さらに、新技術を活用した効率的な国内物流を可能にする基幹物流拠点の立地を誘引するなど、郊外部の新たな活性化拠点の形成を促進し、市内経済の活性化を図ります。

1.1.2 事業計画の内容

(1) 事業の内容

本事業の内容は表 1-2 に示すとおりです。東名高速道路のインターチェンジとして、東名高速道路から、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下、「土地区画整理事業」とします。）で整備予定の区画 3 号線に接続する延長約 2 km の自動車専用道路（市道）を新設する計画です。

本事業に伴う工事は土地区画整理事業による造成後となる予定であるため、旧上瀬谷通信施設の用地（土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努めます。

計画区域周辺には、図 1-2 に示すとおり、南北方向に相沢川と大門川が流れており、現況ではコンクリート三面張りとなっています。これらの河川は、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。

なお、本事業は上瀬谷地区で計画されている土地区画整理事業の事業計画に位置付けられておらず、別個の事業として実施する計画です。

表 1-2 事業の内容

項目	内容
計画区域	起点：横浜市瀬谷区目黒町 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
主要交通との交差	接続道路：東名高速道路、区画 3 号線 交差道路：環状 4 号線、市道目黒第 25 号線
規模	道路延長約 2 km
構造形式 ^{注1}	地表式、地下式、掘割式を検討中
車線数	片側 1 ～ 2 車線
道路の種類（予定）	自動車専用道路

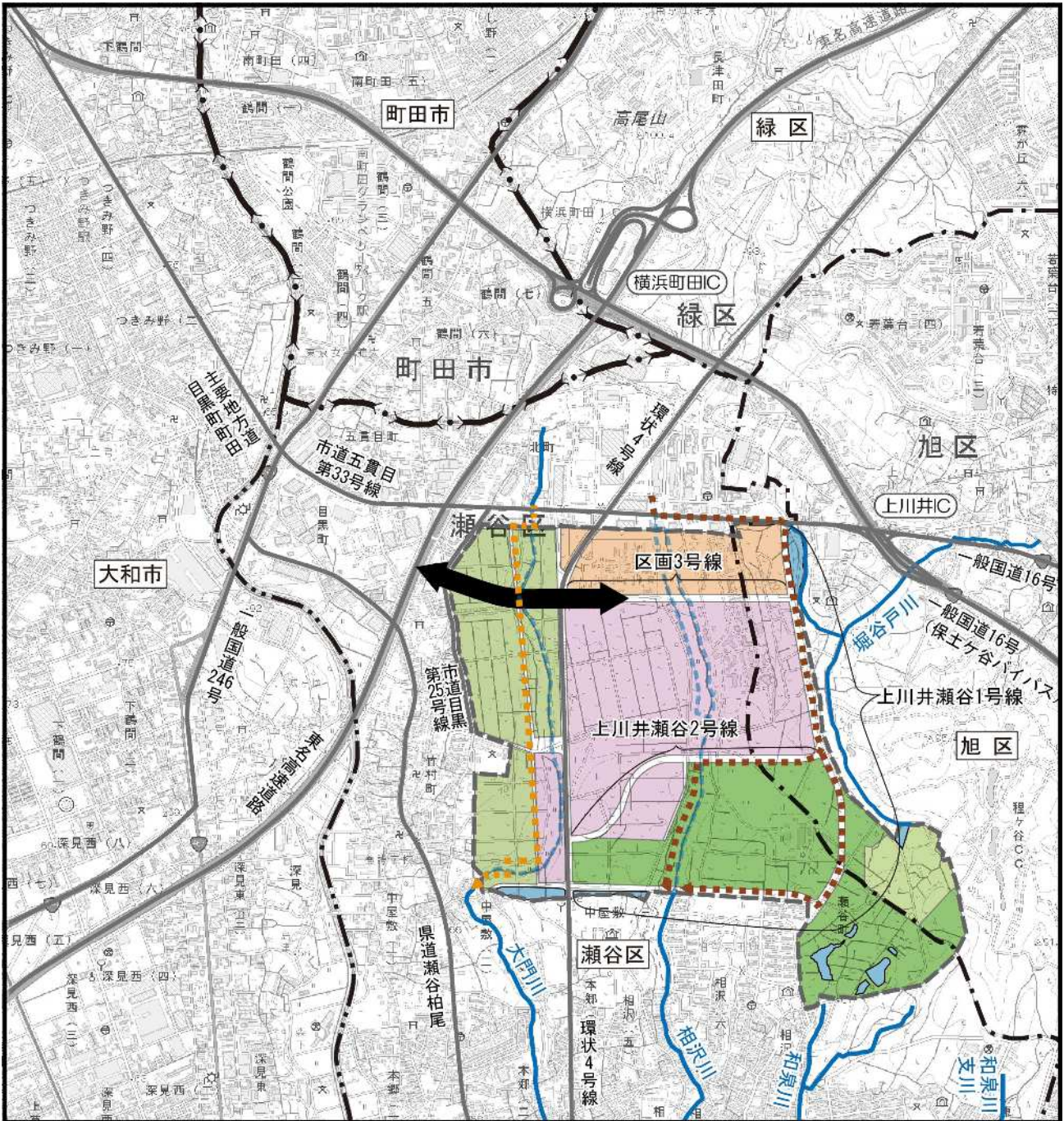
注 1：「第 12 版 都市計画運用指針（国土交通省 令和 6 年 3 月）」に基づく区分を示します。各構造形式の定義は、以下に示すとおりです。

ア 嵩上式の区間とは道路面が地表面よりおおむね 5 m 以上高い区間が 350 m 以上連続している区間をいう。

イ 掘割式の区間とは道路面が地表面よりおおむね 5 m 以上低い区間が 350 m 以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。

ウ 地下式の区間とは道路が 350 m 以上連続して地下にある区間をいう。

エ 地表式の区間とは、嵩上式、掘割式、地下式の区間以外の区間をいう。



凡例

←→ 計画区域

⬭ 土地区画整理事業実施区域

◁▷ 都県界

⋯ 市界

⋯ 区界

— 河川

農業振興地区

道路

観光・賑わい地区

調整池（地上式）

物流地区

--- 切り回し対象区間

公園・防災地区

---▶ 相沢川切り回し（雨水幹線の整備）

---▶ 大門川切り回し（雨水幹線の整備）



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

注：土地区画整理事業実施区域は、市街化区域に編入することが予定されております。

図 1-2 本事業と土地区画整理事業の土地利用計画

(2) 構造形式の設定について

① 複数案の検討

本事業は、区間別に構造形式を複数案検討しています。検討している複数案は、表 1-3 に示すとおりです。なお、構造形式は、「第 12 版 都市計画運用指針(国土交通省 令和 6 年 3 月)」に基づく区分を細区分した構造形式を示しています。

② 構造形式の設定理由

東名高速道路との続部は、宅地及び既存の道路の新たな改変を小さくするため、ランプを立体的に設置する案を検討しています。市道目黒第 25 号線との交差部は、高架構造として市道目黒第 25 号線を高架で交差する案、若しくは掘割構造又はトンネル構造として市道目黒第 25 号線を地下で交差する案を検討しています。環状 4 号線との交差部は、トンネル構造による立体交差として交通への影響を回避する計画です。

なお、構造形式を複数設定している区間は、今後、周辺環境への影響、経済性等を総合的に比較検討し、決定します。

表 1-3 構造形式の設定

計画区域						
	構造形式案 ^{注1}					
区間	東名高速道路 接続部	市道目黒第25号 線交差点	環状4号線 西側	環状4号線 交差点	環状4号線 東側	区画3号線 接続部
案①	高架構造 (地表式)	掘割構造 ^{注2} (掘割式)	掘割構造 ^{注2} (掘割式)	トンネル構造 (地下式)	掘割構造 (地表式)	平面構造 (地表式)
案②	高架構造 (地表式)	高架構造 (地表式)	平面構造 (地表式)	トンネル構造 (地下式)	掘割構造 (地表式)	平面構造 (地表式)
案③	トンネル構造 (地下式)	トンネル構造 (地下式)	トンネル構造 (地下式)	トンネル構造 (地下式)	掘割構造 (地表式)	平面構造 (地表式)
凡例						

注1：「第12版 都市計画運用指針（国土交通省 令和6年3月）」に基づく区分を示します。各構造形式の定義は、以下に示すとおりです。

- ア 嵩上式の区間とは道路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間をいう。
- イ 掘割式の区間とは道路面が地表面よりおおむね5m以上低い区間が350m以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。
- ウ 地下式の区間とは道路が350m以上連続して地下にある区間をいう。
- エ 地表式の区間とは、嵩上式、掘割式、地下式の区間以外の区間をいう。

注2：案①の市道目黒第25号線交差点及び環状4号線西側の掘割構造区間は、農業振興地区の分断回避及び更なる周辺環境への配慮のため、一部、ボックスカルバートによるトンネル構造での整備も検討しています。

注3：東名高速道路に流入する車両が通行する区間を「オンランプ」、東名高速道路から流出する車両が通行する区間を「オフランプ」と示します。

(3) 施工計画

今後、本事業における施工計画の立案に当たっては、以下に示す配慮を検討していきます。

[事前計画]

- 現地調査、地質調査等により周辺状況を適切に把握した上で、状況に応じた適切な設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、安全な構造物の構築、工事作業上の安全確保、地下水位・地盤沈下、近接する構造物等への影響の低減を図ります。
- 効率的な施工計画の策定や工事工程の管理により、建設機械の稼働や工事用車両の通行が集中しないよう配慮する計画とします。
- 使用する建設機械について、環境対策型建設機械の採用に努めます。また、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止等を徹底し、周辺への影響を軽減する計画とします。
- 工事用車両の走行について、規制速度の順守や歩行者・自転車優先等、交通安全の確保を徹底するとともに、周辺の渋滞状況に配慮した運行計画の調整、予め検討した運行ルートの順守や過積載・急発進・急加速の禁止、出入り口付近における工事用車両のタイヤ洗浄等を徹底することにより、生活道路及びその周辺への影響を軽減する計画とします。
- 関連事業の事業者と協議、調整を行い、建設機械や工事用車両が集中しないよう工事工程の平準化や工事用車両の運行ルート及び運行時間帯を分散する計画とします。

[現場対応]

- 適切な点検・整備により建設機械及び工事用車両の性能を維持し、不要な環境負荷を生じさせないように努めます。
- 長時間連続して稼働する建設機械等がある場合、防音型仮囲いの設置等により周辺への影響の低減に努めます。
- 工事区域への仮囲いの設置や交通誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
- 工事区域において、工事用車両のタイヤ洗浄を徹底するとともに、必要に応じて散水を実施し、粉じんの飛散防止や周辺道路の汚れの防止に努めます。
- 工事排水が発生する場合には、必要に応じて濁水処理施設を設け、適切に処理します。
- 工事用型枠材等は、熱帯雨林の減少を防ぐため、熱帯産木材の使用を極力避け、グリーン購入法により調達が推奨されている特定調達品目に該当する型枠の使用や、繰り返し使用できる型枠を使用する等配慮します。
- コンクリート廃材や建設汚泥などの建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。また、建設発生土は、事業内再利用や他の公共事業等での再利用を図るとともに、汚泥が発生した場合は適切に処理します。

[周知]

- 事業全般や工事に関する問い合わせには真摯に対応し、周辺住民とのコミュニケーションを図りながら工事を進めます。
- 工事の実施に当たっては、事前に周辺住民へ工事内容の情報提供を行い、周知徹底を図ります。

(4) 今後のスケジュール

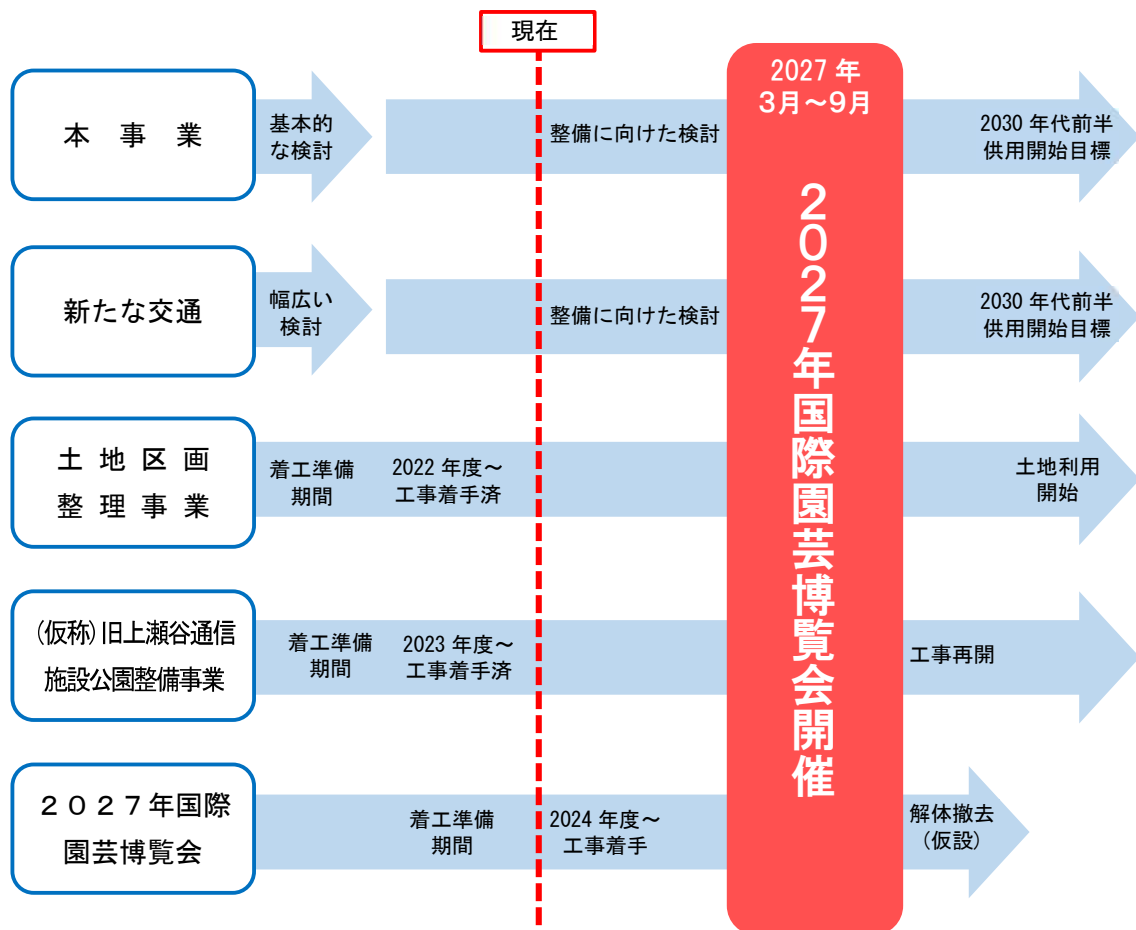
本事業は、現在、東名高速道路との接続位置や構造形式、周辺環境への影響など整備に向けた具体的な検討を進めている状況です。今後のスケジュールについては、それらとあわせて検討を進めていく予定です。

上瀬谷地区では、造成地、道路等の基盤を整備する「土地区画整理事業」、広域公園を整備する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「2027年国際園芸博覧会」の開催に向けた事業が平行して進められています。

また、新たな交通事業については現在、本市西部地域の交通ネットワークの形成に向けて検討が進められています。このうち相鉄本線瀬谷駅から上瀬谷地区までについては、「次世代技術（自動運転・隊列走行）を活用したバス」による新たな輸送システムの整備に向けた検討が進められています。

各事業の概略スケジュールは、図 1-3 に示すとおりです。今後、工事工程等について関連事業と調整していきます。

なお、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」については、環境影響評価手続きが進められてきましたが、事業計画の変更に伴い、対象事業ではなくなったため、令和6年3月に廃止等届出が提出されました。



注1：関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに整理したものです。

注2：「新たな交通」の事業は、横浜市環境影響評価条例の対象外の事業です。

図 1-3 各事業の概略スケジュール

1.2 事業計画を立案した経緯

1.2.1 本事業の経緯と上瀬谷地区のまちづくり

上瀬谷地区は、戦後まもなく米軍に接収され、約 70 年もの間、地権者の土地利用を制限されてきました。平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還された後は、地権者と意見交換を行うとともに、市民などに広くご意見を伺いながら、将来の土地利用を検討してきました。

令和 2 年 3 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定し、まちづくりのテーマと方針、土地利用・基盤整備の考え方や 4 つの土地利用ゾーン等を示しました。

その後、土地区画整理法に基づく手続きを経て、令和 4 年 10 月に土地区画整理事業の「事業計画」を決定し、令和 5 年 11 月には仮換地指定がされるなど、将来の土地利用に向けた検討が進展してきています。

4 つの土地利用のひとつである公園・防災地区では、2027 年国際園芸博覧会の開催後、そのレガシーを引継ぎ、立地特性を生かし、強靱なまちづくりの象徴として、「環境」「防災」をテーマにした公園を整備します。あわせて、能登半島地震で顕在化した、被災者支援、自助・共助、公共インフラの強化、広域防災拠点の整備などの課題へ対処するため、本市で初めてとなる「広域防災拠点」の整備が検討されており、災害時に全国から応援に駆けつけるベースキャンプ機能を有するとともに、本市最大規模の物資を備蓄し、市域の避難所にいち早く送り届けるための拠点となります。広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、令和 6 年 1 月に、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジの整備に向けた検討に着手することを決定し、現在事業計画等の立案検討を進めています。

表 1-4 上瀬谷地区の主な経過

平成 27 年 6 月	上瀬谷通信施設の全域が返還
令和 2 年 3 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 公表
令和 4 年 4 月	土地区画整理事業 都市計画決定
令和 4 年 10 月	土地区画整理事業 事業計画決定
令和 5 年 10 月	土地区画整理事業 事業計画（第 1 回変更）決定
令和 5 年 11 月	土地区画整理事業の仮換地指定

1.2.2 環境配慮検討の経緯

(1) 計画区域の設定

東名高速道路と上瀬谷地区を接続する計画を検討する中で、周辺交通や周辺環境への影響や経済性を総合的に勘案した計画としました。市道目黒第 25 号線交差部の東側を直線的な線形とし、土地区画整理事業によって整備される農業振興地区（以下、農業振興地区とします。）の改変を可能な限り小さくするとともに、既存の宅地や道路の改変、造成量・範囲の低減、廃棄物発生量の低減等環境負荷を最小限とする計画としました。

(2) 構造の検討

構造の検討に当たっては、東名高速道路との接続部は、高架構造又はトンネル構造とするこ

とで、宅地及び既存の道路の新たな改変を小さくする案を検討しました。環状4号線の西側の区間は掘割構造、平面構造又はトンネル構造とすることで、盛土構造や高架構造と比較して農業振興地区における新たな改変を可能な限り小さくするとともに、農作物への日照阻害の影響の低減を可能な限り図る案を検討しました。

また、環状4号線との交差点においては、トンネル構造による立体交差とすることで、交通への影響を回避する案を検討しました。

(3) 環境影響回避・低減の検討

環境影響の回避・低減等の検討に当たって、工事中においては、1.1.2 (3)施工計画に示したとおり環境影響を小さくするよう検討します。

東名高速道路接続部から市道目黒第25号線交差点にかけては、工場や住居等の立地する市街地であり、土地区画整理事業実施区域内のうち、環状4号線西側の区間は、農業振興地区が計画されています。本事業は、それらの地域を通過し、環状4号線東側の区画3号線に接続する計画です。

供用後においては、工場や住居等の立地する市街地や、農業振興地区、生物の生息・生育環境を保全・創出する地区等を考慮し、以下に示す点に配慮する計画としました。

- 道路照明を設置する際は、周辺地域の農作物等への影響や既存の緑地や新たに計画されている公園等への影響を考慮し、昆虫類等を誘引しにくい光源を使用するなど、周辺地域への影響を小さくするよう配慮します。
- 遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努めます。
- 道路の構造や色彩等については、周辺地域の景観との調和に配慮します。
- 高架構造物の設置に当たっては、新たな日照阻害、局所的な風害の影響を小さくするよう配慮します。道路への飛来物・道路からの落下物の防止対策を検討します。
- 高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等により温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 本事業により整備される道路により、既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努めます。
- 農業振興地区の改変を可能な限り小さくするとともに、市道目黒第25号線交差点や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画です。
- 環状4号線との交差点は、立体交差とすることで、交通への影響を回避する計画です。

第2章 地域の概況及び地域特性

第2章 地域の概況及び地域特性

2.1 調査対象地域等の設定

計画区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 2-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、計画区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県横浜市瀬谷区、神奈川県横浜市旭区、神奈川県横浜市緑区、神奈川県大和市、東京都町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

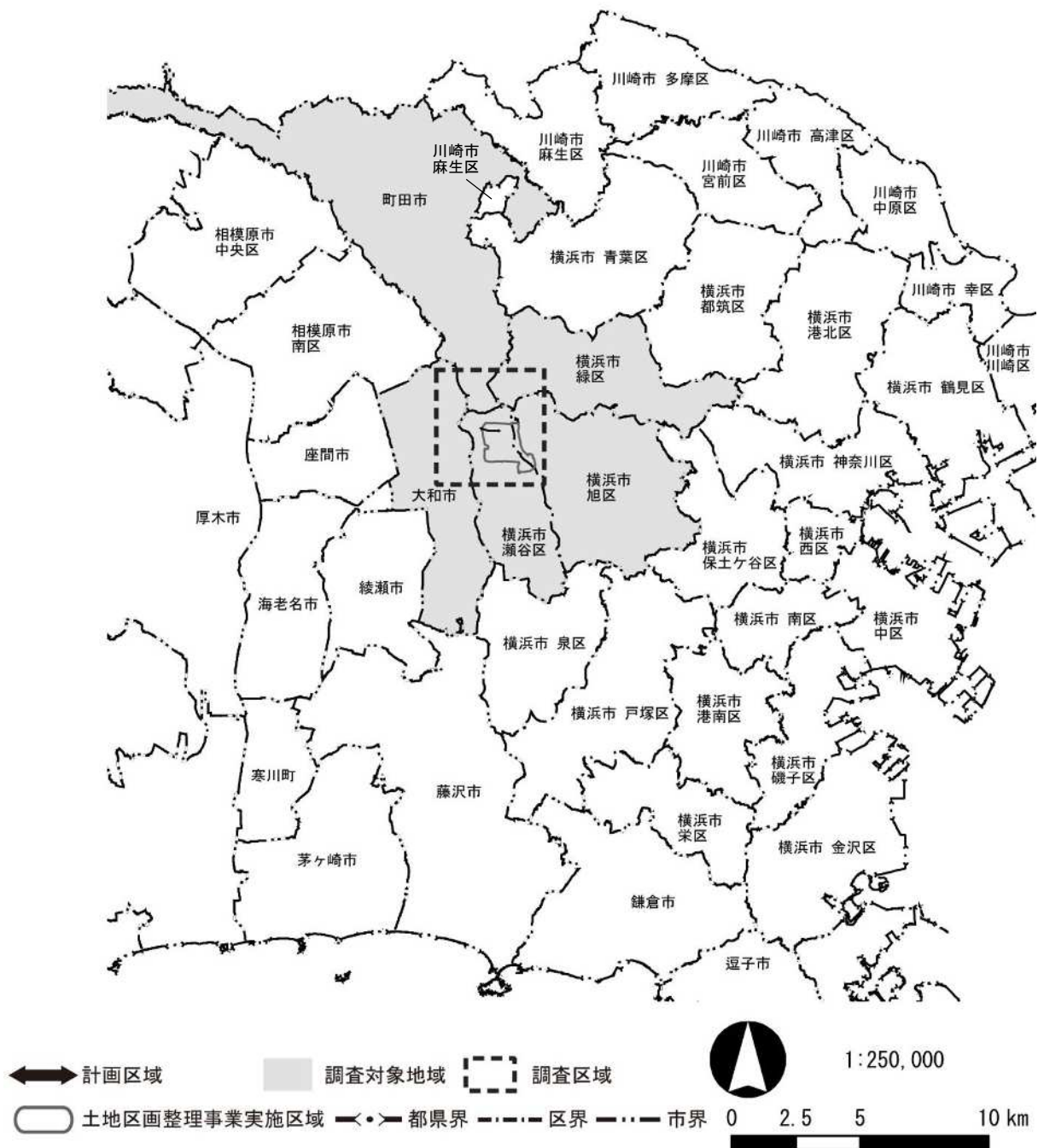


図 2-1 調査対象地域等の位置

2.2 地域の概況

2.2.1 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）の位置は図 2-2 に、令和 5 年の気象状況は、表 2-1 に示すとおりです。

令和 5 年の平均気温は 18.0℃、平均湿度 67%、平均風速 3.6m/s、最多風向は北、降水総量 1,377mm となっています。

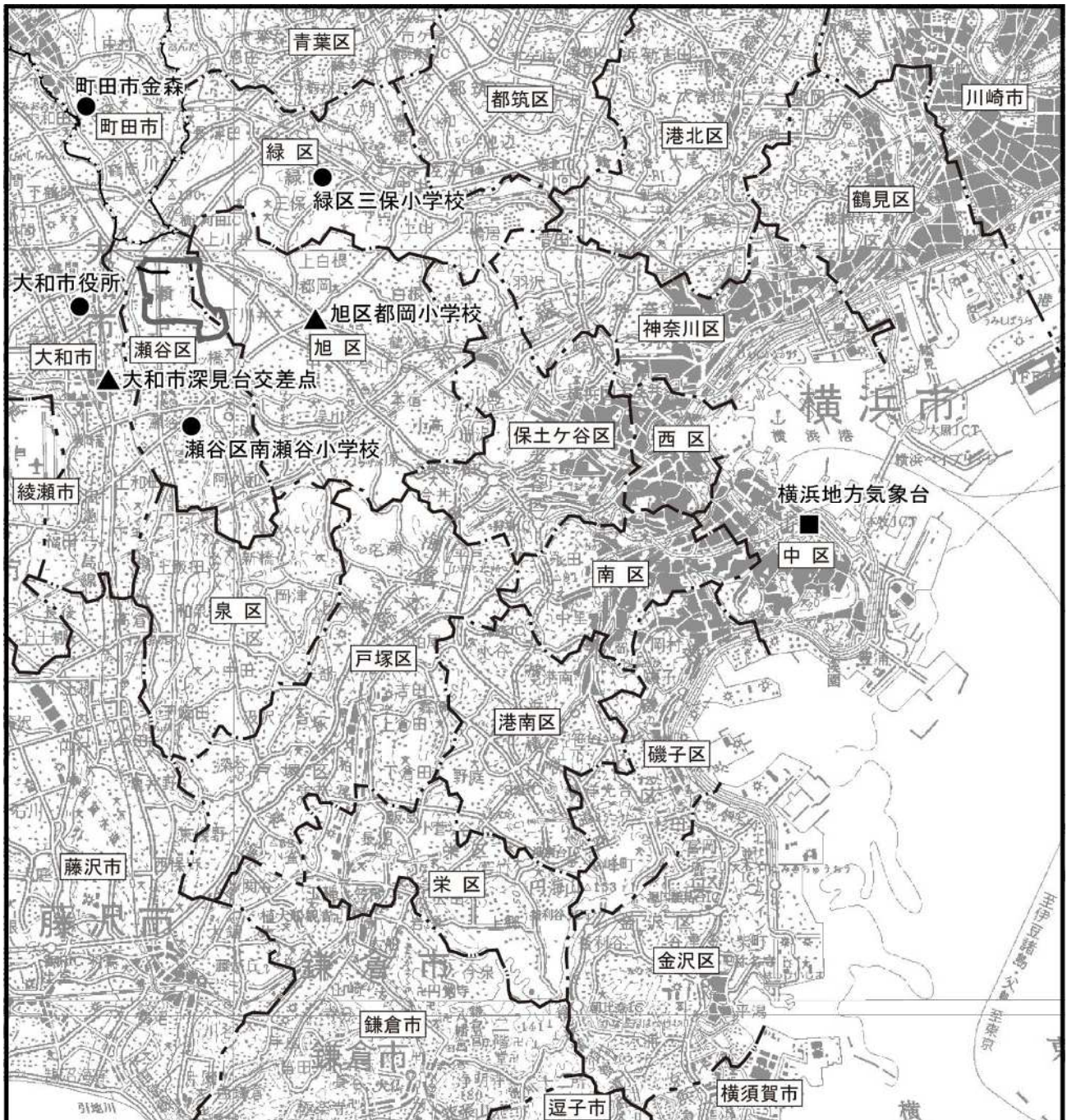
表 2-1 気象の状況（令和 5 年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	18.0	6.4	7.9	13.2	16.6	19.0	23.2	28.2	29.1	26.9	19.5	15.2	10.2
最高気温 (℃)	37.3	15.4	19.4	24.2	25.8	30.3	31.9	37.3	35.5	34.7	30.8	27.3	24.5
最低気温 (℃)	-2.1	-2.1	0.6	5.4	7.5	10.8	16.8	20.6	22.7	19.1	11.8	5.7	1.9
平均湿度 (%)	67	54	53	68	61	71	79	73	78	78	64	64	56
平均風速 (m/s)	3.6	3.3	4.2	3.5	4.3	3.7	2.9	3.8	3.5	3.4	3.3	3.7	3.1
最多風向	注1 北)	北	北	北	北	北	注1 南南西)	南西	南南西	南南西	北	北	注1 北)
日照時間 (h)	2,410.0	191.7	171.9	169.4	204.9	208.0	149.0	278.0	262.8	185.5	210.6	173.8	204.4
日照率 (%)	54	62	57	46	52	48	34	63	63	50	60	56	68
降水総量 (mm)	1,377.0	16.5	41.0	140.0	95.0	220.5	333.0	47.0	110.0	148.5	134.5	57.5	33.5

注 1：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。

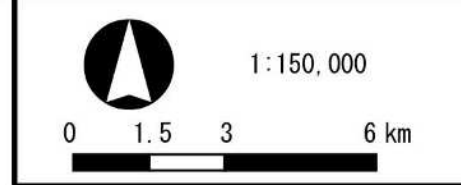
必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80% を基準とします。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）



凡例

- | | |
|----------|----------------|
| ←→ 計画区域 | ○ 土地区画整理事業実施区域 |
| —・— 都県界 | ■ 横浜地方気象台 |
| --- 市界 | ● 一般環境大気測定局 |
| - - - 区界 | ▲ 自動車排出ガス測定局 |



資料：「平成 30 年度～令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)
 「平成 30 年度～令和 4 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)
 「東京都大気情報」(東京都環境局ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

図 2-2 横浜地方気象台及び大気質測定局の位置

2.2.2 地形、地質、地盤の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 2-3、標高区分は図 2-4 に示すとおりです。

計画区域及びその周辺の地形は、主に武蔵野段丘面群、立川段丘面群及び盛土地となっています。計画区域の標高は、おおむね 50m 以上 80m 未満となっています。

なお、上瀬谷地区内は、土地区画整理事業により、盛土または切土の工事が実施される予定です。盛土及び切土の範囲は図 2-3、図 2-4 に示すとおりです。

調査区域の保全すべき地形は、図 2-3 に示すとおりです。

長津田町の谷津田景観は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

(2) 地質の状況

調査区域の地質については、図 2-5 に示すとおりです。

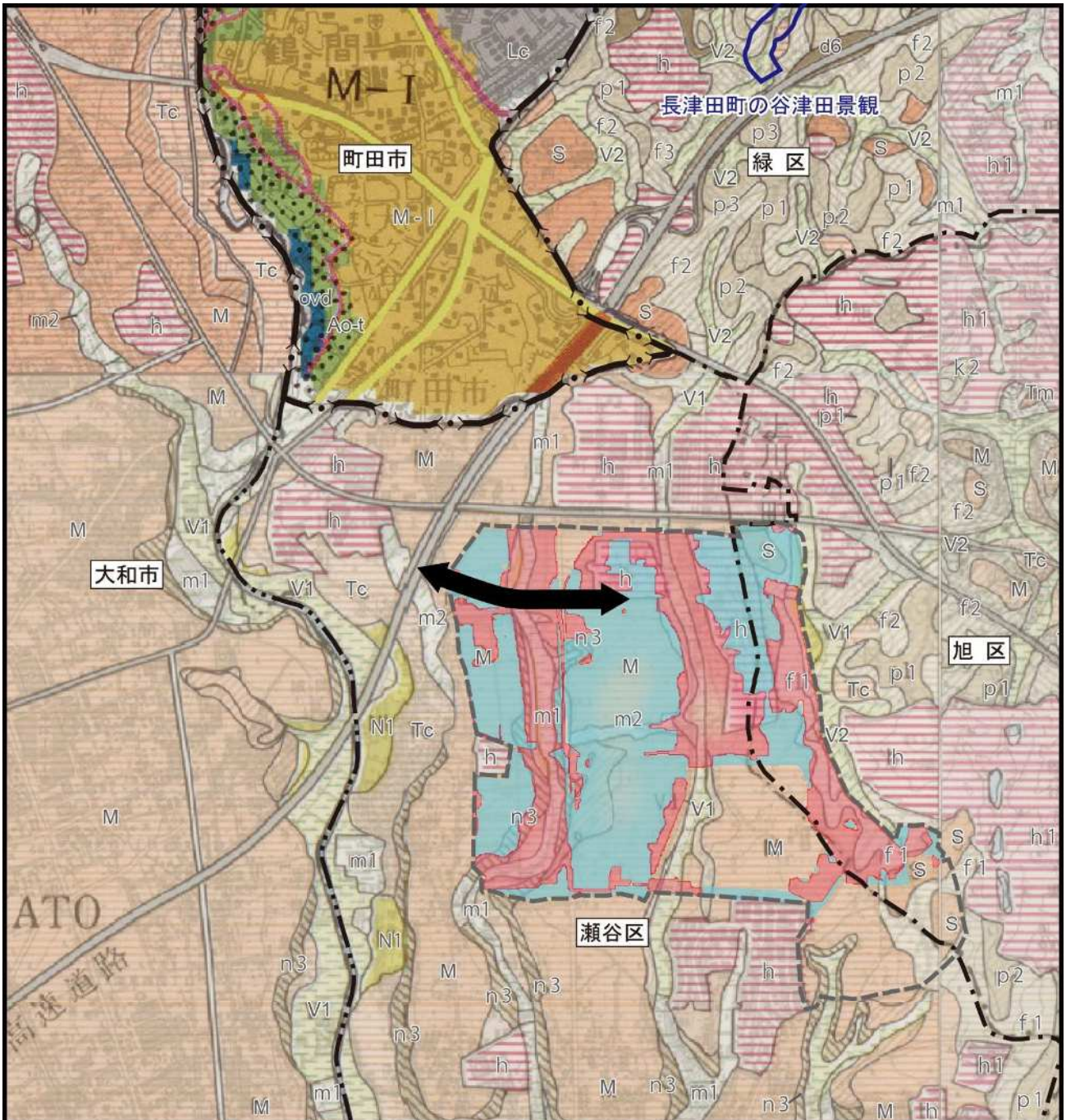
計画区域及びその周辺には武蔵野ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

なお、上瀬谷地区内は、土地区画整理事業により、盛土または切土の工事が実施される予定です。盛土及び切土の範囲は図 2-5 に示すとおりです。

地質断面の状況は、図 2-6 に示すとおりです。

計画区域周辺は主に第四紀更新世の相模層群の粘土・砂礫層等を基盤とし、火山灰層・武蔵野ローム層、火山灰層・立川ローム層、武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物、沖積層（泥を主とし、砂を含む）、沖積層（砂・礫を主とした泥を含む）から構成されており、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。



凡例 ←・→ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

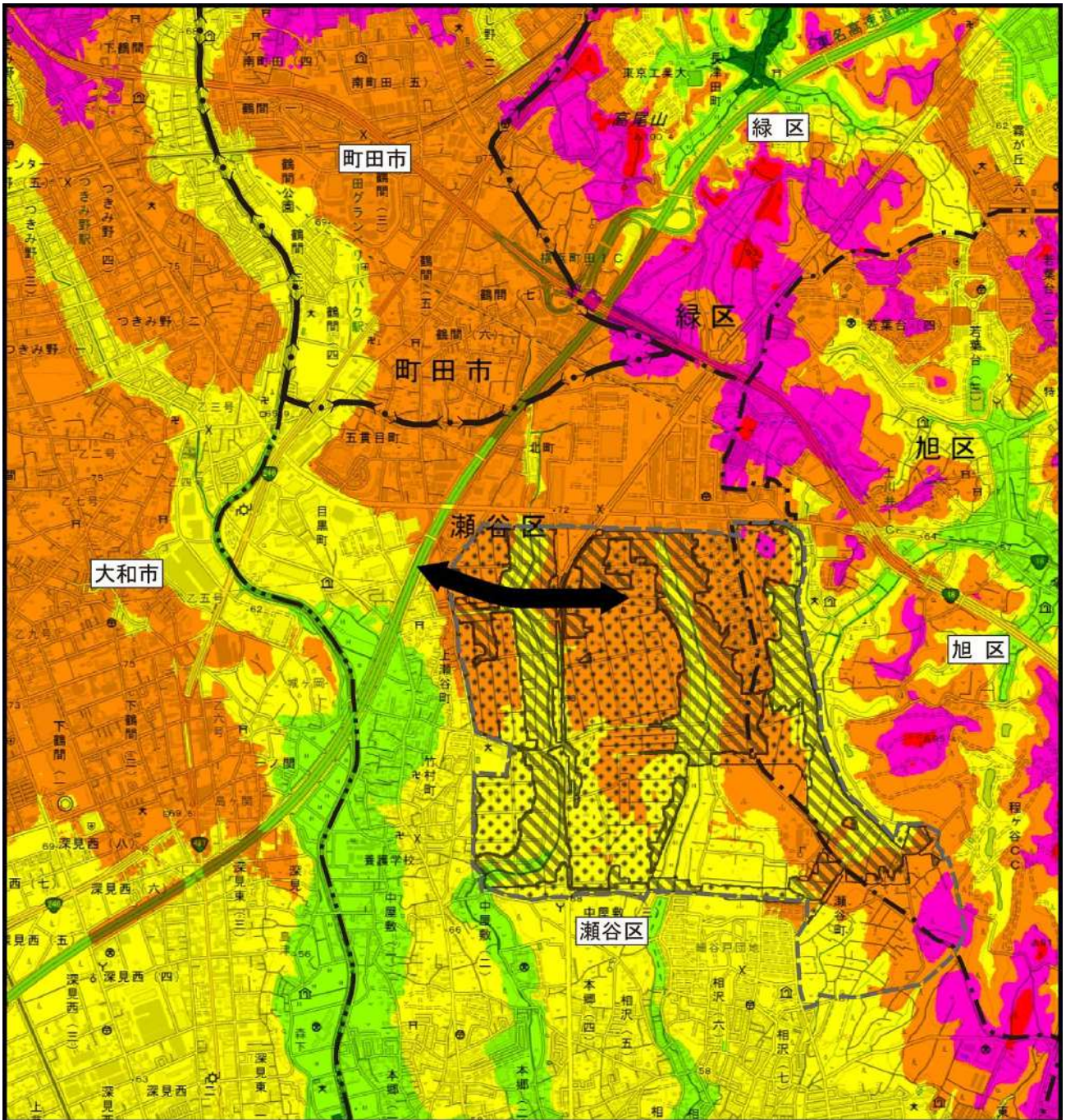
← 計画区域 () 土地区画整理事業実施区域

一般山地	段丘地形	台地	低地の微高地
p1 p2 p3 山頂緩斜面	1m1 1m2 1m3 多段段丘面群	M-1 武蔵野段丘面 I	N1 自然堤防
k1 k2 k3 山腹緩斜面	S S S 下末吉段丘面群	Ae-1 青柳段丘面	低地の一般面
f1 f2 f3 山麓緩斜面	M M M 武蔵野段丘面群	段丘崖	V1 V2 V3 谷底平野
n3 n4 一般斜面	Tc Tc Tc 立川段丘面群	人工地形	その他
d5 d6 急斜面		Ar1 旧河道	平坦化地
		低地	盛土地
		owd 旧河道	m1 m2
			国道・主要地方道
			高速道路
			主要道路
			地形界
			Lc 大規模な宅地造成地 (学校の敷地を含む)

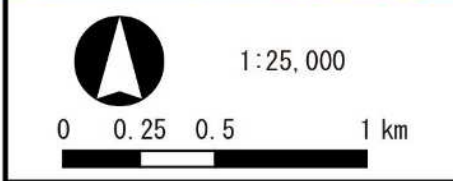
凡例の数字は、傾斜区分を示す。1:0 ~ 3° 2:3 ~ 8° 3:8 ~ 15° 4:15 ~ 30° 5:30 ~ 40° 6:40° ~

資料：「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「八王子・藤沢・上野原」(東京都 平成7年3月)、「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(神奈川県 平成3年3月)、「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「八王子」(神奈川県 平成元年3月)、「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「藤沢・平塚」(神奈川県 昭和63年3月)、「日本の地形レッドデータブック 第2集-保全すべき地形-」(小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月)

図 2-3 地形分類図及び保全すべき地形

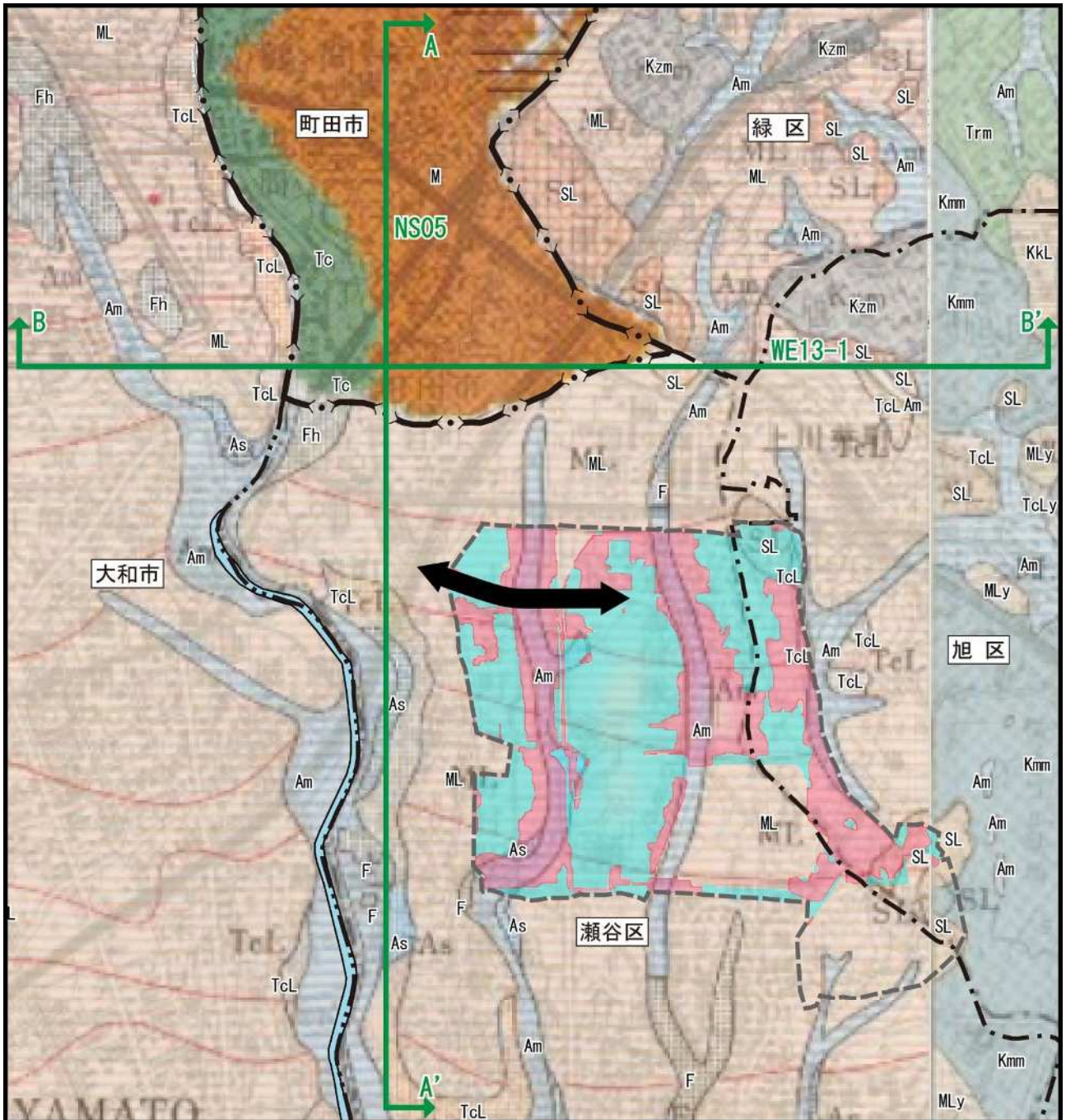


- 凡例
- ◁▷ 都県界
 - 市界
 - 区界
 - ←→ 計画区域
 - 土地区画整理事業実施区域
 - 標高 0m以上～50m未満
 - 標高50m以上～60m未満
 - 標高60m以上～70m未満
 - 標高70m以上～80m未満
 - 標高80m以上～90m未満
 - 標高90m以上～100m未満
 - 標高100m以上
 - ▨ 盛土
 - ▤ 切土



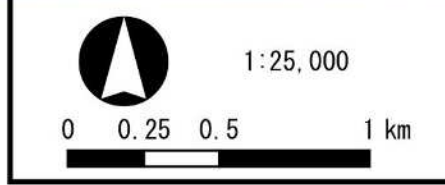
資料：「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-4 標高区分図



凡例 <-> 都県界 - - - 市界 - - - 区界
 <-> 計画区域 <- - - -> 土地区画整理事業実施区域

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| Am 沖積層（泥を主とし砂を含む） | MLy 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 |
| As 沖積層（砂・礫を主とし泥を含む） | SL 相模層群・下末吉ローム層 |
| TcL 火山灰層 立川ローム層 | Kkl 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 |
| Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物 | Kzm 上総層群 |
| TcLy 立川ローム層・立川礫層 | Trm 上総層群・鶴川層 |
| ML 火山灰層 武蔵野ローム層 | Kmm 上総層群・上星川層 |
| M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | |



- | | | |
|------------|----|-------------------|
| Fh 埋め立て土 | 盛土 | 断面図位置 (図 2-6 の断面) |
| F 埋め立て土・盛土 | 盛土 | |
| 水部分 | 切土 | |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 2-5 表層地質

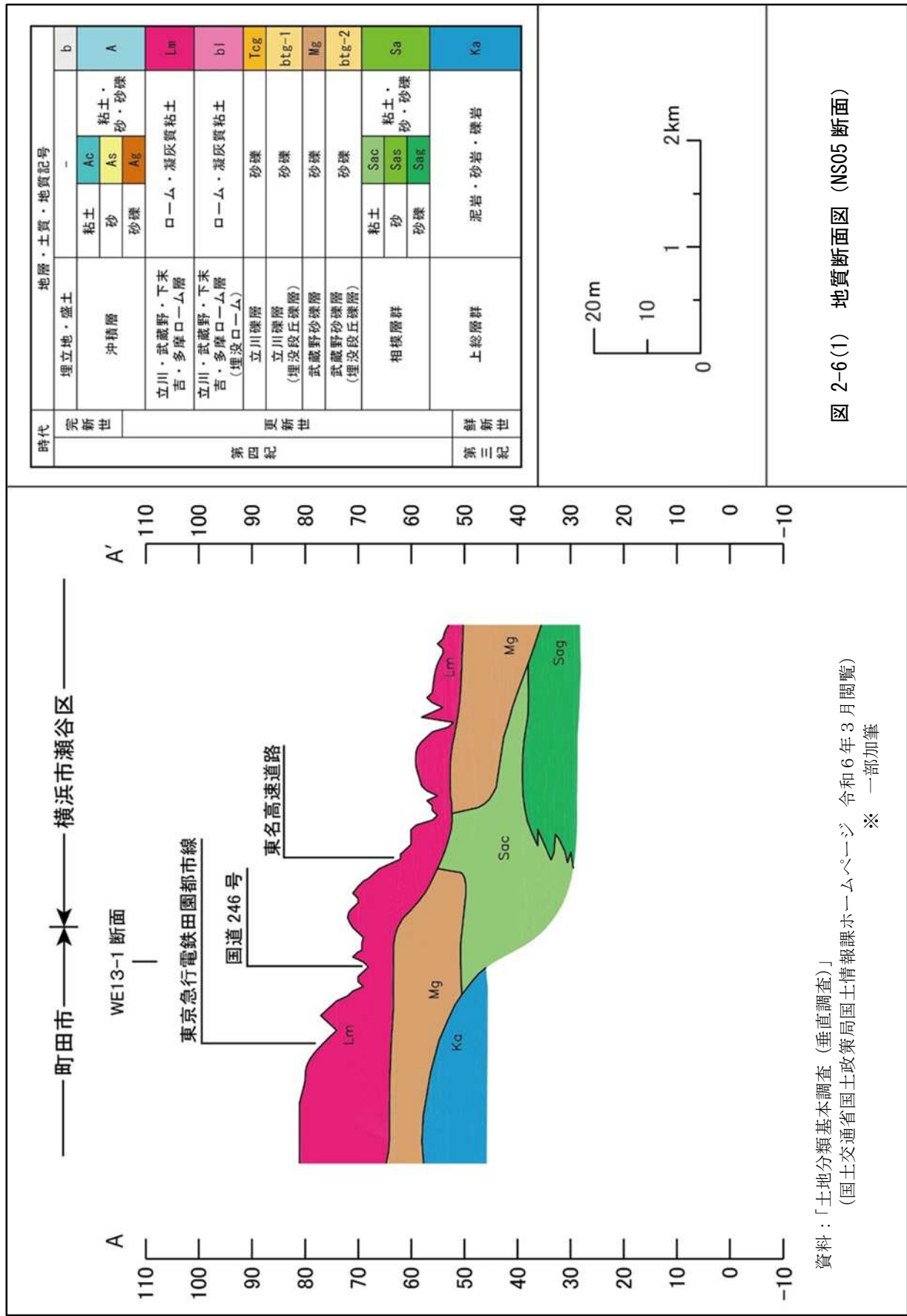
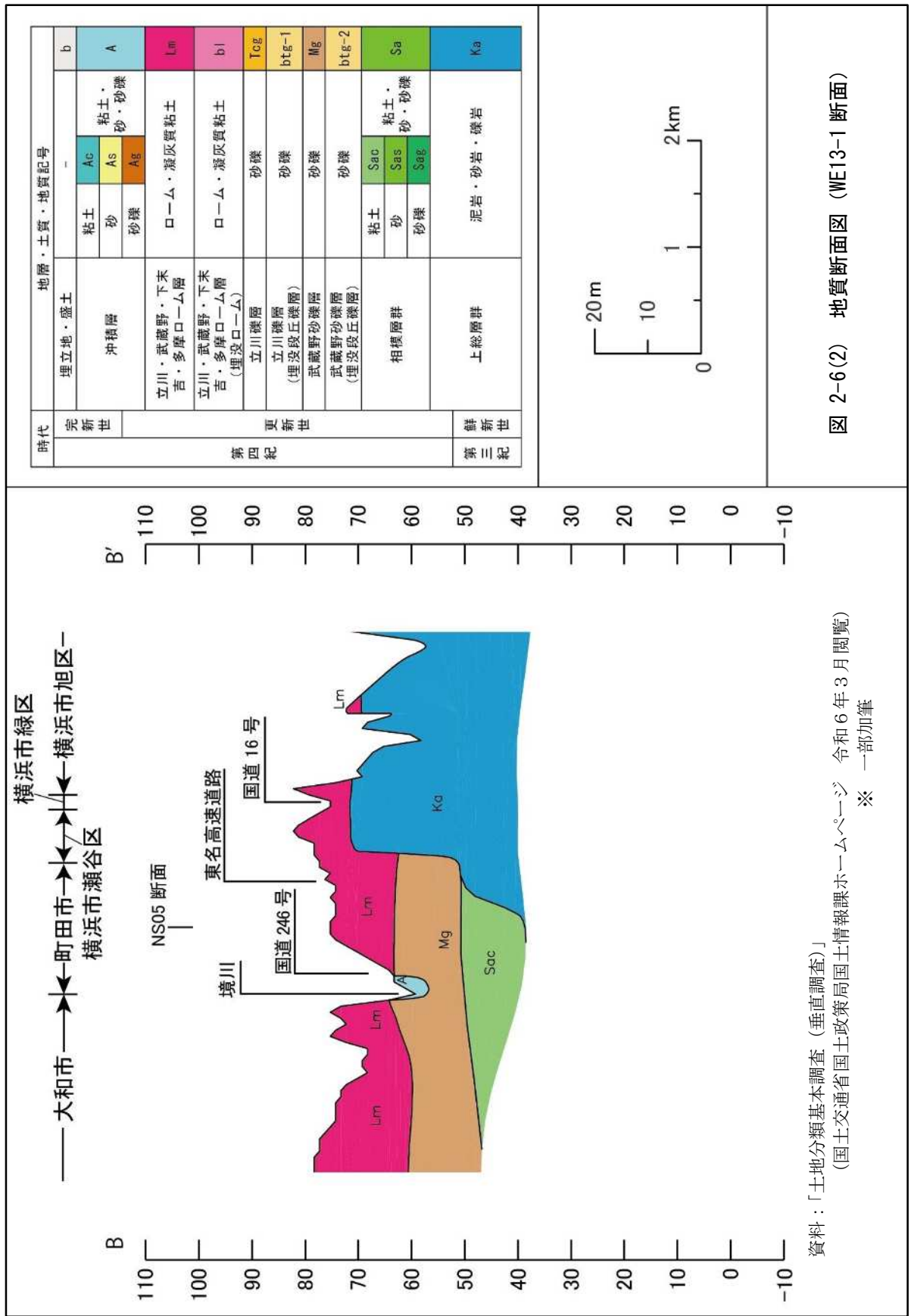


図 2-6(1) 地質断面図 (NS05 断面)

資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」
 (国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ 令和6年3月閲覧)
 ※ 一部加筆



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ※ 一部加筆

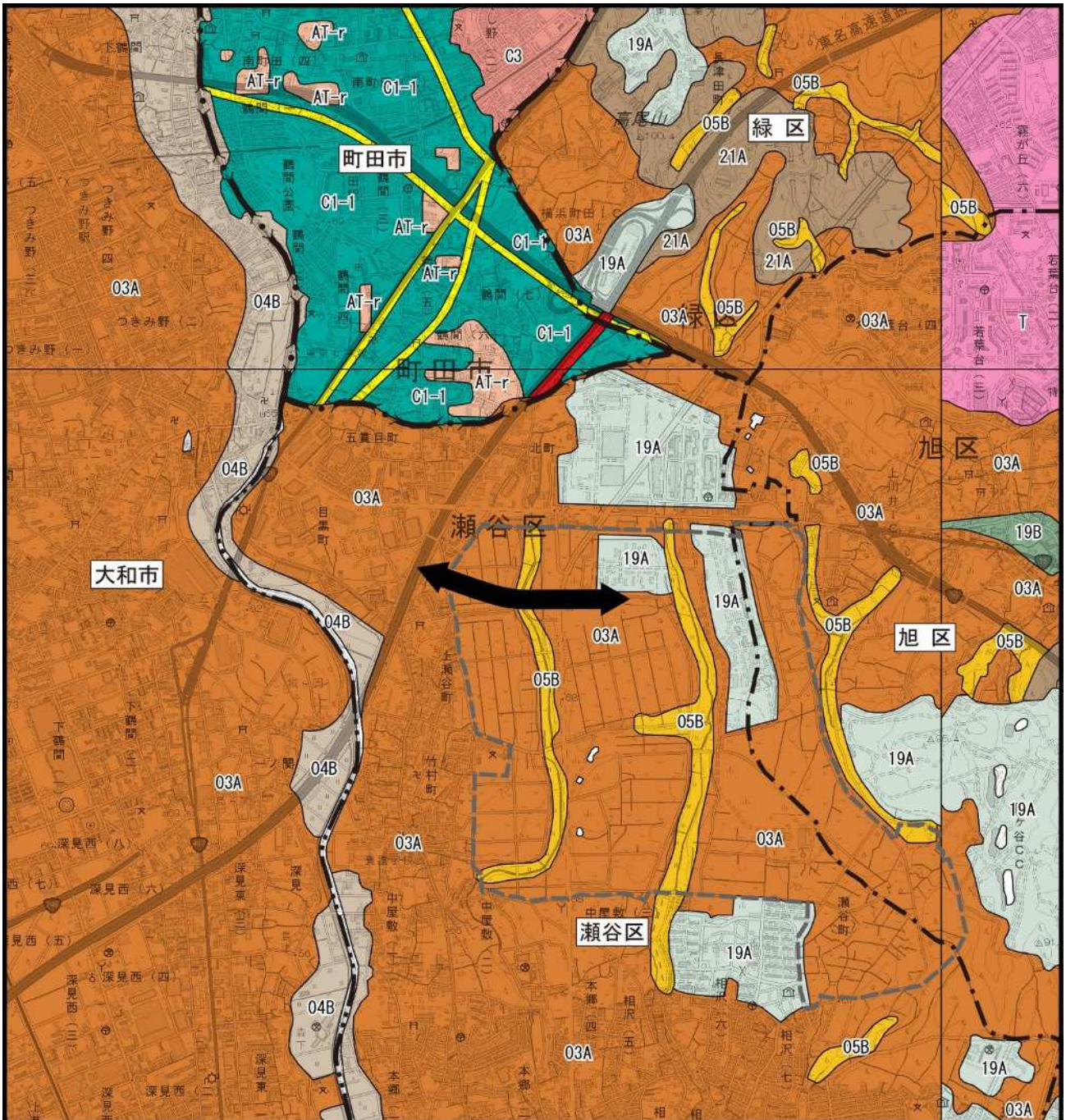
図 2-6(2) 地質断面図 (WE13-1 断面)

(3) 地盤の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 2-7 に示すとおりです。

計画区域及びその周辺には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

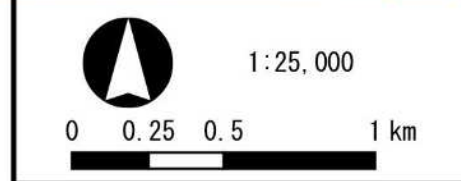
調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 2-8 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は0～5mとなっています。



凡例 ◀▶ 都県界 - - - 市界 - - - - 区界

← 計画区域 [] 土地区画整理事業実施区域

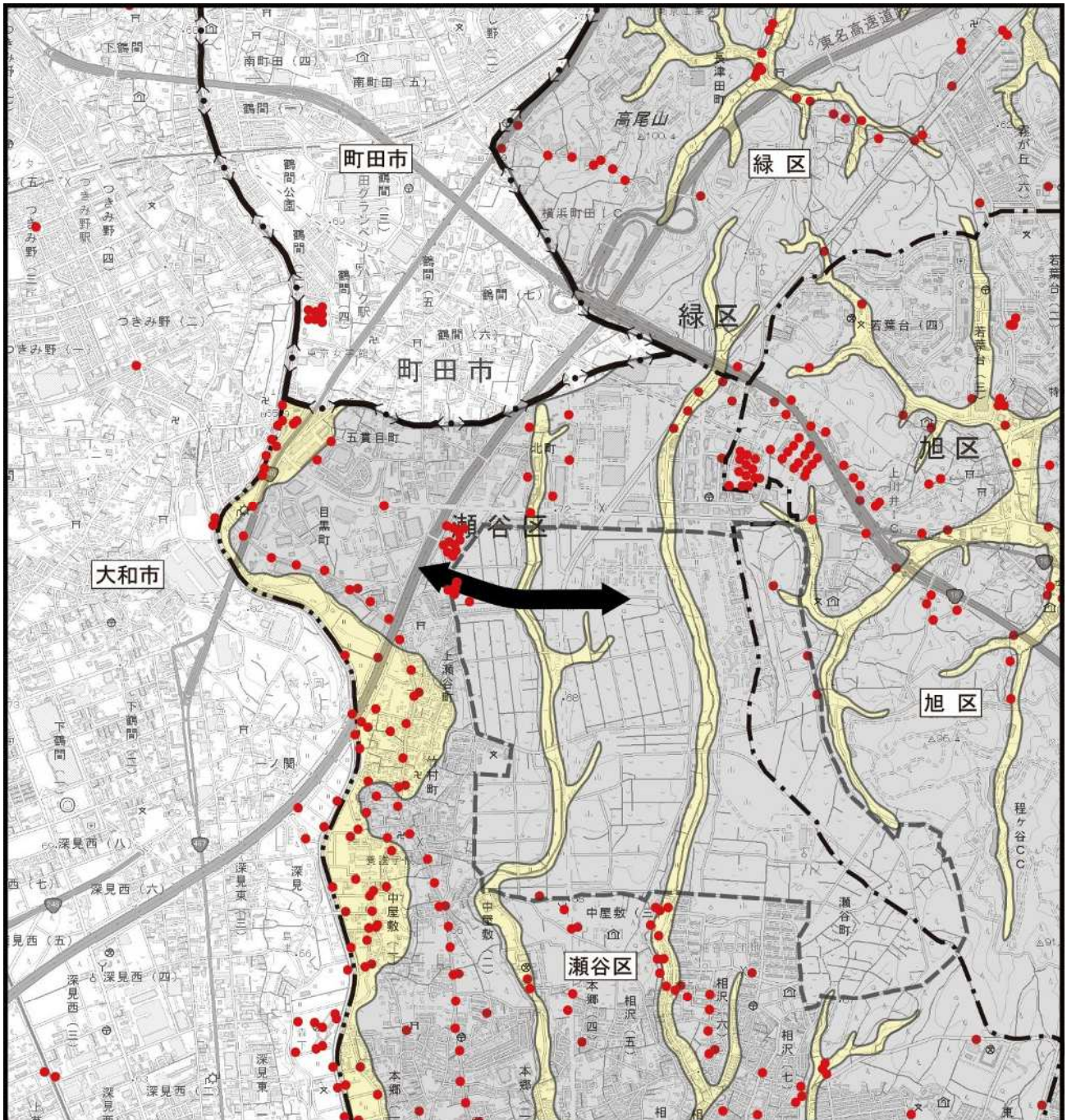
- | | |
|------------------|------------------------|
| 21A 黒ボク土 | 19B 人工改変低地土 |
| 03A 厚層多腐植質黒ボク土 | 19A 人工改変台地土 |
| AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質 | C1-1 人工改変地 I-1 (火山灰台地) |
| 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土 | C3 人口改変地Ⅲ(大規模改変地) |
| 05B 腐植質黒ボクグライ土 | T 大規模造成地 |



- | | |
|---------------|------|
| [Red line] | 高速道路 |
| [Yellow line] | 主要道路 |
| [White box] | なし |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「八王子・藤沢・上野原」(東京都 平成7年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(神奈川県 平成3年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「八王子」(神奈川県 平成元年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (土壌図)「藤沢・平塚」(神奈川県 昭和63年3月)

図 2-7 土壌図



凡例

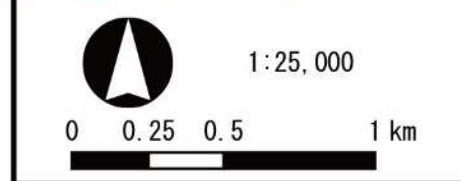
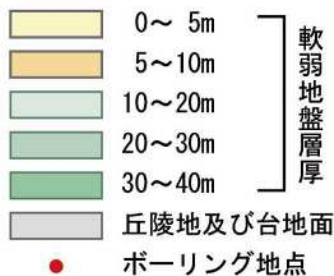
←→ 計画区域

⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界

— — 市界

— · — 区界



注1：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。

資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

「横浜市行政地図情報提供システム（地盤 View）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「地質調査」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「NGiC 地盤情報の有効活用に向けて（一般財団法人国土地盤情報センターホームページ 令和6年3月閲覧）」

図 2-8 軟弱地盤図

2.2.3 水循環の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 2-9 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 2-2 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 2-10 に示すとおりです。

計画区域内及びその周辺には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、相沢川及び大門川が流れています。

また計画区域の東側には帷子川及び堀谷戸川、南東側には和泉川、西側には境川が流れています。

主要な河川の流量は、表 2-3 に示すとおり、平成 30 年度～令和 4 年度の河川流量の年平均値は、境川が 0.360～2.220 m³/s、帷子川が 4.651 m³/s となっています。

なお、調査区域には、南北方向に流れる相沢川と大門川が位置しており、現況ではコンクリート三面張りとなっています。これらの河川は、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。相沢川、大門川の切り回しの状況については、図 2-10 に示すとおりです。

表 2-2 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長(m)	流域面積(k m ²)
境川	境川	二級河川(全域)	52,140	約211
		二級河川(都管理区間) ^{注2}	10,490	—
		二級河川(県管理区間) ^{注2}	18,300	—
	和泉川	二級河川(県管理市施行・維持区間)	9,510	11.46
		その他(横浜市管理) ^{注1}	—	—
	大門川 ^{注1}	その他(横浜市管理)	—	—
	相沢川	準用河川	2,158	4.30
その他(横浜市管理) ^{注1}		—	—	
帷子川	帷子川	二級河川(県管理市施行・維持区間)	17,340	約57.9
		二級河川(横浜市管理)	6,170	23.50
		その他(横浜市管理) ^{注1}	—	—
		公共下水道 ^{注1}	—	—
	堀谷戸川 ^{注1}	その他(横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川 ^{注2}	540	—
		その他(横浜市管理) ^{注1}	—	—
	二俣川 ^{注1}	その他(横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川(県管理市施行・維持区間)	850	4.42
	新井川 ^{注2}	準用河川	1,000	—
	くぬぎ台川 ^{注2}	準用河川	1,190	—
鶴見川	梅田川	一級河川(横浜市管理)	2,200	3.86
	岩川	準用河川	1,980	4.36

注1：和泉川(その他(横浜市管理))、大門川、相沢川(その他(横浜市管理))、帷子川((その他(横浜市管理))及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川(その他(横浜市管理))、二俣川の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

注2：境川(二級河川(都管理区間)及び二級河川(県管理区間))、矢指川(準用河川)、新井川、くぬぎ台川の流域面積は、資料に記載されていません。

注3：河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川
その他：上記以外の河川(普通河川)

注4：大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和6年3月閲覧)

「計画28河川」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和6年3月閲覧)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-3 主要な河川の流量（平成 30 年度～令和 4 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m ³ /s)	測定年度	備考
境川	境川	1	鶴間橋（町田市）	0.360	H30	
	境川	2	鶴間一号橋	0.450	R4	
	境川	3	鶴間橋（大和市）	0.790	R2	
	境川	4	新道大橋	2.220	R2	
帷子川	帷子川	5	水道橋	4.651	R4	図 2-9 の図郭外

注 1：表中の番号は、図 2-9 及び図 2-10 に対応しています。なお、帷子川の No. 5 水道橋は、図 2-9 の図郭外となります。

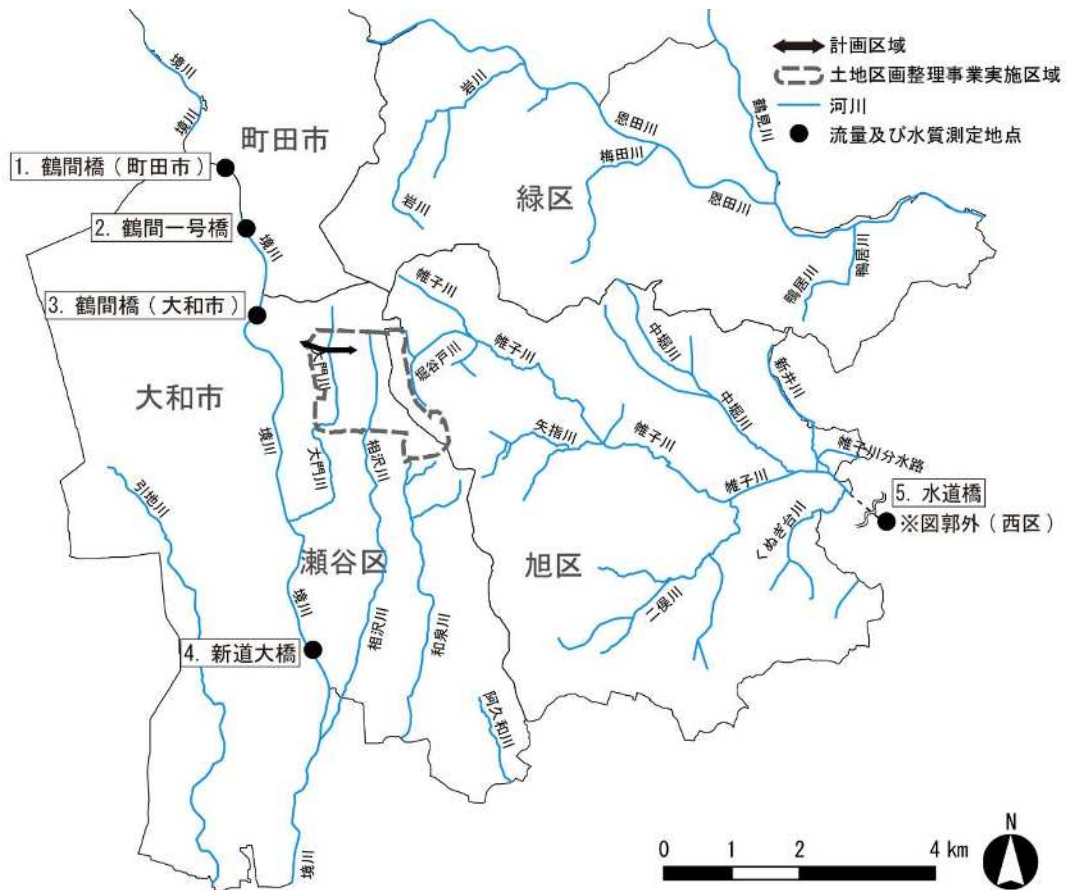
注 2：流量は年平均値です。

注 3：No. 1 鶴間橋（町田市）は平成 30 年度調査をもって終了しています。

資料：「平成 30 年度～令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「2018 年度、2022 年度 環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）



注1：図中の番号は表 2-3 に対応しています。

資料：「国土数値情報（河川データ・平成 20 年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課 令和 6 年 3 月閲覧）
「平成 30 年度～令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
「2018 年度、2022 年度 環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

図 2-9 河川図

また、調査区域における湧水の状況は、表 2-4 及び図 2-10 に示すとおりです。計画区域の東側及び南東側に湧水が分布しています。大和市及び町田市については、公表されている資料では、調査区域内に湧水はありませんでした。

表 2-4 湧水の状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 1（和泉川周辺の窪地）	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 2（和泉川周辺の窪地）	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注1：番号は図 2-10 に示す番号と対応しています。

資料：「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月）

(2) 水利用の状況

① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 2-5 に示すとおりです。

計画区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、計画区域が位置する瀬谷区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統及び相模川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 2-5 水道使用件数及び使用量

行政区域	給水戸数 (戸)	使用水量 (千 m ³)
横浜市	1,939,135	374,825
瀬谷区	57,917	11,405
旭区	117,842	23,423
緑区	87,222	16,671
大和市	125,614	23,364
町田市	212,848	—

注1：横浜市及び大和市は令和4年度末、町田市は令和4年10月1日現在の値

注2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「令和5年 統計概要」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和6年3月閲覧)

② 農業用水としての利用

計画区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和6年2月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町67）での取水が確認されました。

③ 工業用水としての利用

計画区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和6年2月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

④ 漁業による利用

計画区域及びその周辺における「漁業法」(昭和24年12月法律第267号)に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

(3) 地下水等の利用の状況

調査区域の地下水利用施設は表 2-6 に、位置は図 2-11 に示すとおりです。調査区域には、瀬谷区に 19 施設、旭区に 5 施設、緑区に 5 施設、町田市に 15 施設の地下水利用施設があります。

計画区域の西側には、「株式会社佐藤渡辺 関東支社 横浜合材工場」(S10)、「ゆめみ処おふろの王様 瀬谷店」(S09)の 2 施設があります。また、計画区域の北側には「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業、令和元年 7 月供用開始）」(S01)及び「株式会社サンケイ・横浜クリーンセンター」(S06)、「穂高株式会社 横浜第 2 工場」(S17)等、南側には「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業、令和 2 年 4 月供用開始）」(S02)及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」(S13)等、東側には「特別養護老人ホーム シャローム横浜」(A03)等、西側には「ユナイ特株式会社 横浜営業所」(S18)等の施設があります。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 2-6(1) 地下水利用施設数

行政区分	No	施設名称	所在地
瀬谷区	S01	横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業令和元年 7 月供用開始）	瀬谷町 7788 付近
	S02	横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業令和 2 年 4 月供用開始）	瀬谷町 7090 付近
	S03	ダイシン産業株式会社 第 2 クリーンセンター	北町 12- 1
	S04	前田道路株式会社	北町 20-13
	S05	溝口瀬谷レミコン株式会社 瀬谷レミコン工場	北町 20- 7
	S06	株式会社サンケイ・横浜クリーンセンター	北町 29-15
	S07	相武生コン株式会社 横浜工場	目黒町 10- 4
	S08	株式会社京浜特殊印刷	目黒町 16- 1
	S09	ゆめみ処おふろの王様 瀬谷店	目黒町 24- 6
	S10	株式会社佐藤渡辺 関東支店 横浜合材工場	目黒町 36- 2
	S11	相模アセチレン株式会社	目黒町 8- 5
	S12	日本アビオニクス株式会社横浜事業所	本郷二丁目 28- 2
	S13	高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会	瀬谷町 7048, 7029
	S14	岩崎園農場	瀬谷町 7091
	S15	ダイシン産業株式会社 第 1 クリーンセンター	北町 28- 1
	S16	オリックスリアルエステート株式会社	五貫目町 2- 4- 1
	S17	穂高株式会社 横浜第 2 工場	五貫目町 25- 1
	S18	ユナイ特株式会社 横浜営業所	目黒町 20-1, 2, 3, 11, 12
	S19	株式会社メディス 関東本部	卸本町 9279-49
旭区	A01	程ヶ谷カントリークラブ株式会社	上川井町 1324
	A02	特別養護老人ホームあだちホーム（横浜温泉チャレンジャー）	上川井町 2287
	A03	特別養護老人ホーム シャローム横浜	上川井町 1988
	A04	YOKOHAMA MY 雅	上川井町 2171
	A05	医療法人社団明芳会 横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20- 1

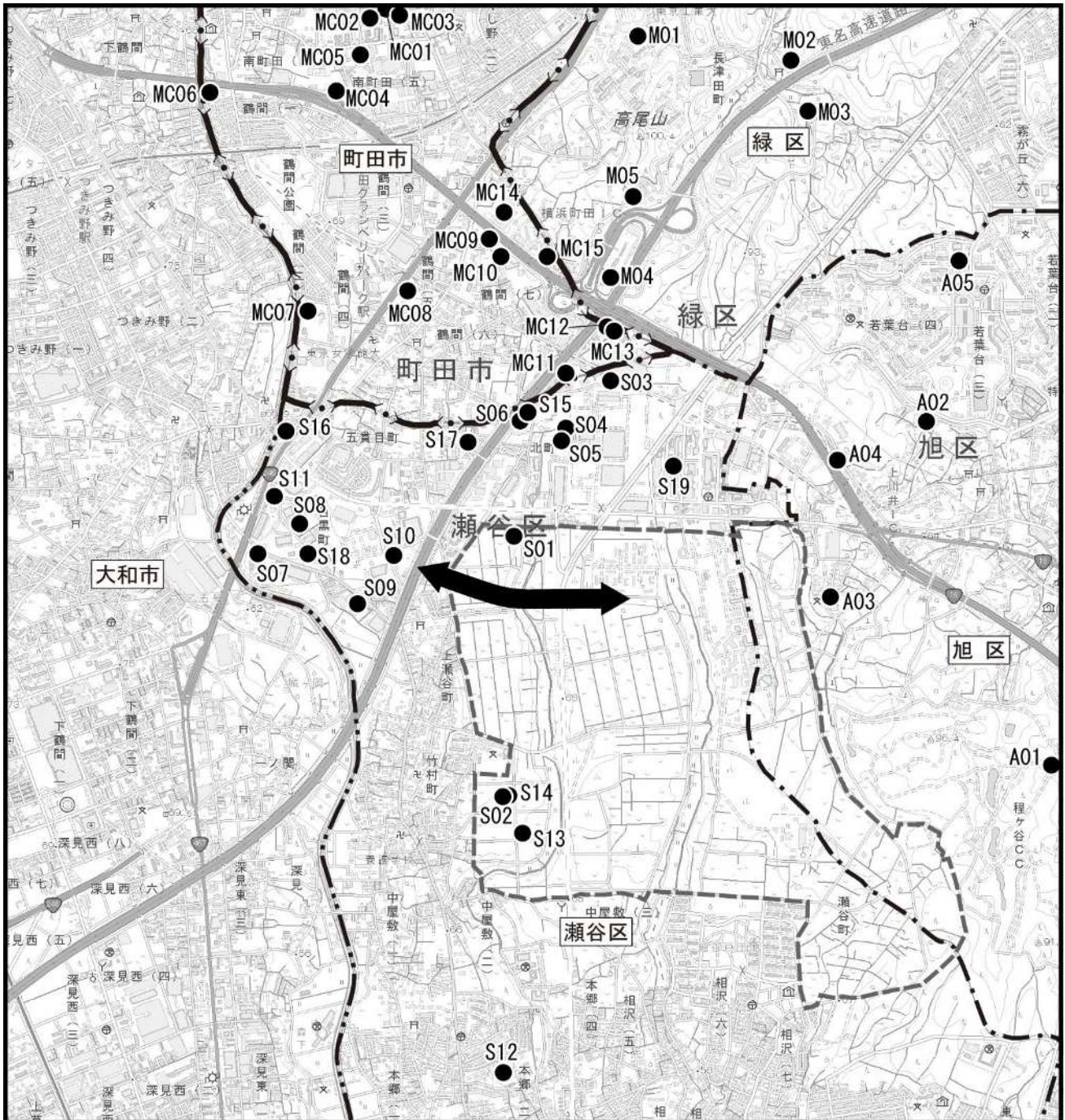
表 2-6(2) 地下水利用施設数

行政区分	No	施設名称	所在地
緑区	M01	国立大学法人東京工業大学すずかけ台キャンパス	長津田町 4259
	M02	岡部谷戸水利組合	長津田町 4622
	M03	長津田台農業専用地区協議会	長津田町 5104
	M04	中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター	長津田町 5509
	M05	ホテルクィーンズタウン旅館	長津田町 5597
町田市	MC01	株式会社サンデリカ町田事業所	南町田三丁目 39-1
	MC02	医療法人社団芙蓉会 ふよう病院	南町田三丁目 43-1
	MC03	株式会社昭和メディカルサイエンス	南町田三丁目 45-18
	MC04	東横 INN 南町田	南町田四丁目 32-1
	MC05	特別養護老人ホーム芙蓉園	南町田五丁目 16-1
	MC06	ゴルフ・ドゥ横浜町田インター店	鶴間一丁目 1-38
	MC07	町田市立鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1
	MC08	株式会社キタセキ ルート246横浜インター給油所	鶴間五丁目 11-33
	MC09	メルセデスベンツ東名横浜サービス工場	鶴間七丁目 2-1
	MC10	東京・湯河原温泉 万葉の湯	鶴間七丁目 3-1
	MC11	ホテル アメリカン	鶴間七丁目 23-27
	MC12	ホテルアルティアダイナソー町田店	鶴間七丁目 28-28
	MC13	企業（名称は公表していないため表示不可）	鶴間七丁目 28-41
	MC14	ケーユーサービス工場	鶴間八丁目 17-1
	MC15	日本瓦斯株式会社町田工場	鶴間八丁目 21-1

注1：町田市の地下水利用施設の情報は、町田市から公表可能な情報を提供していただきました。（令和6年5月時点）

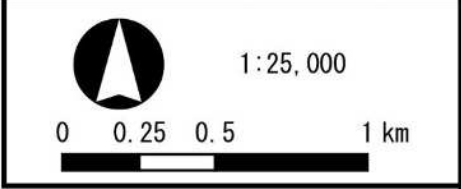
注2：大和市は公表可能な情報がありませんでした。

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和6年4月1日現在」（横浜市みどり環境局水・土壌環境課）



凡例

-
-
-



注1：町田市の地下水利用施設の情報は、町田市から公表可能な情報を提供していただきました。（令和6年5月時点）

注2：大和市は公表可能な情報がありませんでした。

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和6年4月1日現在」（横浜市みどり環境局水・土壌環境課）

「ヨコハマ市民まち普請事業 整備事例集 vol. 4 [平成20年度先行整備提案 整備事例集]」（横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課 平成22年10月）

図 2-11 地下水利用施設位置図

(4) 下水道の整備状況

調査区域における令和4年度末の下水道の整備の状況は、表 2-7 に示すとおりです。

計画区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.1%となっています。

表 2-7 下水道の整備の状況

項目	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
処理区						
横浜市	43,801	3,768,664	31,541	3,767,347	72.0	100.0
瀬谷区	1,717	121,536	1,135	121,394	66.1	99.0
旭区	3,273	241,950	2,275	241,887	69.5	100.0
緑区	2,551	182,670	1,508	182,614	59.1	100.0
大和市	2,709	244,337	1,958	233,398	72.3	95.5
町田市	7,155	431,018	5,012	426,923	70.0	99.0

注1：令和4年度末現在の値

注2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和5年 統計概要」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

2.2.4 植物、動物の状況

(1) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 2-8 のとおりです。

表 2-8 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成8年9月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第15報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所 令和2年3月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成3年3月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「東京都レッドデータブック 2023 本土部」（東京都 令和5年）	調査区域が該当するメッシュで確認された種を対象としました。
「東京都植物誌 2019」（合田勇太郎 令和元年）	東京都町田市で確認された種を対象としました。

① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 2-9 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,146 種が確認されています。

表 2-9 文献により確認された植物

分類	主な確認種
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (94種)
種子植物	裸子植物 イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ、カイツカイブキ、キャラボク (12種)
	被子植物 双子葉植物 離弁花類 オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (481種)
	合弁花類 ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオバコ、スイカズラ、レンブクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等 (291種)
単子葉植物 ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ビロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (268種)	
合計	1,146種

② 植生の概要

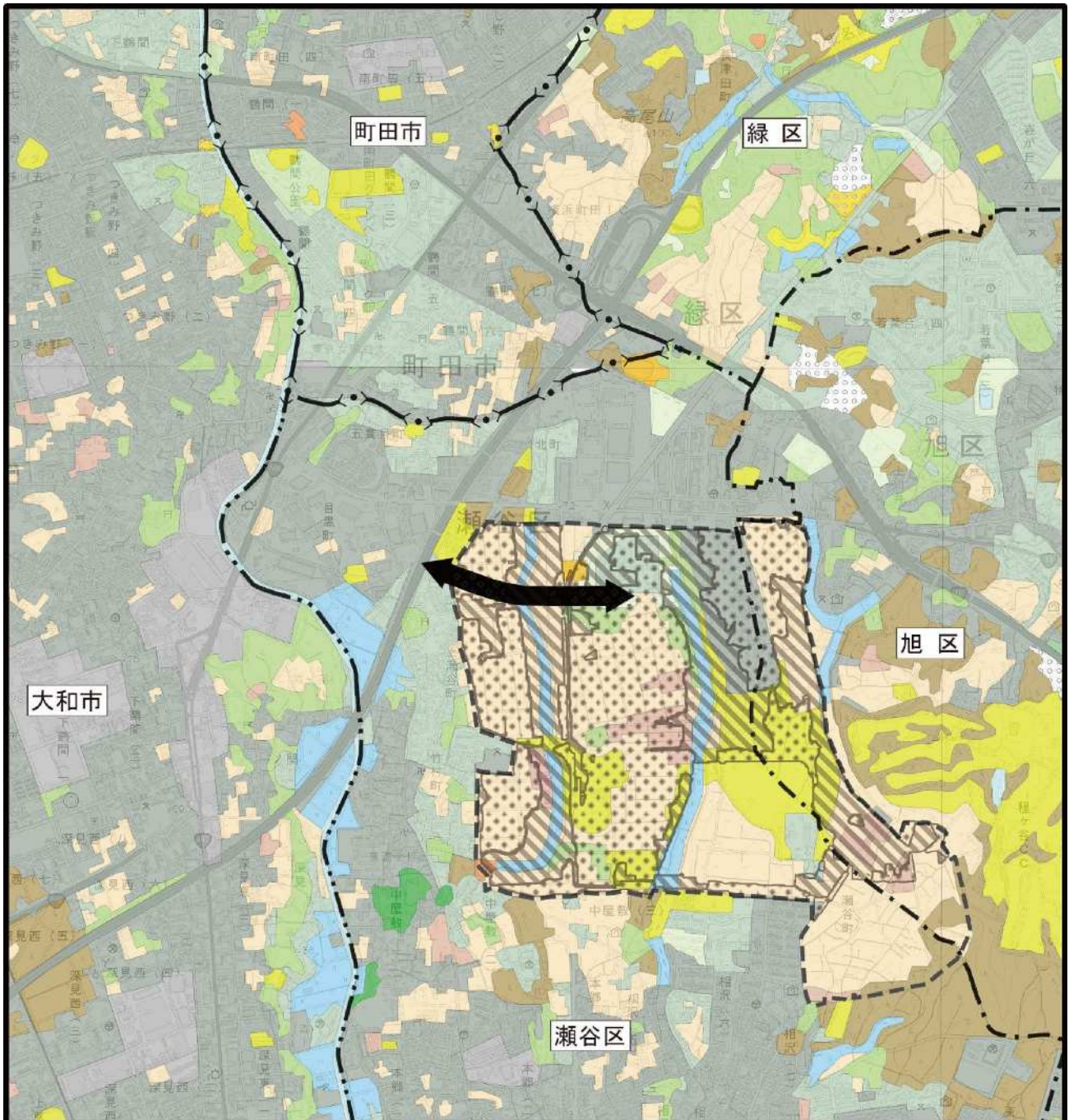
調査区域における現存植生図は図 2-12 に、潜在自然植生図は図 2-13 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

計画区域及びその周辺の現存植生は、主に畑雑草群落、市街地、緑の多い住宅地の他に、小規模な範囲でクヌギ - コナラ群集、低木群落、ゴルフ場・芝地、水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

なお、上瀬谷地区内は、土地区画整理事業により、すべてが改変され、盛土または切土の工事が実施される予定です。(盛土及び切土の範囲は図 2-12 参照) そのため、土地区画整理事業実施区域内の農業振興地域(図 2-26(p. 2-72)参照)も改変されます。

しかし、土地区画整理事業実施区域は、農業振興地区、物流地区、観光賑わい地区、公園・防災地区等に整備される計画(図 2-21(p. 2-60)参照)であるため、新たに整備される公園・防災地区等では、当該地域の保全対象種の生育・生息地として、適した環境を創出・保全することが計画されています。^{注1}(図 2-22(p. 2-61)参照)

注1：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書(工事中その2)」(横浜市 令和6年2月)



凡例

←→ 計画区域 - - - 土地区画整理事業実施区域

—+— 都県界 - - - 市界 - - - 区界



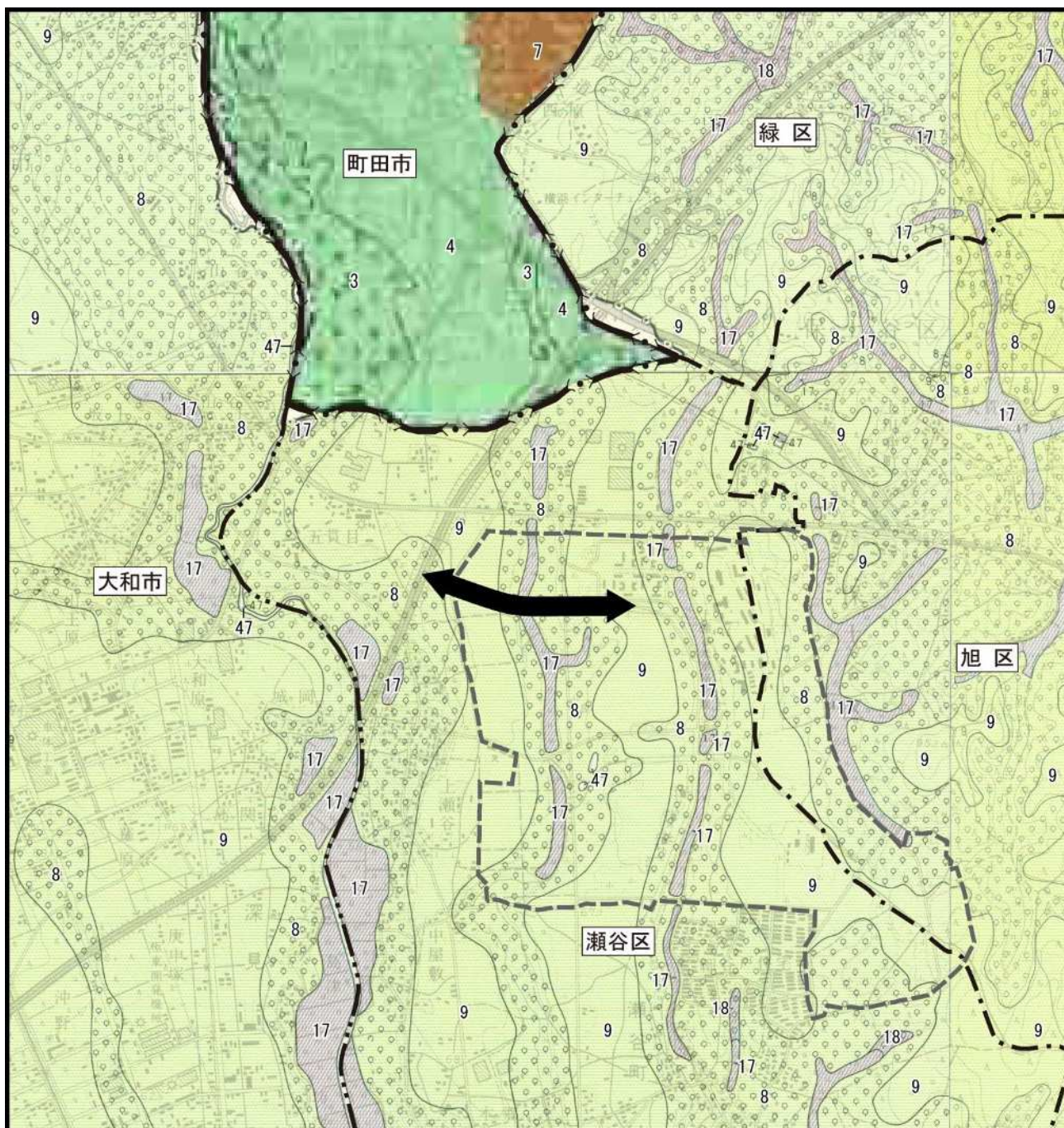
1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- | | | |
|----------------|-------------|---------------------|
| ■ シラカシ群集 | ■ 竹林 | ■ 水田雑草群落 |
| ■ シラカシ屋敷林 | ■ ゴルフ場・芝地 | ■ 市街地 |
| ■ コナラ群落 (VII) | ■ 牧草地 | ■ 緑の多い住宅地 |
| ■ クヌギ・コナラ群集 | ■ 路傍・空地雑草群落 | ■ 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| ■ 低木群落 | ■ 果樹園 | ■ 工場地帯 |
| ■ チガヤーススキ群落 | ■ 常緑果樹園 | ■ 造成地 |
| ■ スギ・ヒノキ・サワラ植林 | ■ 畑雑草群落 | ■ 開放水域 |
| | | ▨ 盛土 ▨ 切土 |

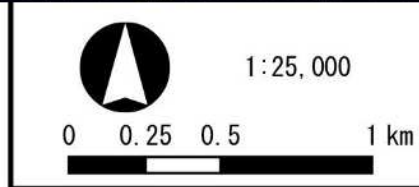
資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-12 現存植生図



凡例 —●— 都県界 - - - 市界 - · - · 区界
 ←→ 計画区域 [] 土地区画整理事業実施区域

- | | | | | |
|--|---|--|----|---------------|
| | 8 | | 17 | ハンノキ群落 |
| | 8 | | 18 | クヌギ・ハンノキ群落 |
| | 3 | | 7 | アカマツ群落 |
| | 9 | | 47 | 開放水域 |
| | 9 | | | シラカシ群落・典型亜群落 |
| | 4 | | | シラカシ群落・ケヤキ亜群落 |



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和50年3月）
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-13 潜在自然植生図

③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 2-10 のとおりです。

表 2-10(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ令和6年3月閲覧)ほか各自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)	○	
③	「環境省レッドリスト2020」(環境省令和2年3月)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類・・・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ令和6年3月閲覧)	○	

表 2-10(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
④	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)	EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)	○	
⑤	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)に記載された植物群落(群落複合)	群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	○	
⑥	「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)	Ex-A: 絶滅種(Ex)のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B: 絶滅種(Ex)のうち、横浜市全域にみられた種 En-A: 絶滅寸前(En)のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B: 絶滅寸前(En)のうち、横浜市全域にみられた種 V-A: 危急種(V)のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B: 危急種(V)のうち、横浜市全域にみられた種 R: 準絶滅危惧種	「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)	○	

表 2-10(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
⑦	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)に掲載された特定植物群落</p>	<p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)</p>		○
⑧	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落</p>	<p>4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)</p>		○
⑨	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落</p>	<p>植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年3月)</p>		○

ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 2-11 のとおり 79 科 220 種が確認されています。

表 2-11(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	トウゲシバ					En-A		
2		ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B		
3		ハナヤスリ	シチトウハナワラビ					NT		
4			ナツノハナワラビ						V-B	
5			コヒロハハナヤスリ					NT	V-B	
6		キジノオシダ	オオキジノオ					NT	En-A	
7			キジノオシダ					NT	En-A	
8		イノモトソウ	ヒメミズワラビ					NT	En-A	
9		チャセンシダ	コバノヒノキシダ						V-B	
10		シシガシラ	シシガシラ						En-A	
11		オシダ	シノブカグマ					EN		
12			ハカタシダ							En-A
13			オニカナワラビ							En-B
14			メヤブソテツ							En-A
15			ナチクジャク						CR	Ex-A
16			サクライカグマ							En-A
17			エンシュウベニシダ							V-A
18			ワカナシダ						EN	
19			タニヘゴ						EN	
20				イヌイワイタチシダ					NT	
21			メシダ	ムクゲシケシダ					VU	En-A
22				コヒロハシケシダ						EN
23			ウラボシ	マメヅタ						V-B
24		サンショウモ	サンショウモ				VU	CR	En-B	
25			オオアカウキクサ					EN	VU	En-B
26	裸子植物	マツ	モミ					V-A		
27	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B		
28	双子葉植物		オオキツネヤナギ				EN			
29	離弁花植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A		
30			トキホコリ			VU	VU			
31			ムカゴイラクサ						V-B	
32			カテンソウ						V-B	
33			イラクサ						V-B	
34		オオバヤドリギ	マツグミ					NT		
35		タデ	サクラタデ						V-B	
36			ナガバノウナギツカミ				NT	EX		
37		ナデシコ	フシグロセンノウ					VU		
38			ワダソウ					EN	En-A	
39		ヒユ	ヤナギイノコズチ					NT	Ex-A	
40		フサザクラ	フサザクラ						R	
41		キンポウゲ	イチリンソウ						En-B	
42			アズマイチゲ					NT	En-A	
43			オキナグサ				VU	EN	Ex-A	
44			ウマノアシガタ						V-B	
45		メギ	イカリソウ						En-B	
46		ツツラフジ	ツツラフジ						R	
47		スイレン	コウホネ					CR		

表 2-11(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
48	被子植物	スイレン	ヒツジグサ				EX	
49	双子葉植物	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B
50	離弁花植物	ウマノスズクサ	タマノカンアオイ			VU	VU	V-A
51		ツバキ	ナツツバキ				EN	
52		オトギリソウ	ミズオトギリ				EN	
53		ケシ	ヤマエンゴサク				NT	En-A
54			ヤマブキソウ				VU	
55		アブラナ	コンロンソウ				EN	
56			マルバコンロンソウ					En-A
57		マンサク	トサミズキ			NT		
58		ベンケイソウ	メノマンネングサ				EN	
59		ユキノシタ	チダケサシ					V-B
60			ガクアジサイ					En-A
61			ノリウツギ					Ex-A
62			タコノアシ			NT		V-B
63		バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A
64			マメザクラ					En-A
65			ヤブザクラ			EN	EN	En-A
66		マメ	ホドイモ					V-B
67			レンリソウ				EN	Ex-A
68			イヌハギ			VU	VU	Ex-A
69			マキエハギ					V-B
70		フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
71		カエデ	ウリカエデ					En-A
72		アワブキ	アワブキ					V-B
73		ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
74		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
75		ブドウ	サンカクヅル					En-B
76		スマレ	ナガバノスマレサイシン					V-A
77			ヒカゲスマレ				NT	En-A
78		ミソハギ	ミズキカシグサ			VU	EX	
79			ミズマツバ			VU	NT	En-B
80		アカバナ	オオアカバナ			VU	CR	
81			ウスゲチョウジタデ			NT		
82		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
83		セリ	アシタバ					En-A
84			ホタルサイコ				CR	Ex-A
85			セントウソウ					V-B
86			セリモドキ				CR	En-A
87			ムカゴニンジン				CR	
88	被子植物	リョウブ	リョウブ					En-A
89	双子葉植物	ツツジ	シヤクジョウソウ				NT	En-A
90	合弁花植物		ネジキ					En-A
91			アセビ					Ex-A
92			サツキ				EN	
93			ヤマツツジ					V-B
94			ナツハゼ				NT	En-A
95		イチヤクソウ	ギンリョウソウ					V-B
96			イチヤクソウ					V-B
97		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
98			ヌマトラノオ				VU	
99			クサレダマ				VU	
100		リンドウ	リンドウ					V-B
101			コケリンドウ				VU	
102		ミツガシワ	アサザ			NT	EX	

表 2-11(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
103	被子植物	キョウチクトウ	スズサイコ			NT	VU	En-A	
104	双子葉植物	アカネ	キヌタソウ					V-A	
105	合弁花植物		ヤブムグラ			VU	VU	V-B	
106			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A	
107			ハクチョウゲ			EN			
108			ムラサキ	ヤマハリソウ					En-B
109			ルリソウ				CR	En-B	
110		クマツヅラ	ヤブムラサキ					V-B	
111		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A	
112			ジュウニヒトエ						V-B
113			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A	
114			キセワタ			VU	CR	Ex-A	
115			コシロネ						En-B
116			キバナアキギリ						En-A
117			ミゾコウジュ				NT		V-B
118			ヒメナミキ					VU	Ex-A
119			ナス	イガホオズキ					En-A
120			オオバコ	サワトウガラシ				VU	
121		シソクサ						VU	En-A
122		キクモ						NT	
123		ヒメトラノオ						CR	Ex-A
124		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			VU	CR	Ex-A	
125			オオヒナノウスツボ						V-B
126		ハマウツボ	シオガマギク				VU		
127			ヒキヨモギ					VU	
128		スイカズラ	マツムシソウ				VU		
129		レンブクソウ	レンブクソウ					Ex-A	
130		オミナエシ	オミナエシ					En-B	
131		キキョウ	ソバナ					En-A	
132			サワギキョウ					EN	
133			キキョウ				VU	EN	Ex-A
134		キク	ノコギリソウ				EN	Ex-A	
135			ノブキ						Ex-A
136			ヤマハハコ					VU	
137			カワラハハコ					VU	
138			ヒメシオン					EN	Ex-A
139			サワシロギク					EN	Ex-A
140			タウコギ						En-B
141			モミジガサ						V-B
142			コウモリソウ					VU	
143			ヒレアザミ					VU	
144			コヤブタバコ						V-B
145			タカアザミ					EN	En-A
146			サワヒヨドリ					EN	V-B
147			アキノハハコグサ				EN	CR	En-A
148			オグルマ					NT	
149			カセンソウ					VU	En-A
150			ノニガナ					NT	En-A
151			ヤマニガナ						V-B
152			センボンヤリ						V-B
153			ミヤコアザミ					VU	
154			タカオヒゴタイ					VU	
155			キクアザミ					EN	
156				オカオグルマ				EN	

表 2-11(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
157	被子植物	キク	ハチジョウナ				VU	
158	双子葉植物		ハバヤマボクチ				EN	
159	合弁花植物		オナモミ			VU	EN	
160	単子葉植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
161			マルバオモダカ			VU	EX	
162		ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A
163			アイノコイトモ					En-B
164			ヤナギモ					En-B
165			リュウノヒゲモ			NT	VU	En-A
166		カワツルモ	カワツルモ			NT	EX	Ex-A
167		トチカガミ	サガミトリゲモ			VU	NT	
168		ユリ	カタクリ				VU	
169			コバギボウシ					En-B
170			アマナ				NT	En-B
171		キジカクシ(クサスギカズラ)	キジカクシ				VU	
172			ヤマアマドコロ				NT	
173			ユキザサ				NT	Ex-A
174		シュロソウ	シュロソウ				VU	
175		アヤメ	ヒオウギ				VU	
176			ノハナショウブ				EN	Ex-A
177			カキツバタ			NT	EX	
178			アヤメ				EX	
179		ホシクサ	イトイヌノヒゲ				EN	
180			イヌノヒゲ				CR	
181	ヒロハノイヌノヒゲ					NT		
182	イネ	ハネガヤ				EN	En-A	
183		ミズタカモジグサ			VU		En-B	
184		ヤマアワ					V-B	
185		キタメヒシバ				NT		
186		スズメガヤ				VU		
187		カモノハシ				EN		
188		ミノボロ				CR	En-A	
189		キダチノネズミガヤ				VU	En-A	
190		ヤマミヅイチゴツナギ					V-A	
191		イヌアワ					V-B	
192	イネ(タケ亜科)	ヨコハマダケ				EN		
193	ガマ	ヒメミクリ			VU	CR		
194	カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A	
195		マツバスゲ				VU	En-B	
196		ビロードスゲ					En-A	
197		オオタマツリスゲ				CR		
198		クジュウツリスゲ			NT	CR		
199		ヌカスゲ					V-A	
200		カンスゲ					En-A	
201		オタルスゲ				VU		
202		クサスゲ				VU		
203		センダイスゲ				VU	En-A	
204		タガネソウ					V-B	
205		ツルナシコアザガヤツリ				VU		
206		ハリイ				VU		
207		クログワイ					V-B	
208		シカクイ				NT		
209		クロテンツキ					V-B	
210		アゼテンツキ				VU		
211		メアゼテンツキ				VU		

表 2-11(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
212	単子葉植物	カヤツリグサ	タタラカンガレイ				CR	
213			コマツカサススキ				EN	En-A
214			シズイ				EX	
215			コシンジュガヤ				EN	
216		ラン	エビネ			NT	NT	V-B
217			キンラン			VU	NT	
218			サガミラン				NT	
219			クマガイソウ			VU	VU	En-B
220			オオバノトンボソウ					V-B
計			—	79 科	220 種	0 種	0 種	41 種

注 1：種名及び配列は原則として、「植物目録」（環境庁 昭和 63 年 1 月）に準拠しました。

注 2：選定基準は表 2-10（p. 2-27～2-29 参照）に示すとおりです。

イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、前掲表 2-10 (p. 2-27～2-29 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 2-12 及び図 2-14 に示しました。

なお、前掲表 2-10 (p. 2-27～2-29 参照) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、天然記念物に指定されている樹木は確認されませんでした。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 2-12 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

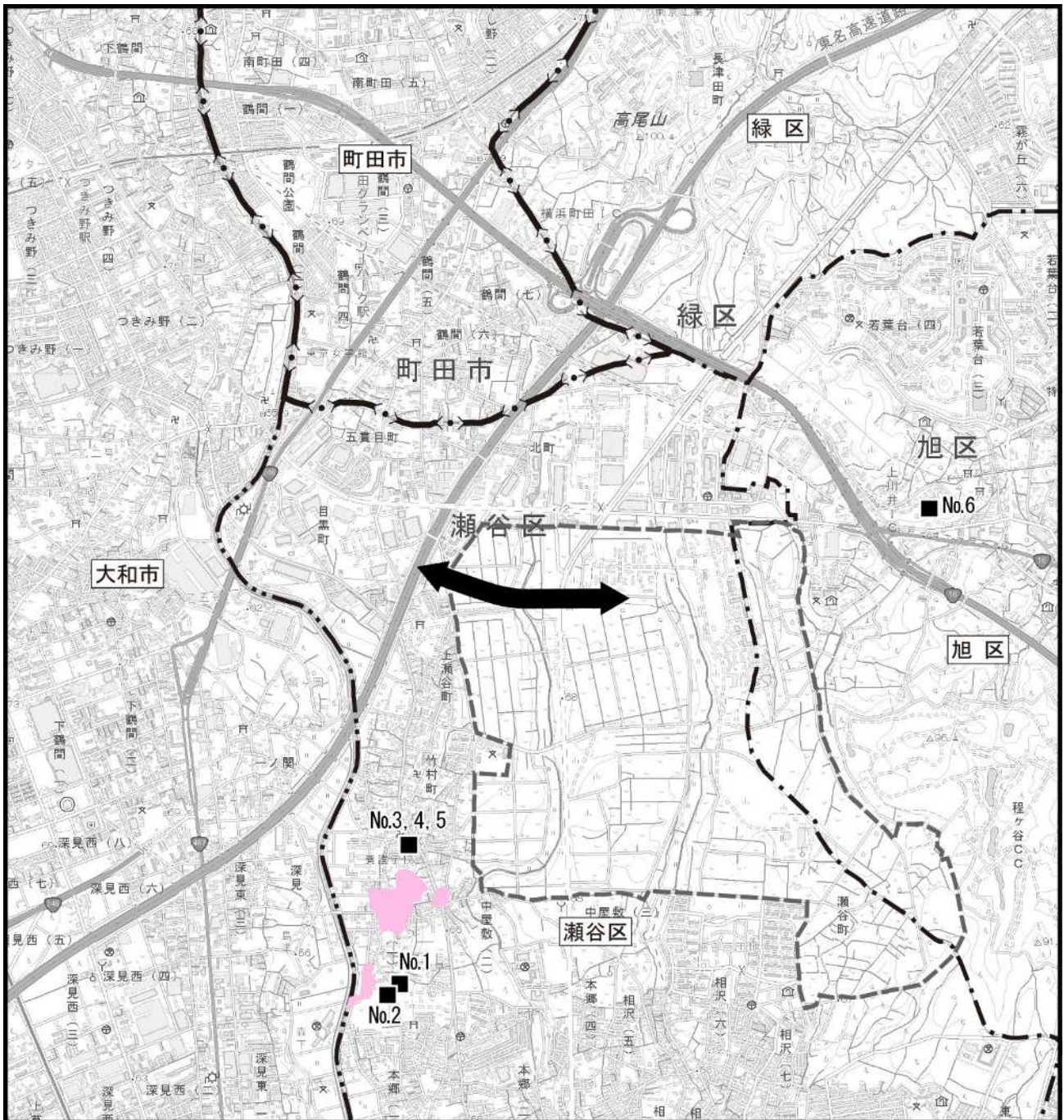
計画区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 2-12 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

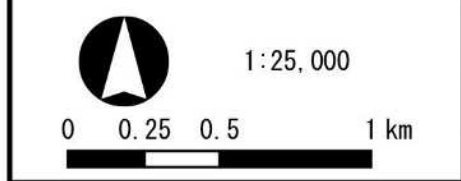
注 1 : 選定基準は表 2-10 (p. 2-27～2-29 参照) に示すとおりです。

資料 : 「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)



凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 自然植生
植生自然度9
- 名木古木（横浜市指定）



注1：図中のNo. は表 2-13 (p. 2-37 参照) に対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）
 「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和5年9月1日現在）
 「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和6年3月閲覧）
 町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和6年4月実施）

図 2-14 重要な植物群落の分布位置図、巨樹・巨木林及び名木古木等分布図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 2-13 に、分布図は図 2-14 に示すとおりです。

調査区域には、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）により選定された「巨樹・巨木林」及び、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」は確認されませんでした。横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が6件指定されています。

表 2-13 巨樹・巨木林及び名木古木等

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)
瀬谷区	1	中屋敷一丁目6-2	ケヤキ	234
	2	中屋敷一丁目3-2	ケヤキ	230
	3	竹村町1-14	イチョウ	150
	4	竹村町1-14	タブノキ	300
	5	竹村町1-14	シダレザクラ	70
旭区	6	上川井町846	ケヤキ	340

注1：表中のNo. は図 2-14（p. 2-36参照）に対応しています。

注2：巨樹・巨木林については、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）に記録のあるものとしました。

注3：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」

（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和6年3月閲覧）

「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和5年9月1日現在）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和6年4月実施）

(2) 動物の生息状況

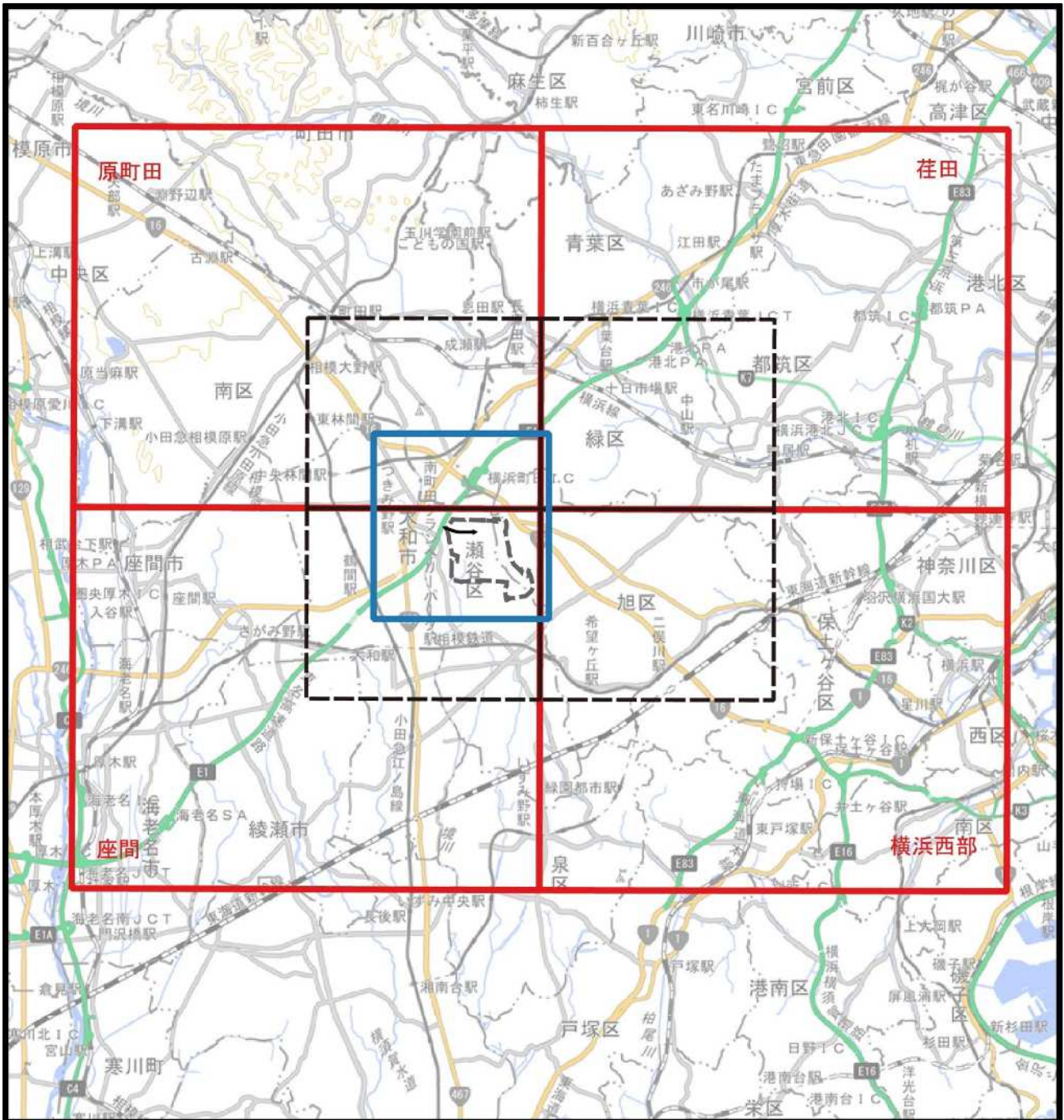
動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。文献その他の資料による調査範囲は、表 2-14 及び図 2-15 のとおりです。

表 2-14 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成 4 年 3 月)	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成 4 年 3 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編）修正版」 (横浜市環境科学研究所 令和 2 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」 (大和市教育委員会 平成 2 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成 3 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」 (大和市 平成 8 年 9 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「東京都レッドデータブック 2023 本土部」 (東京都 令和 5 年 3 月)	調査区域の町田市が含まれるメッシュを対象としました。
「1993 年（平成 5 年）町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成 6 年 10 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成 12 年 2 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥 3」 (町田野鳥の会 平成 17 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」 (横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書）」(環境省ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

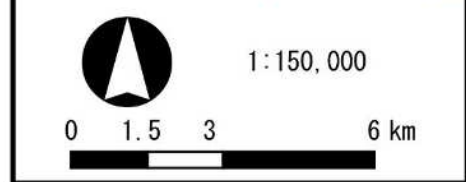
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」(環境省ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)により、調査区域及びその周辺における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況



凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 調査区域
- 調査対象 2次メッシュ
- 調査対象 5kmメッシュ



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-15 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 2-15 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 150 種、爬虫類 12 種、両生類 11 種、昆虫類等 891 種、魚類 48 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

表 2-15(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」 (環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	11	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」 (東京都 令和5年3月)	2	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (150種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」 (町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」 (環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	127	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」 (東京都 令和5年3月)	21	

表 2-15(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (12種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	8	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」(東京都 令和5年3月)	2	
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	9	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」(東京都 令和5年3月)	0	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウヅキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (891種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史 8 (上) 別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地 (1983 年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	160	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」(東京都 令和5年3月)	138	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (48種)
	「横浜の川と海の生物 (第15報・河川編) 修正版」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	13	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	43	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」(東京都 令和5年3月)	3	
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」(東京都 令和5年3月)	0	

表 2-15(3) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (98 種)
	「横浜の川と海の生物 (第 15 報・河川編) 修正版」 (横浜市環境科学研究所 令和 2 年 3 月)	68	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー (第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」 (環境省ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)	9	
	「東京都レッドデータブック 2023 本土部」 (東京都 令和 5 年 3 月)	0	

② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 2-16 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表 2-17 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 102 種、魚類 18 種、陸産貝類 6 種及び底生動物 6 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)によれば、図 2-16 に示すとおり、調査区域の北端 (計画区域外) にコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報がありました。図 2-17 に示すとおり、調査区域の北端 (計画区域外) を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 2-18 及び図 2-19 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

図 2-20 に示すとおり、計画区域を含むメッシュは、オオタカの生息ランクとして「繁殖を確認」に該当します。

表 2-16(1) 動物の重要な種の選定基準

	選定基準	文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号) 及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号) に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物
		「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧) ほか各自自治体ホームページ

表 2-16(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等</p>	<p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和元年3月)の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>	<p>EX：絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少：減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種。 希少：希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種。 要注：要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目：注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明：不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>

表 2-17(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1 目	2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	2 種

注 1：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成 14 年）に準拠しました。

注 2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

表 2-17(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 1）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU ^b		
2			ヤマドリ				VU ^{a,b}		
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD			
4			オシドリ			DD	希少 ^a 、減少 ^b		
5			トモエガモ			VU	希少 ^b		
6	ハト	ハト	アオバト				注目 ^{a,b}		
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU ^a		
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN ^a		
9			ササゴイ				VU ^a		
10			チュウサギ			NT			
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN ^a		
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU ^a		
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU ^a		
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 ^a		
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU ^b		
16			ダイゼン				減少 ^b		
17			イカルチドリ				NT ^a 、注目 ^b		
18			コチドリ				注目 ^a		
19		シギ	シギ	ヤマシギ				希少 ^b	
20				タシギ				注目 ^b	
21				クサシギ				NT ^b	
22				キアシシギ				VU ^b	
23				イソシギ				希少 ^a 、注目 ^b	
24				ハマシギ			NT	VU ^b	
25				タマシギ	タマシギ			VU	CR+EN ^a 、希少 ^b
26				カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN ^a
27		タカ	タカ	ツミ				VU ^a 、希少 ^b	
28				ハイタカ			NT	DD ^a 、希少 ^b	
29	オオタカ					NT	VU ^a 、希少 ^b		
30	サシバ					VU	CR+EN ^a		
31	ノスリ						VU ^a 、希少 ^b		
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT ^a		
33			アオバズク				VU ^a		
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU ^a		
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN ^a		
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	国内		VU	CR+EN ^a 、希少 ^b		
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU ^a		
38			カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU ^a	
39		モズ	モズ	チゴモズ			CR	CR+EN ^a	
40				モズ				減少 ^a	

表 2-17(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準			
				①	②	③	④
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 ^a
42		シジュウカラ	コガラ				VU ^a 、NT ^b
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 ^a
44		ツバメ	ツバメ				減少 ^a
45			コシアカツバメ				減少 ^a
46		ウグイス	ヤブサメ				NT ^a
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU ^a
48			エゾムシクイ				NT ^a
49			センダイムシクイ				NT ^a
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU ^a
52		セッカ	セッカ				減少 ^{a, b}
53		カワガラス	カワガラス				減少 ^{a, b}
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 ^a
55			クロツグミ				VU ^a
56			アカハラ				減少 ^a
57			ルリビタキ				VU ^a
58			コサメビタキ				CR+EN ^a
59			キビタキ				減少 ^a
60			オオルリ				NT ^a
61			セキレイ	キセキレイ			
62		セグロセキレイ					減少 ^a
63		ピンズイ					VU ^a
64		アトリ	カワラヒワ				減少 ^a
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN ^a
66			アオジ				VU ^a
67			クロジ				CR+EN ^a 、減少 ^b
68			オオジュリン				VU ^b
計	14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

注3：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期、b：非繁殖期

表 2-17(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和5年12月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

表 2-17(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN	
2	無尾	アカガエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
3			ナガレタゴガエル					希少
4			ニホンアカガエル					VU
5			ツチガエル					要注
6			トウキョウダルマガエル				NT	VU
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル					要注
8			モリアオガエル					要注
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種	8種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和5年12月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

表 2-17(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫类等1）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注	
2			セスジイトトンボ				要注	
3			オオイトトンボ				CR	
4			キイトトンボ				EN	
5			ベニイトトンボ				NT	CR
6			モートンイトトンボ				NT	EN
7		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT	
8		アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ				要注	
9			オツネントンボ				VU	
10		カワトンボ	ハグロトンボ				要注	
11			ニホンカワトンボ				減少	
12		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ				VU	
13		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注	
14			キイロサナエ				NT	CR
15			ホンサナエ					VU
16			アオサナエ					CR
17			コサナエ					EN
18			コシボソヤンマ					要注
19		ヤンマ	カトリヤンマ				NT	
20			サラサヤンマ				EN	
21		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT	
22			タカネトンボ				要注	
23		トンボ	コフキトンボ				要注	
24			ハラビロトンボ				要注	
25			シオヤトンボ				要注	
26			チョウトンボ				EN	
27			キトンボ				EX	
28			ナツアカネ				要注	
29			マユタテアカネ				要注	
30			マイコアカネ				DD	
31			ヒメアカネ				要注	
32			ミヤマアカネ				NT	
33			リスアカネ				要注	
34	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注	
35		コオロギ	コガタコオロギ				NT	

表 2-17(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
36	バッタ	キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
37		マツムシ	マツムシ				要注
38		バッタ	イナゴモドキ				NT
39	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
40		アメンボ	オオアメンボ				NT
41		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
42			タガメ		国内	VU	EX
43	アミメカゲロウ	センブリ	ヤマトセンブリ			DD	
44	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
45		オサムシ	オサムシモドキ				VU
46			キアシツヤヒラタゴミムシ				NT
47			アカガネアオゴミムシ				NT
48			ナカグロキバネクビナゴミムシ				VU
49			オオアオホソゴミムシ				CR+EN
50			ゲンゴロウ	ゲンゴロウ		国内	VU
51		ガムシ	コガムシ			DD	NT
52			ガムシ			NT	CR
53		シデムシ	ヒメヒラタシデムシ				VU
54		ハネカクシ	オオツノハネカクシ			DD	
55		クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
56		タマムシ	ウバタマムシ				NT
57			ヤマトタマムシ				要注
58		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
59	ホタル	ヘイケボタル				NT	
60		スジグロボタル				NT	
61	ジョウカイボン	キイロジョウカイ				希少	
62	カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT	
63		マルクビケマダラカミキリ				NT	
64		ヨツボシカミキリ			EN	CR+EN	
65		アカアシオオアオカミキリ				CR+EN	
66		トラフカミキリ				要注	
67		イタヤカミキリ				VU	
68		シロスジカミキリ				要注	
69		ネジロカミキリ				NT	
70		ヒゲナガモモブトカミキリ				NT	
71		ナカバヤシモモブトカミキリ				VU	
72		ハチ	ハバチ	Nipponorhynchus bimaculatus			DD
73	Nipponorhynchus mirabilis					DD	DD
74	コマユバチ		ウmanoオバチ			NT	VU
75	ハエ	ハナアブ	ケブカハチモドキハナアブ				注目
76	チョウ	ミノガ	オオミノガ				VU
77		セセリチョウ	アオバセセリ本土亜種				要注
78			ホソバセセリ				VU
79			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
80			ミヤマチャバネセセリ				要注
81			オオチャバネセセリ				VU
82	アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	EN	

表 2-17(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等3）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
83	チョウ	シロチョウ	ツماغロキチョウ			EN	EX
84			スジボンヤマキチョウ				NT
85			ヒメシロチョウ			EN	EN
86		シジミチョウ	ミドリシジミ				NT
87			クロシジミ			EN	EX
88			カラスシジミ				希少
89			ダイセンシジミ				希少
90			シルビアシジミ本土亜種			EN	CR
91			タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU
92		オオウラギンスジヒョウモン					NT
93		スミナガン本土亜種					要注
94		ウラギンヒョウモン					VU
95		オオウラギンヒョウモン				CR	EX
96		アサマイチモンジ					VU
97		クモガタヒョウモン					EN
98		オオミスジ					CR
99		ホシミスジ					EN
100		オオムラサキ				NT	NT
101		カノコガ		キハダカノコ			
102		ヤガ	コシロシタバ			NT	
計	8目	41科	102種	0種	2種	25種	98種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編II」（環境庁 平成7年4月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

表 2-17(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN	
2	コイ	コイ	コイ（型不明）				DD	
-			ゲンゴロウブナ			(EN) ^{注3}		
3			キンブナ			VU	EN	
4			ハス			VU		
5			アブラハヤ				NT	
6			ウグイ				NT	
7			ゼゼラ			VU		
8			カマツカ				NT	
9			ニゴイ				VU	
-			スゴモロコ			(VU) ^{注4}		
10			ドジョウ	ドジョウ			NT	
11				シマドジョウ種群				NT
12	フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	EN		
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目	
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR	
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR	
16	スズキ	カジカ	カジカ			NT	VU	
17			ボウズハゼ				NT	
18			オオヨシノボリ				NT	
計	6目	9科	18種	0種	0種	9種	15種	

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和5年12月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

注3：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

注4：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 2-17(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5		カワコザラガイ	カワコザラガイ			CR	
6		オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU	
計	2目	5科	6種	0種	0種	6種	0種

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和5年12月）及び「野生生物目録 無脊椎動物Ⅲ」（環境庁 平成10年）に準拠しました。

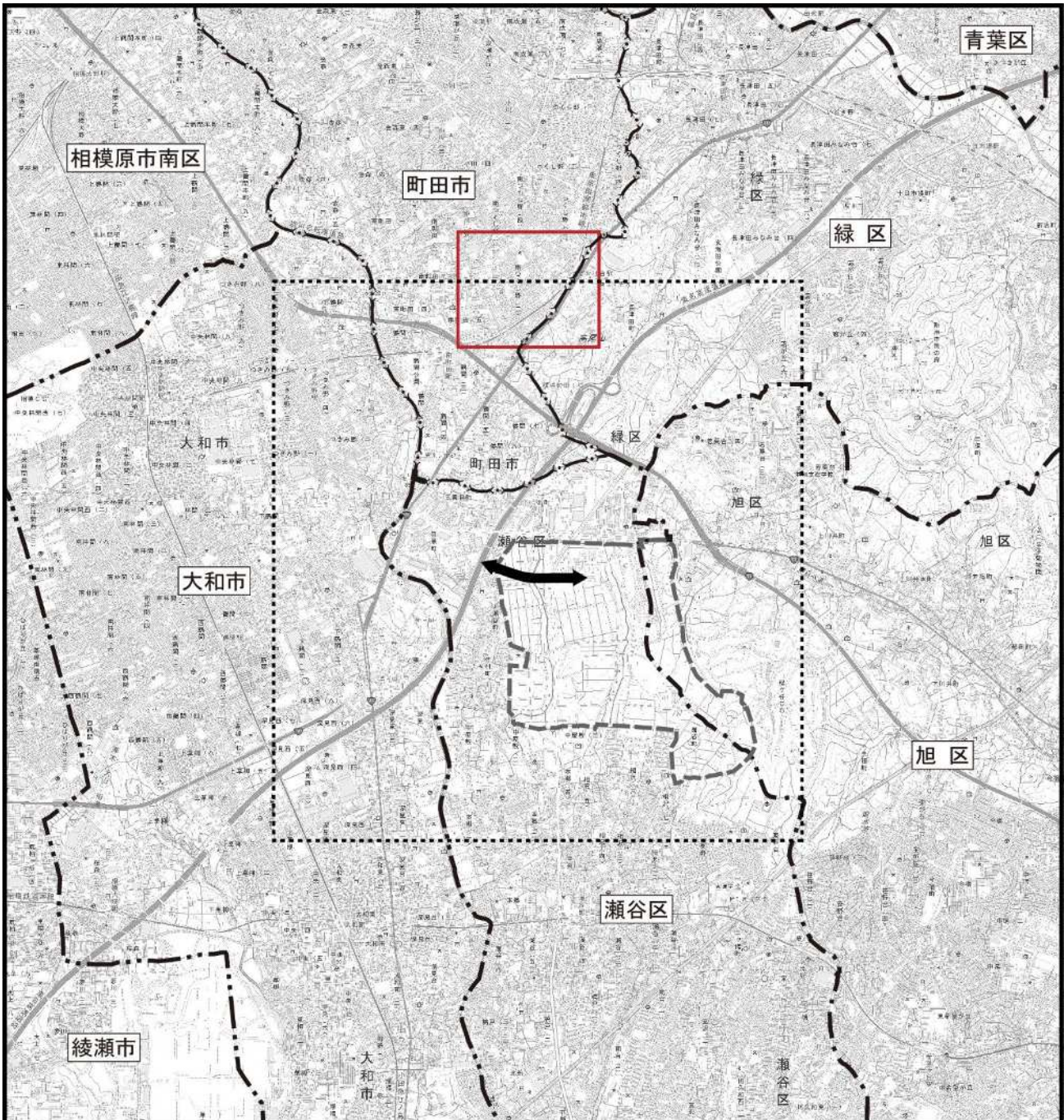
注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。

表 2-17(11) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4		カワコザラガイ	カワコザラガイ			CR	
5	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
6	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
計	4目	5科	6種	0種	0種	5種	1種

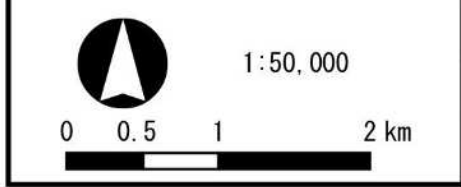
注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和5年12月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 2-16（p. 2-42～2-43 参照）に示すとおりです。



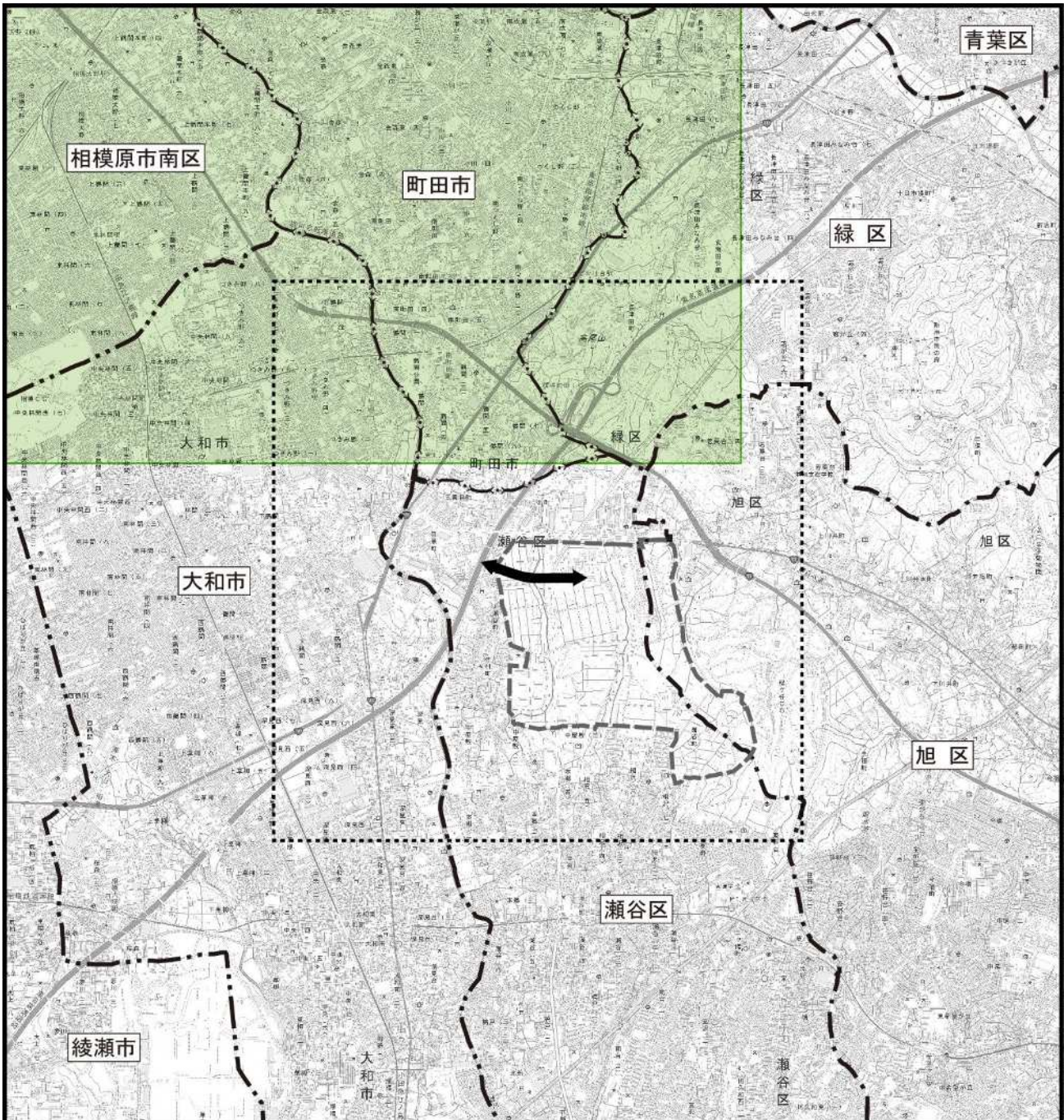
凡例

-
-
-
-



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-16 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報



凡例

-
-

イヌワシ生息分布

(一時滞在)

注1：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)

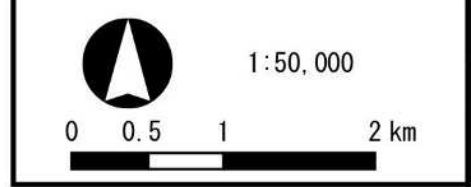
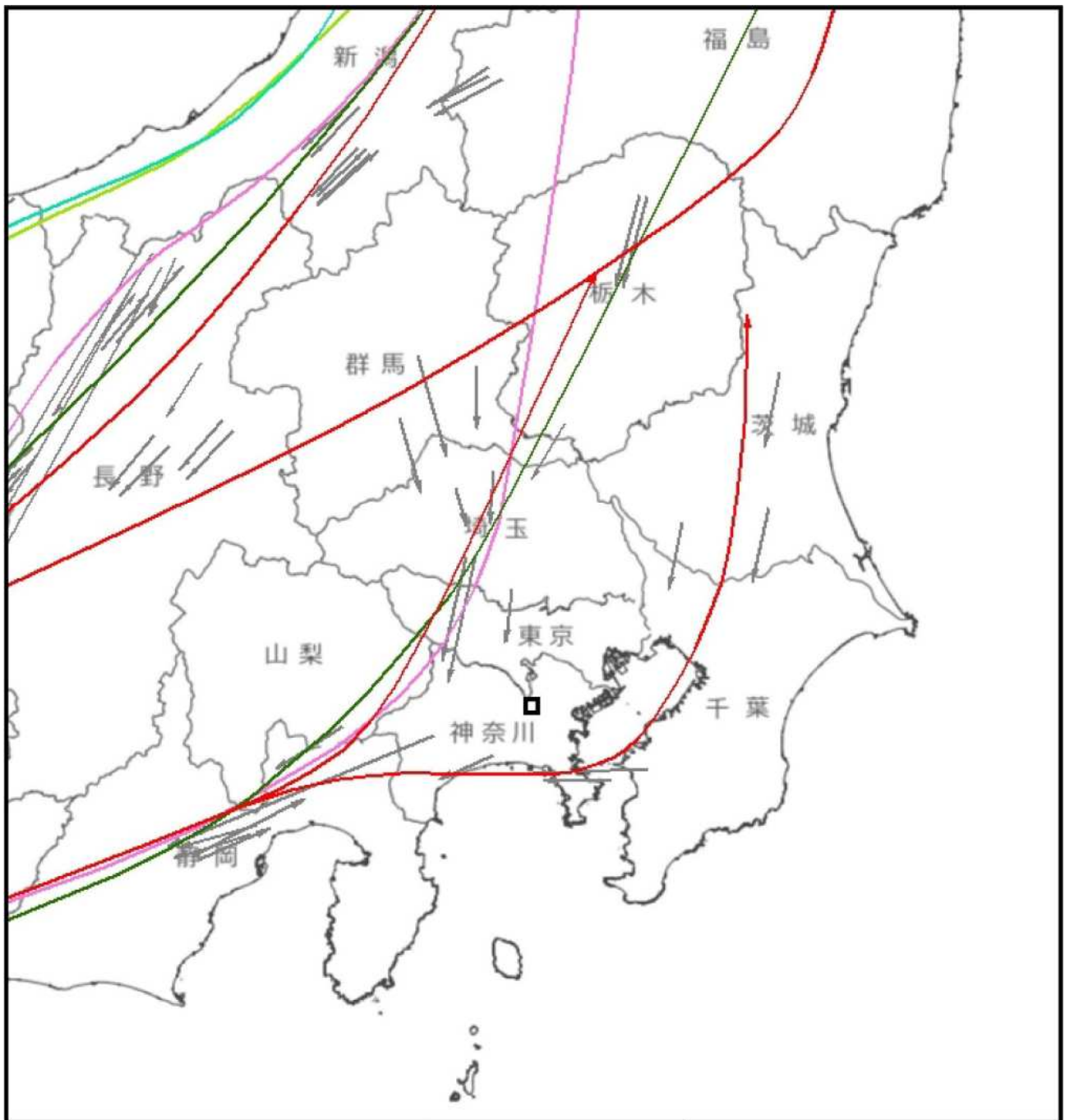


図 2-17 イヌワシ生息分布

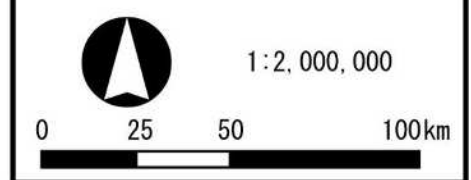


凡 例

□ 調査区域

日中の渡りルート

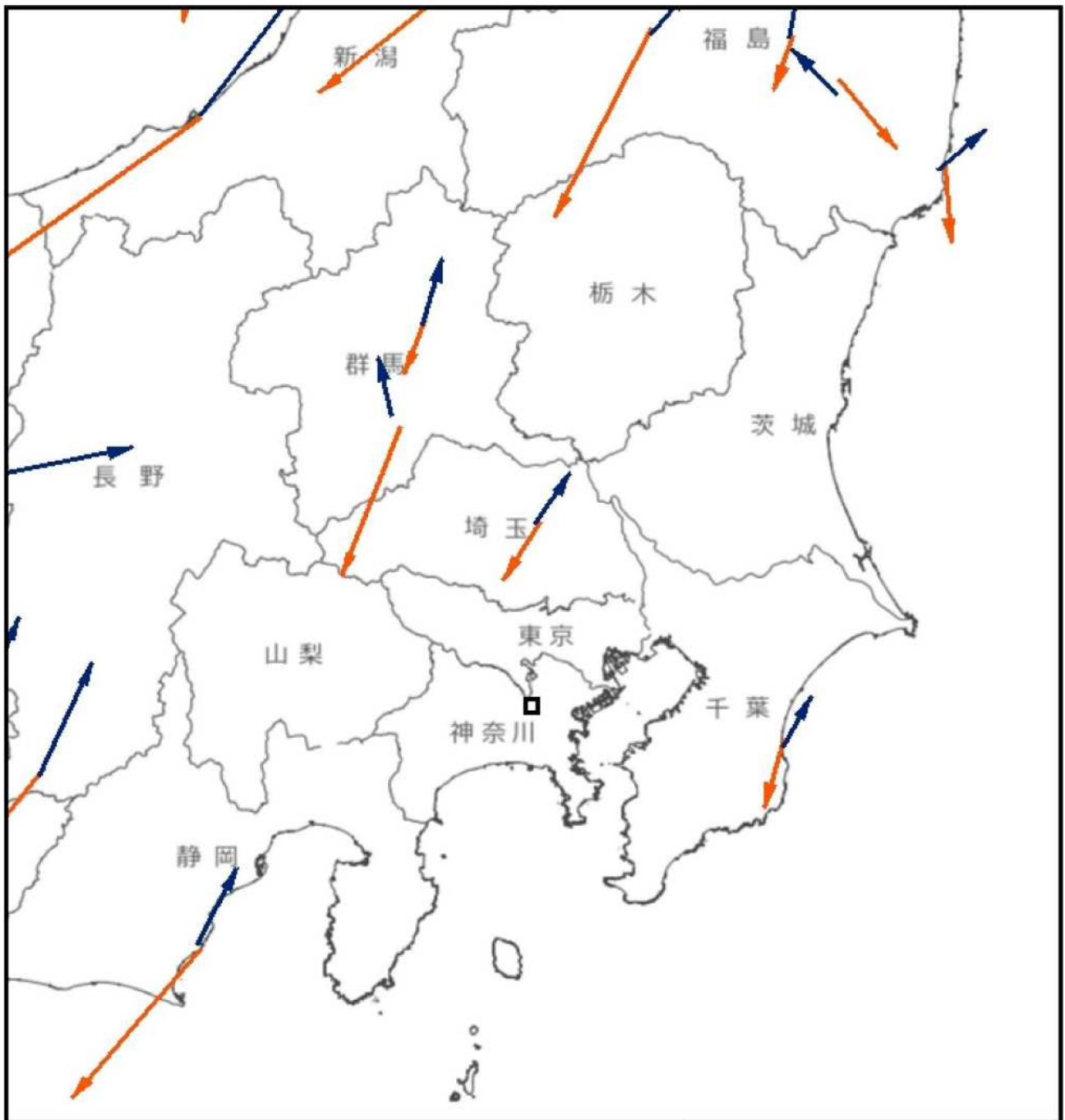
- ハクチョウ類
- ガン類
- サシバ
- ノスリ
- ハクマ
- その他猛禽類



注1：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。

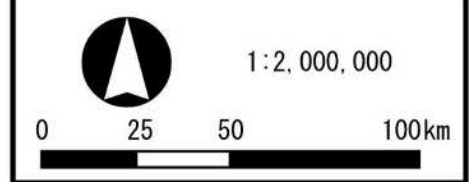
資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-18 センシティブィマップにおける日中の渡りルート



凡 例

- 調査区域
- ➔ 夜間の渡りルート（春季）
- ➔ 夜間の渡りルート（秋季）



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-19 センシティブィマップにおける夜間の渡りルート

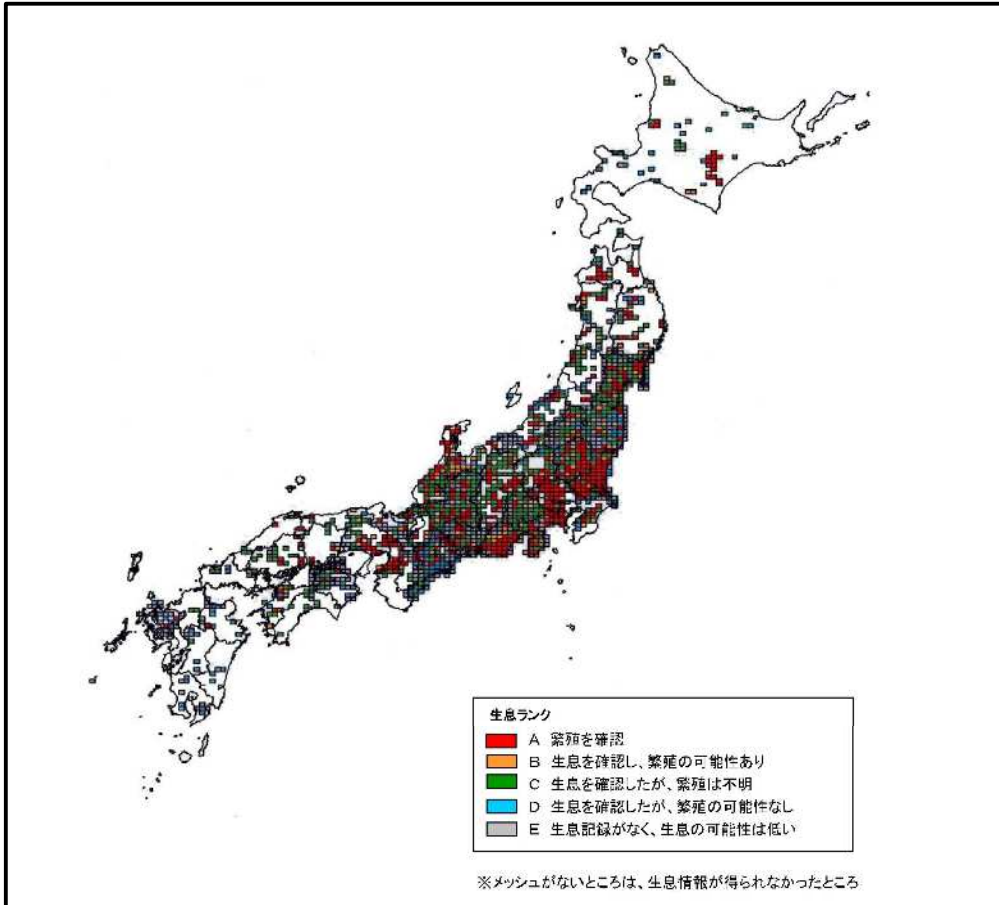


図 2-20(1) オオタカの生息分布

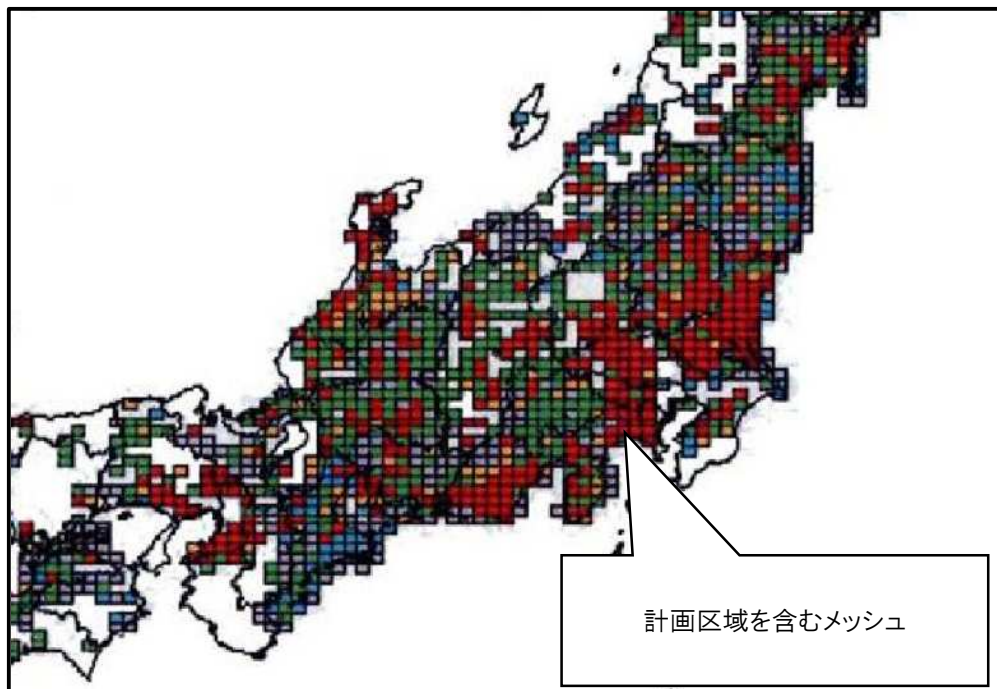


図 2-20(2) オオタカの生息分布（拡大図）

資料：「猛禽類保護の進め方」（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－
（環境省 平成 24 年 12 月）

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 2-18 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 2-19 及び図 2-21 に示します。調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、計画区域には「ホタル生息確認地域」が隣接しています。

なお、調査区域には、図 2-21 に示すとおり、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、計画区域の大部分が含まれています。計画区域内の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域は、土地区画整理事業実施区域内が大半であり、それらは、土地区画整理事業において改変され、農業振興地区、物流地区、観光・賑わい地区、公園・防災地区等に整備される計画です。しかし、新たに整備される公園・防災地区等では、当該地域の保全対象種の生育・生息地として、適した環境を創出・保全することが計画されています。土地区画整理事業実施区域において新たに整備される公園・防災地区等については、図 2-22 に示すとおりです。

表 2-18(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和6年3月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 令和6年3月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-18(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年12月東京都条例216号)	都自然：東京都自然環境保全地域 「保全地域の指定状況一覧」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)	自遺：自然遺産 「日本の世界自然遺産」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)	基準1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地 「日本のラムサール条約湿地—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—」(環境省 令和4年)
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域 「令和5年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」(神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧)及び「令和5年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ 令和6年3月閲覧)
⑨	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)	基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合 基準4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-18(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」 (日本野鳥の会ホームページ 令和6年3月閲覧)	<p>A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2: 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3: ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム: それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和6年3月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR, EN, VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR)、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」 (横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和6年3月閲覧)</p> <p>「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」 (横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)</p>

表 2-19 動物の注目すべき生息地

選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)

資料: 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」 (横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

計画区域及びその周辺の自然環境について、動物の注目すべき生息地を含む重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 2-20 及び図 2-21 のとおりです。

表 2-20 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度9（シラカン群集）	環境省植生図におけるシラカン群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
4		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
5		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
6	生物多様性 保全上重要な 里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	環境省によって定められた生物多様性保全上重要な里地里山であり、「基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する」、「基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する」及び「基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する」に該当する地域です。
7	ホテル生息確認地域		1983年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホテル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
8	トンボ池等主なエコアップスポット （点のビオトープ）		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット（トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ）です。
9	湧水	瀬谷市民の森1（和泉川周辺の窪地）（瀬谷区瀬谷町）	「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）及び「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
10		瀬谷市民の森2（和泉川周辺の窪地）（瀬谷区瀬谷町）	
11		－（旭区上川井町2053付近）	
12		－（旭区笹野台）	
13	緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
14		三保・新治地区	

注1：表中のNo. は図 2-21 に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和6年3月閲覧）

「特別緑地保全地区」指定一覧（令和5年12月5日現在）（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧）

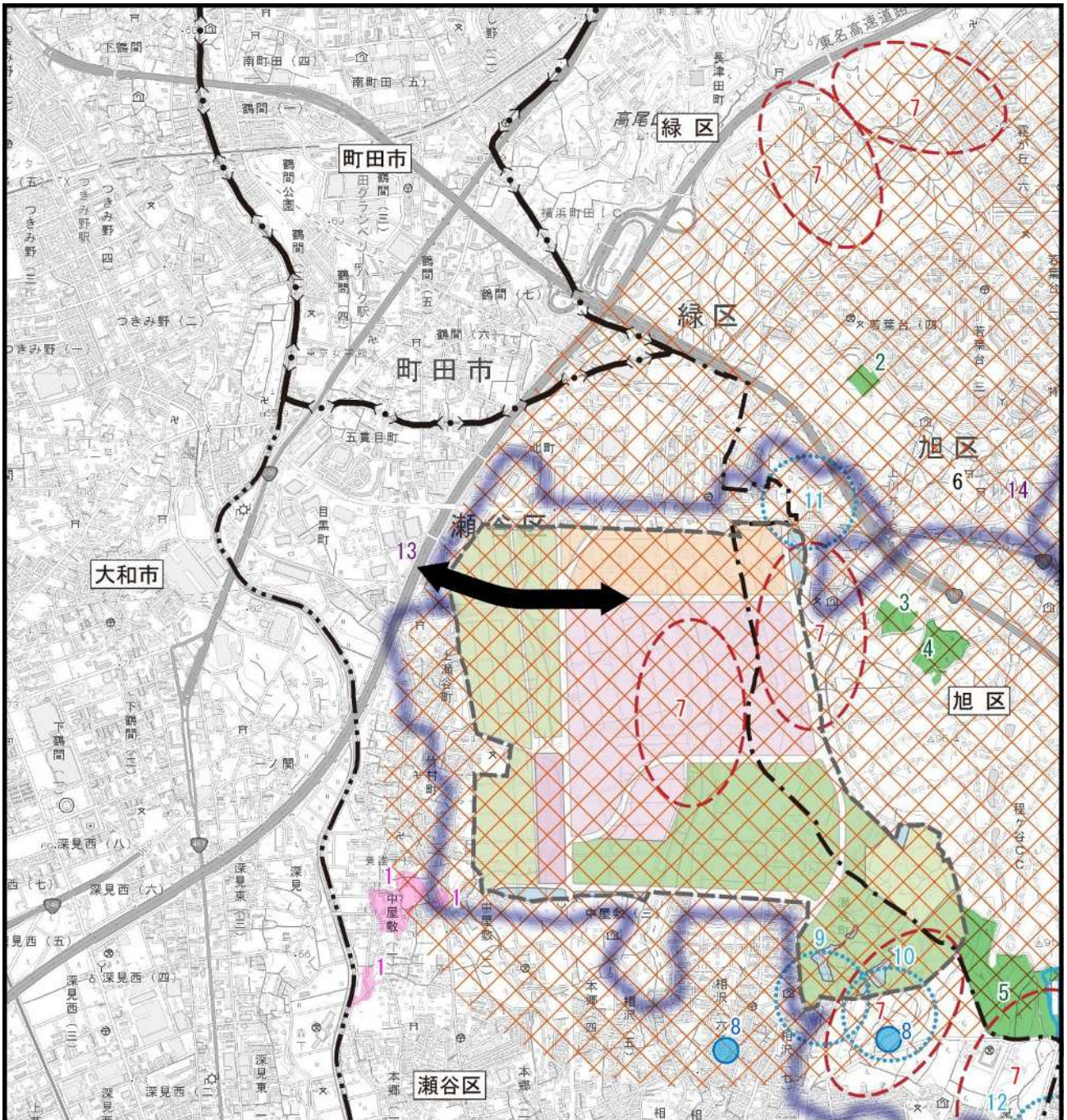
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和6年3月閲覧）

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

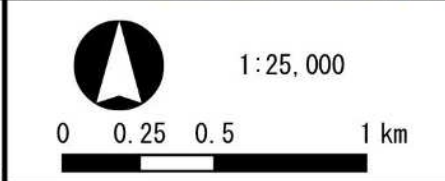
「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）



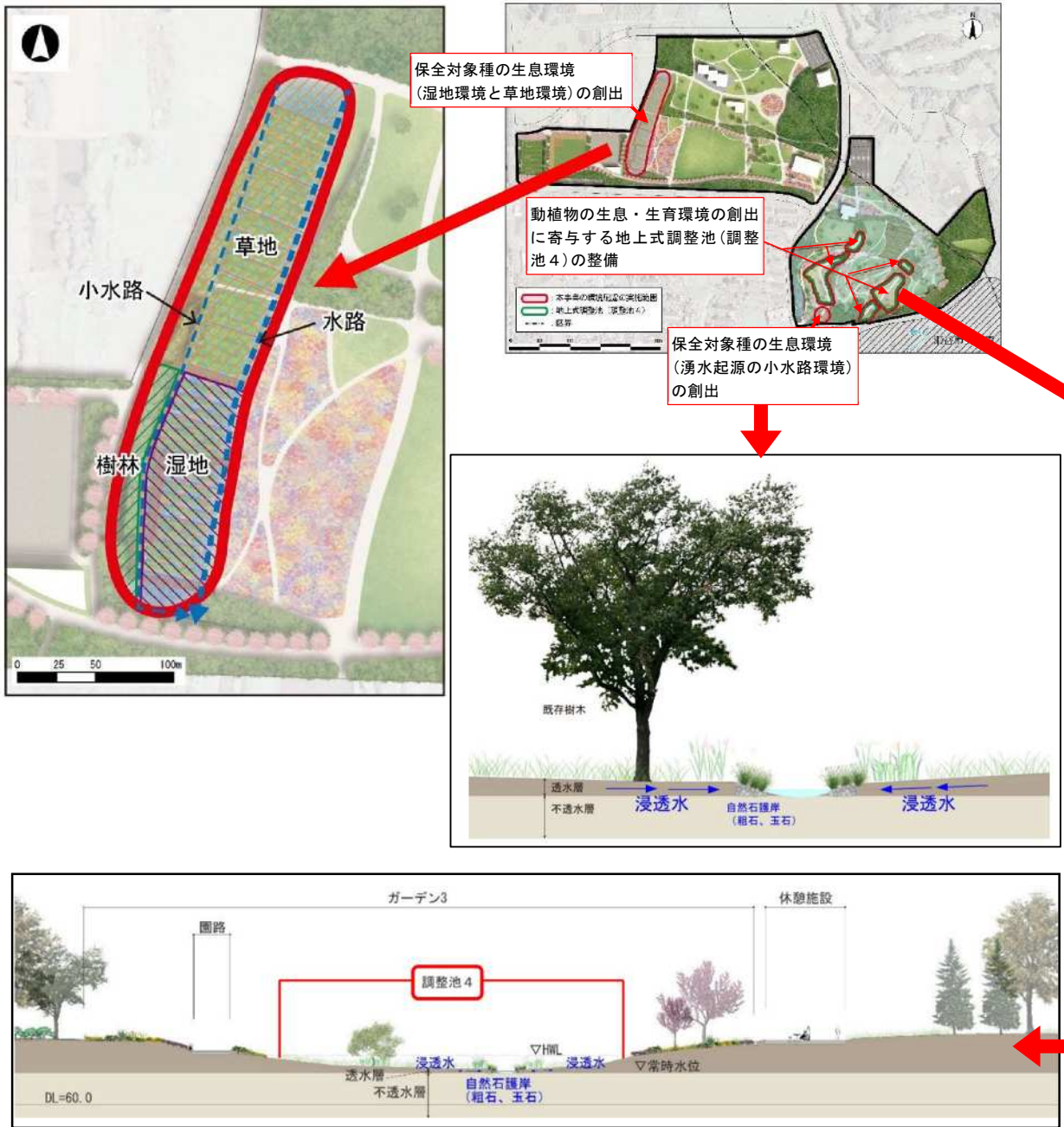
凡例 計画区域 土地区画整理事業実施区域
 都県界 市界 区界

- | | | |
|---------------------|--------------------------------|-----------|
| 自然植生 植生自然度9 | ホタル生息確認地域 | |
| 特別緑地保全地区 | トンボ池等主なエコアップ
スポット (点のビオトープ) | |
| 生物多様性保全上
重要な里地里山 | 湧水の位置 | |
| 農業振興地区 | 物流地区 | 道路 |
| 観光・賑わい地区 | 公園・防災地区 | 調整池 (地上式) |



注1：図中の番号は表 2-20 に対応しています。
 資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和6年3月閲覧)、「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和6年3月閲覧)、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)、「横浜の河川紹介 (和泉川)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)、「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)、「横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)、横浜市建築局 都市計画決定データ (地図情報レベル2500) により作成

図 2-21 動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場



資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書(工事中その2)」
(横浜市 令和6年2月)

図 2-22 土地区画整理事業において動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲

(3) 農地の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 2-21 及び図 2-23 に示すとおりです。

計画区域が位置する瀬谷区には 270ha の農地が存在し、計画区域内及び周辺には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 209.6ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 2-21 (1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市			
	全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	2,897	270	252	318
山林	3,271	97	303	362
河川・水路・水面	517	12	27	27
荒地・海浜・法面等	887	44	79	79

注1：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市土地利用のあらまし 令和元・2年度」
(横浜市建築局企画部都市計画課 令和5年4月)

表 2-21 (2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	9.5
畑	197.5
耕作放棄地	2.6
農地小計	209.6
平坦地山林	55.6
傾斜地山林	41.8
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	27.2

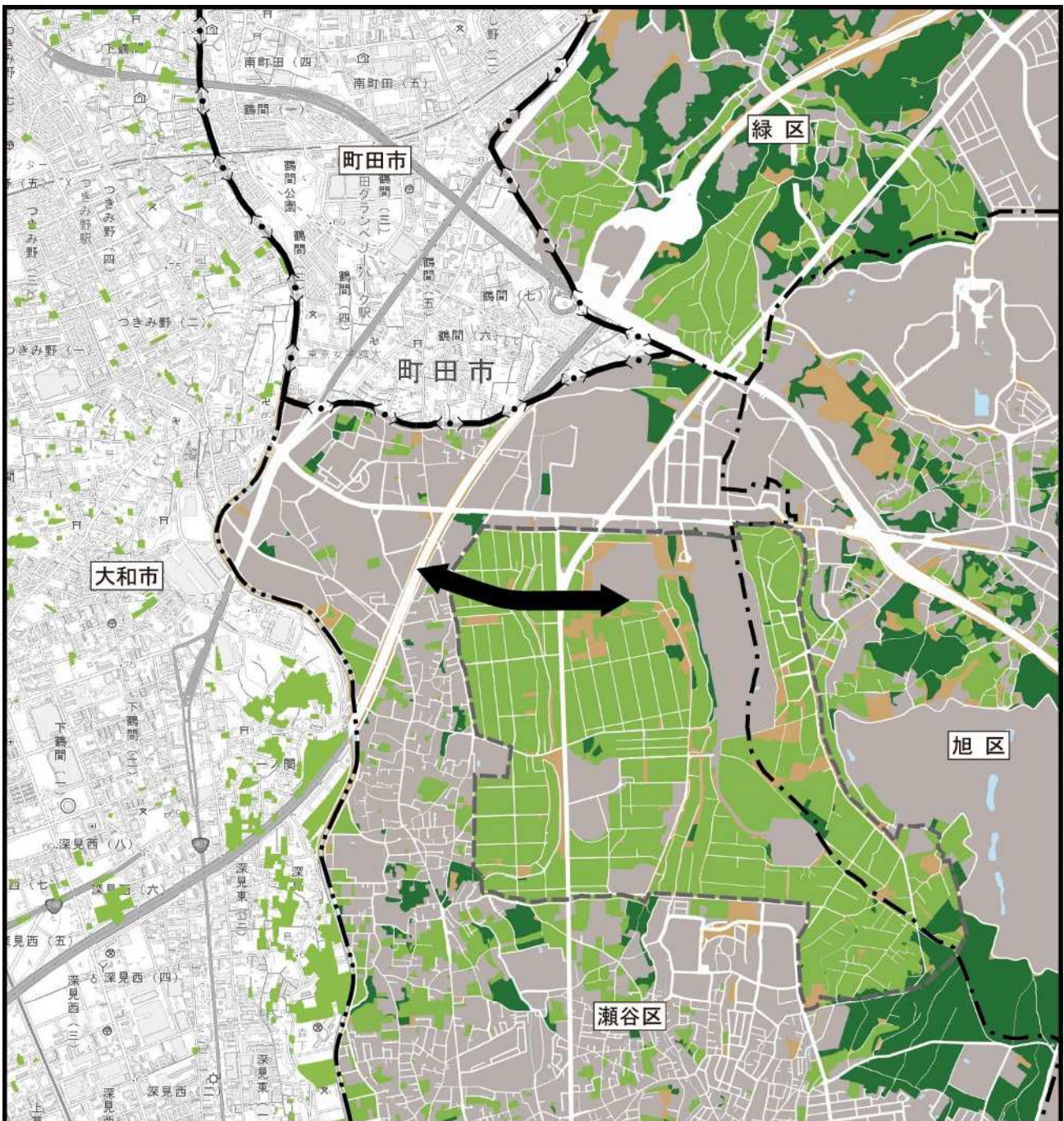
注1：平成27年度の値

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2023（令和5年度）」
(神奈川県県土整備局都市部都市計画課 令和6年3月)

表 2-21 (3) 自然的土地利用状況（町田市）

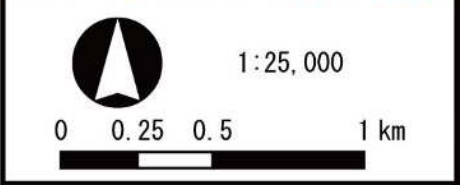
項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用（平成29年多摩・島しょ地）」（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成31年5月）



凡例

-
-
-



注1：大和市の農地は下記の資料（「大和市都市農業振興基本計画 2019年（平成31年）3月 大和市」（大和市 平成31年3月発行））に「田」、「畑」として記載されている範囲としました。

注2：町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。

資料：「令和2年度 都市計画基礎調査 土地・建物現況 GIS データ」（横浜市建築局企画部都市計画課 令和2年度）
「大和市都市農業振興基本計画 2019年（平成31年）3月 大和市」（大和市 平成31年3月発行）

図 2-23 自然的土地利用状況

2.2.5 人口、産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 2-22 及び表 2-23 に示すとおりです。

令和 4 年 10 月 1 日現在の横浜市の人口は 3,771,961 人、1 世帯あたりの人員は 2.12 人、人口密度は 8,616 人/km²となっています。

計画区域は瀬谷区にあり、瀬谷区の人口は 121,652 人、1 世帯あたりの人員は 2.28 人、人口密度は 7,085 人/km²となっています。

令和元年から令和 5 年（横浜市は令和元年から令和 4 年）の人口等の推移を見ると、横浜市全域では、人口は令和 2 年まで増加、令和 3 年以降は減少、世帯数は増加傾向がみられます。計画区域がある瀬谷区でも同様に、人口は令和 2 年まで増加、令和 3 年以降は減少、世帯数は増加傾向がみられます。

表 2-22 人口等の現況（令和 4 年・令和 5 年）

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1 世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市全域	437.78	1,781,879	3,771,961	2.12	8,616
瀬谷区	17.17	53,349	121,652	2.28	7,085
旭区	32.73	107,739	242,572	2.25	7,411
緑区	25.51	80,801	182,755	2.26	7,164
大和市	27.09	115,444	243,412	2.11	8,985
町田市	71.55	205,310	430,831	2.10	6,021

注 1：横浜市は令和 4 年 10 月 1 日現在、大和市は令和 5 年 12 月 1 日現在、町田市は令和 5 年 1 月 1 日現在の値

注 2： は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-23 人口等の推移

行政区分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	
横浜市全域	人口 (人)	3,748,781	3,777,491	3,775,352	3,771,961	—	
	世帯数 (世帯)	1,710,900	1,753,081	1,767,218	1,781,879	—	
	瀬谷区	人口 (人)	122,166	122,623	122,099	121,652	—
		世帯数 (世帯)	51,396	52,414	52,890	53,349	—
	旭区	人口 (人)	245,169	245,174	243,564	242,572	—
		世帯数 (世帯)	106,092	107,049	107,254	107,739	—
	緑区	人口 (人)	182,115	183,082	183,410	182,755	—
		世帯数 (世帯)	77,858	79,411	80,345	80,801	—
大和市	人口 (人)	237,446	239,169	241,180	242,680	243,252	
	世帯数 (世帯)	108,465	110,519	112,630	114,194	115,226	
町田市	人口 (人)	428,685	428,821	429,152	430,385	430,831	
	世帯数 (世帯)	195,643	197,711	200,182	202,985	205,310	

注 1：横浜市及び大和市は各年 10 月 1 日現在、町田市は各年 1 月 1 日現在の値

注 2： は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

(2) 産業の状況

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 2-24 に示すとおりです。

計画区域がある瀬谷区では、令和3年6月1日現在の事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのも、卸売業、小売業となっています。

また、農業、工業、商業の生産状況は、表 2-25～表 2-27 に示すとおりです。

表 2-24 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市全域	瀬谷区	旭区	緑区	大和市	町田市
全産業 (公務を除く)	事業所数(事業所)	117,684	3,172	5,259	3,812	7,028	11,694
	従業者数(人)	1,618,721	34,338	63,099	51,079	78,277	135,702
農業, 林業	事業所数(事業所)	176	8	8	10	5	33
	従業者数(人)	1,641	50	43	478	28	211
漁業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数(事業所)	11,430	471	782	408	760	1,125
	従業者数(人)	95,934	2,747	5,443	2,709	6,768	7,300
製造業	事業所数(事業所)	6,013	143	217	202	417	419
	従業者数(人)	124,462	2,040	2,426	4,707	10,817	8,044
電気・ガス・ 熱供給・水道業	事業所数(事業所)	144	1	11	5	7	5
	従業者数(人)	5,190	71	451	37	118	16
情報通信業	事業所数(事業所)	2,570	30	40	53	76	247
	従業者数(人)	73,329	124	153	305	522	2,070
運輸業, 郵便業	事業所数(事業所)	3,235	97	122	79	142	167
	従業者数(人)	92,048	3,321	3,309	2,499	3,431	5,805
卸売業, 小売業	事業所数(事業所)	25,089	682	1,060	830	1,464	2,728
	従業者数(人)	296,217	7,402	11,146	9,378	16,869	28,817
金融業, 保険業	事業所数(事業所)	1,701	29	50	51	86	202
	従業者数(人)	32,813	334	804	710	1,233	3,972
不動産業, 物品賃貸業	事業所数(事業所)	11,449	290	386	309	788	1,057
	従業者数(人)	53,596	1,226	1,559	1,207	2,582	5,742
学術研究, 専門・技 術サービス業	事業所数(事業所)	7,563	111	221	188	311	745
	従業者数(人)	84,545	558	1,070	1,797	1,675	3,570
宿泊業, 飲食サービ ス業	事業所数(事業所)	12,654	274	498	369	913	1,231
	従業者数(人)	130,192	2,529	4,913	3,994	8,730	15,464
生活関連サービ ス業, 娯楽業	事業所数(事業所)	8,800	256	463	294	594	1,056
	従業者数(人)	55,477	1,312	2,648	1,626	3,206	6,864
教育, 学習支援業	事業所数(事業所)	5,282	145	295	206	312	604
	従業者数(人)	97,046	2,635	4,833	4,862	3,065	10,146
医療, 福祉	事業所数(事業所)	13,472	435	780	589	708	1,411
	従業者数(人)	257,839	7,258	18,992	13,377	15,020	27,327
複合サービス事業	事業所数(事業所)	378	14	23	11	19	42
	従業者数(人)	5,068	131	554	116	173	760
サービス業(他に 分類されないもの)	事業所数(事業所)	7,396	177	288	200	354	622
	従業者数(人)	169,126	1,877	3,419	2,380	4,040	9,594
公務(他に分類され るものを除く)	事業所数(事業所)	332	9	15	8	—	—
	従業者数(人)	44,198	723	1,336	897	—	—

注1：令和3年6月1日現在

注2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「令和5年 統計概要」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-25 農業の状況（令和 2 年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（ha）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	1,527
瀬谷区	181	138	43	143
旭区	238	110	128	84
緑区	324	202	122	174
大和市	300	146	154	120
町田市	659	279	380	186

注 1：令和 2 年 2 月 1 日現在

注 2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「令和 2 年 横浜市の農業（2020 年農林業センサス農林業経営体調査結果報告）横浜市政策局総務部統計情報課」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「2020 年農林業センサス」（農林水産省ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-26 工業の状況（令和 2 年・令和 3 年・令和 4 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	3,325	93,032	4,153,259	1,180,319
瀬谷区	78	1,638	3,930,008	1,665,004
旭区	115	1,845	5,086,586	1,947,412
緑区	126	3,926	11,870,055	5,907,397
大和市	186	8,755	283,986	71,469
町田市	195	6,114	11,207,073	4,319,482

注 1：大和市は令和 3 年 6 月 1 日現在、横浜市及び町田市は令和 4 年 6 月 1 日現在の値、町田市の付加価値額は令和 2 年 6 月 1 日現在の値

注 2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「令和 5 年 統計概要」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-27 商業の状況（令和 3 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （m ² ）
横浜市	19,245	237,013	1,072,196,100	2,756,841
瀬谷区	541	6,259	19,983,500	73,402
旭区	822	9,512	21,613,700	139,635
緑区	642	7,894	27,256,900	114,243
大和市	1,135	14,177	42,405,300	231,592
町田市	2,141	24,343	65,320,600	404,544

注 1：令和 3 年 6 月 1 日現在の値

注 2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「令和 5 年 統計概要」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

2.2.6 土地利用状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 2-28 に、調査区域の土地利用現況図は図 2-24 に示すとおりです。

計画区域がある瀬谷区では宅地が最も多く、面積は 7.43k m²となっています。

計画区域内及びその周辺は、主に低層建物及びその他の農用地となっています。計画区域の西側は、高層建物及び工場、北側は、低層建物及び工場となっており、物流施設が集積しています。計画区域の南側は、低層建物及びその他の農用地、東側は公共施設等用地となっています。

表 2-28 地目別土地利用の現況

単位：k m²

地目	横浜市				大和市	町田市
	瀬谷区	旭区	緑区			
総面積	272.53	11.06	21.89	15.47	27.09	64.26
宅地	204.98	7.43	13.76	9.28	14.42	31.09
田	1.94	0.08	0.02	0.51	0.09	0.71
畑	25.66	2.10	2.58	2.50	1.80	5.35
山林	17.48	0.66	1.99	2.07	1.09	8.32
原野	0.06	—	—	0.01	—	—
池沼	0.02	—	<0.1	0.01	—	—
雑種地	22.41	0.79	3.54	1.09	2.31	3.82
その他	—	—	—	—	7.38	14.97

注1：令和5年1月1日現在の値

注2：■は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和5年 統計概要」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

(2) 土地利用規制の状況

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

ア. 都市地域

調査区域の都市地域は、図 2-25 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

イ. 農業地域

調査区域の農業地域は、図 2-26 に示すとおりであり、計画区域及びその周辺に農業地域の農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区が指定されています。

ウ. 森林地域

調査区域の森林地域及び地域森林計画対象民有林は図 2-27 に示すとおりであり、調査区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。

エ. 自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

オ. 自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域、「生産緑地法」(昭和四十九年法律第六十八号)に基づき定められた生産緑地地区は、図 2-26 のとおりであり、計画区域内の一部が農業振興地域、農用地区域に指定されています。

横浜市では、表 2-29 に示すとおり、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象に、農業専用地区が指定されています。計画区域の一部が上瀬谷農業専用地区に位置しています。

なお、本事業の事業区域については農用地区域からの除外を行う予定です。

表 2-29 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区等

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定(横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定)。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象として横浜市が指定。
生産緑地地区	「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)に基づき、市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす一団の区域を、都市計画で定めたもの(横浜市では 258.1ha が生産緑地地区として指定:令和 5 年 12 月 25 日最終変更)。

資料:「横浜市都市農業推進プラン 2024-2028」(横浜市環境創造局農政推進課 令和 6 年 3 月)
「生産緑地地区について」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域における「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づき定められた森林地域及び地域森林計画対象民有林は、図 2-27 のとおりであり、計画区域内には、森林地域及び地域森林計画対象民有林はありません。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月法律第 100 号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 2-30、調査区域における用途地域は図 2-28 に示すとおりです。計画区域及びその周辺は、工業地域、準工業地域、及び市街化調整区域に指定されています。計画区域の南西部の一部は、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域に、北東部の一部は、近隣商業地域に指定されています。

表 2-30 都市計画区域及び用途地域の指定状況

単位：k m²

行政区分	横浜市全域				大和市	町田市			
	瀬谷区	旭区	緑区						
都市計画区域	総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.6		
	市街化区域	337.7	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8		
	用途地域	住居系	第 1 種低層住居専用地域	137.0	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
			第 2 種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
			第 1 種中高層住居専用地域	27.0	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
			第 2 種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
			第 1 種住居地域	46.2	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
			第 2 種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
			準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
			小計	249.9	10.2	19.0	14.0	14.8	50.6
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	0.4	0.4	1.0	1.4	
		商業地域	19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7	
		小計	33.6	0.6	0.5	0.6	1.5	2.1	
	工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7	
		工業地域	17.2	1.1	—	0.5	0.6	0.2	
		工業専用地域	18.3	—	—	—	—	—	
	小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9		
	市街化調整区域	98.9	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8		

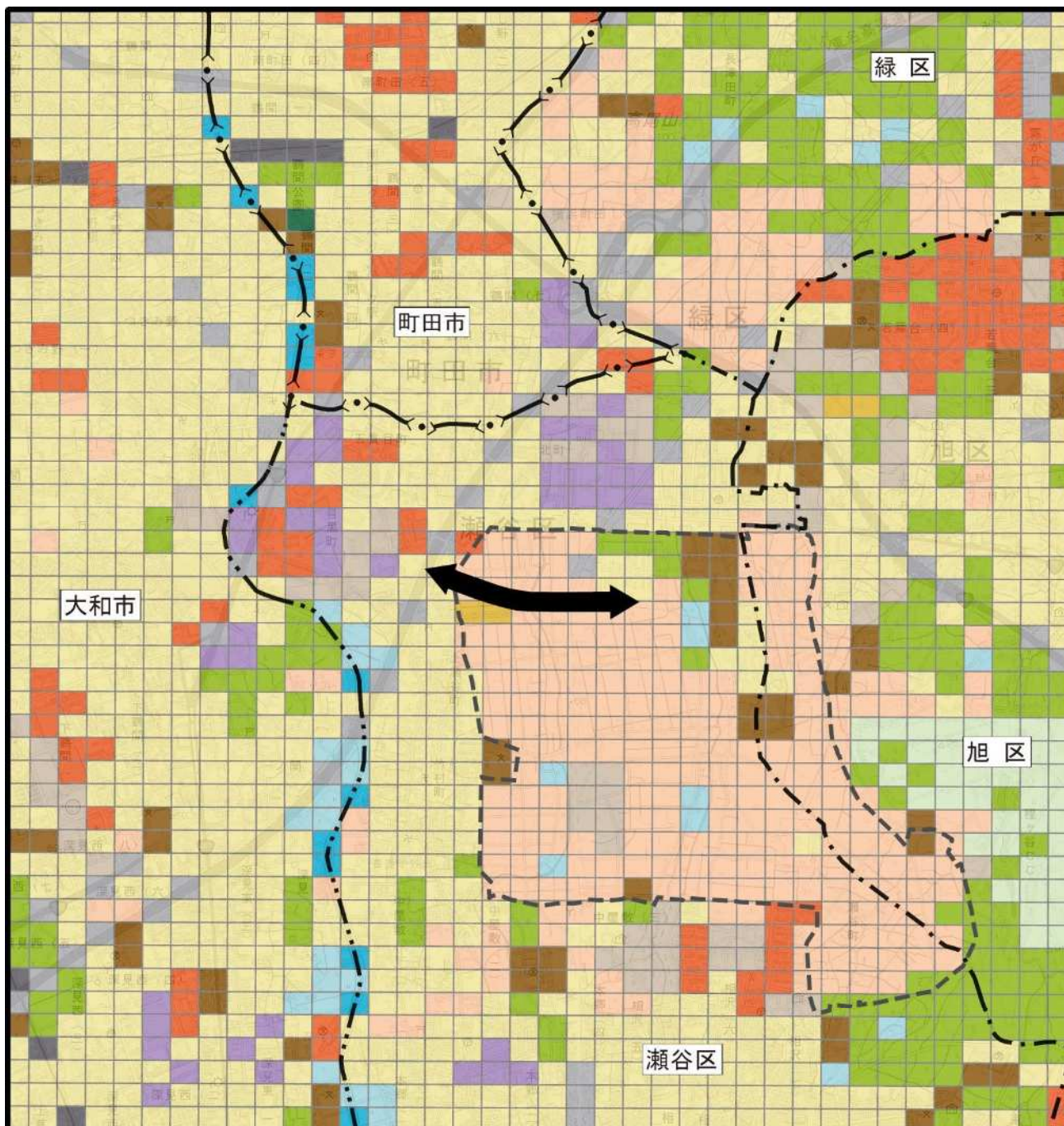
注 1：横浜市は令和 4 年度末現在、町田市は令和 4 年度末現在（総面積は令和 5 年 1 月 1 日現在）、大和市は令和 5 年 4 月 1 日現在の値

注 2：■ は、計画区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「令和 5 年 統計概要」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

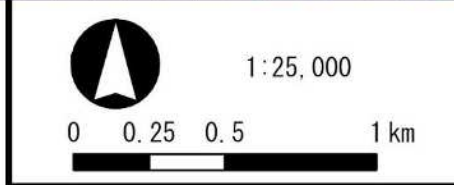


凡 例

←→ 計画区域 〰 土地区画整理事業実施区域

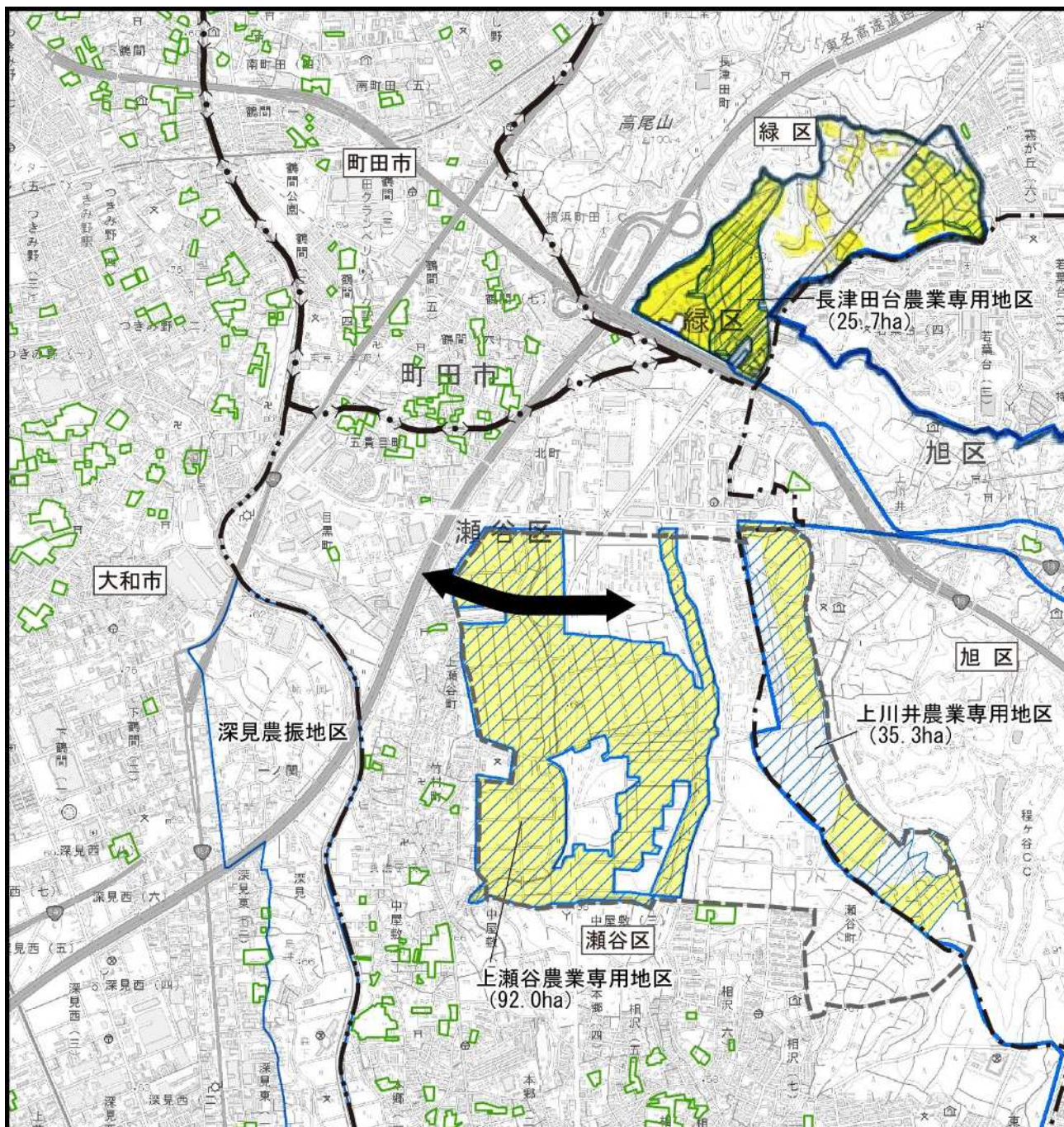
—●— 都県界 - - - 市界 - · - · - 区界

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 田 | 工場 | 空地 |
| その他の農用地 | 低層建物 | 公園・緑地 |
| 森林 | 道路 | 河川地及び湖沼 |
| 荒地 | 鉄道 | ゴルフ場 |
| 高層建物 | 公共施設等用地 | |



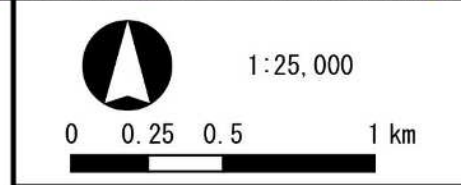
資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ・令和3年度）」
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-24 土地利用現況図



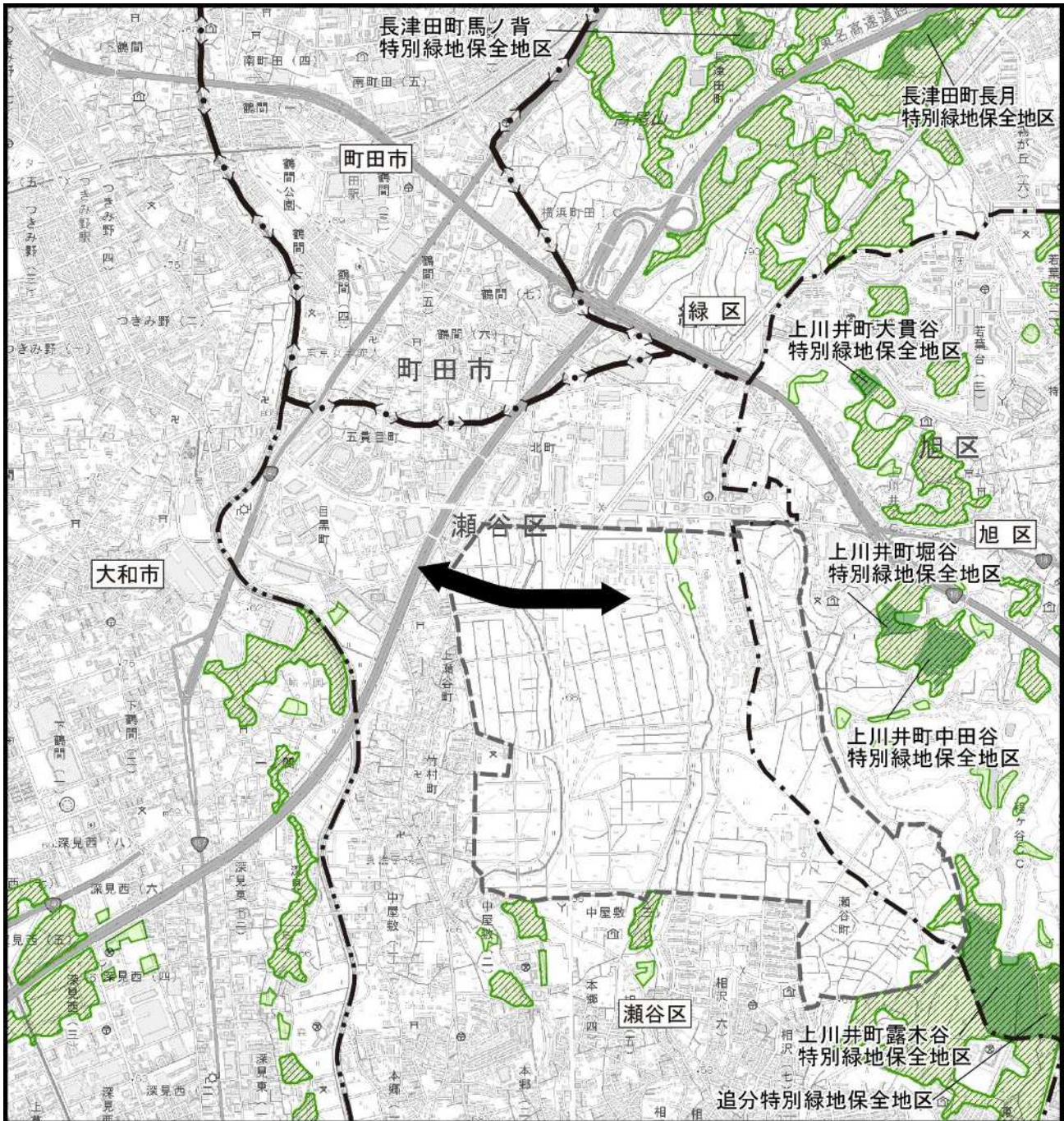
凡例

- | | |
|-----------------|--------|
| ←→ 計画区域 | 農業振興地域 |
| ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域 | 農用地区 |
| —<—> 都県界 | 農業専用地区 |
| — — — 市界 | 生産緑地地区 |
| — · — · 区界 | |



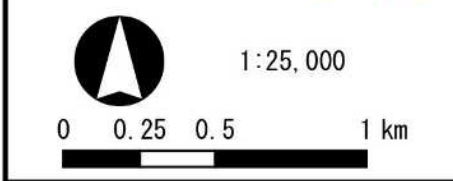
資料：「国土数値情報（農業地域データ・平成27年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和6年3月閲覧）
「農業専用地区 横浜市」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
「大和市都市農業振興基本計画」（大和市 平成31年3月）
「横浜市行政地図情報提供システム（i マッパー）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
「大和市公開型地図情報サービス（生産緑地地区）」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-26 土地利用基本計画図（農業振興地域、農用地区、農業専用地区及び生産緑地地区）



凡例

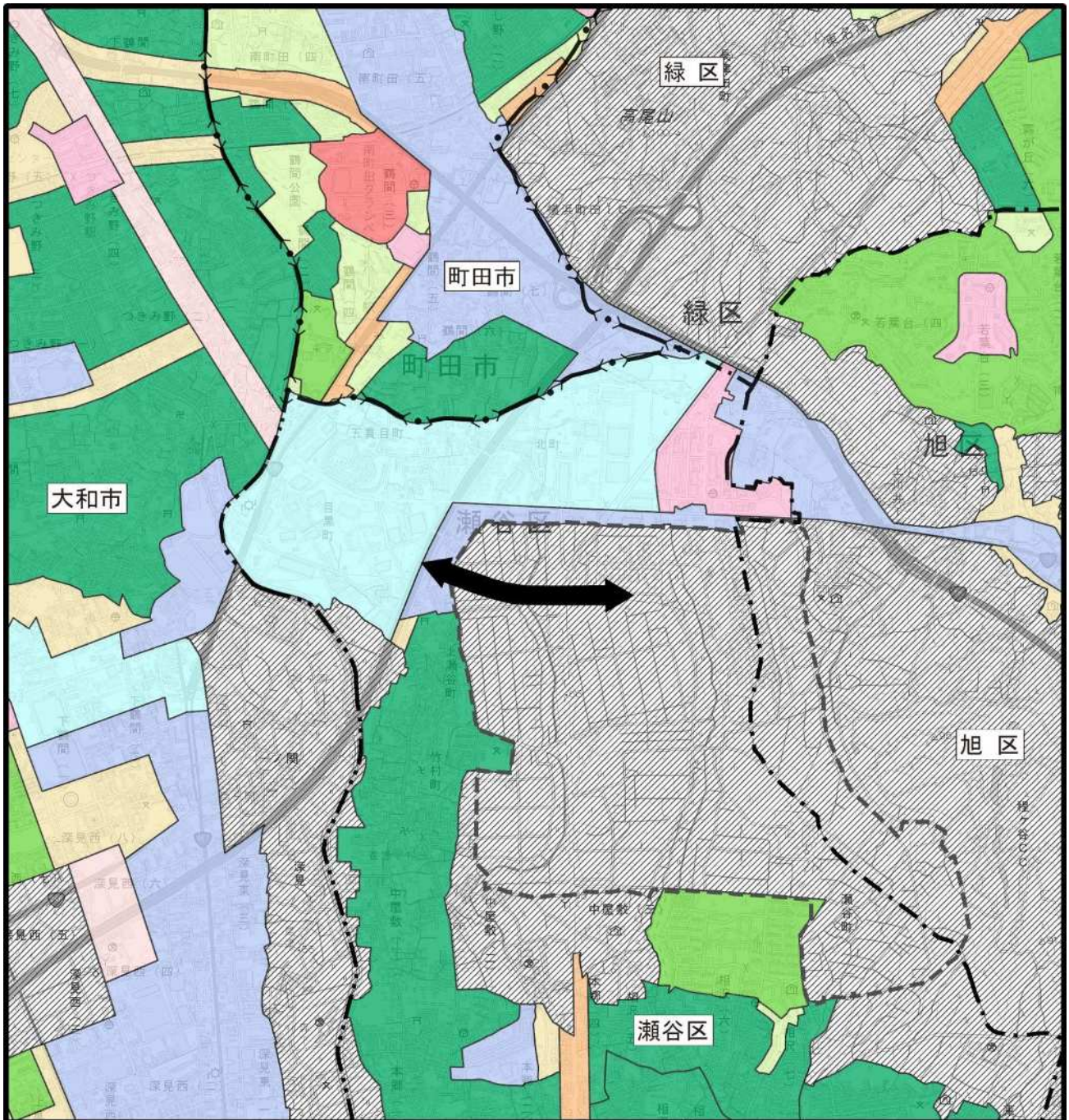
- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 特別緑地保全地区



注1：森林地域は平成27年度時点、地域森林計画対象民有林は令和6年3月閲覧のデータのため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場合があります。
 注2：大和市、町田市において、特別緑地保全地区は調査区域内には存在しません。

資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成27年度）」
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）
 横浜市建築局 都市計画決定データ（地図情報レベル2500）により作成

図 2-27 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林、特別緑地保全地区）



凡 例

←→ 計画区域 - - - 土地区画整理事業実施区域

◁•▷ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

- | | |
|----------------|-----------|
| ■ 第1種低層住居専用地域 | ■ 準住居地域 |
| ■ 第2種低層住居専用地域 | ■ 近隣商業地域 |
| ■ 第1種中高層住居専用地域 | ■ 商業地域 |
| ■ 第2種中高層住居専用地域 | ■ 準工業地域 |
| ■ 第1種住居地域 | ■ 工業地域 |
| ■ 第2種住居地域 | ■ 市街化調整区域 |



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」
 （大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「地図情報まちだ（用途地域）」
 （町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 横浜市建築局 都市計画決定データ
 （地図情報レベル 2500）により作成

図 2-28 土地利用基本計画図（用途地域）

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和 6 年 3 月現在の指定の状況は、表 2-31 及び図 2-27 のとおりです。なお、調査区域には、同法第 5 条の規定により指定された緑地保全地域はありません。

また、計画区域内には、特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

表 2-31 特別緑地保全地区指定状況

名称	面積 (ha)	指定年月日
追分特別緑地保全地区	33.3	平成 20 年 3 月 14 日 (変更:平成 26 年 2 月 5 日、平成 31 年 2 月 5 日、 令和 2 年 2 月 5 日)
上川井町大貫谷特別緑地保全地区	1.0	平成 25 年 2 月 5 日
上川井町堀谷特別緑地保全地区	1.5	平成 25 年 2 月 5 日
上川井町中田谷特別緑地保全地区	3.1	平成 25 年 12 月 5 日
上川井町露木谷特別緑地保全地区	10.3	平成 27 年 9 月 4 日
長津田町馬ノ背特別緑地保全地区	0.8	平成 29 年 2 月 15 日
長津田町長月特別緑地保全地区	3.4	平成 29 年 12 月 5 日 (変更:令和 2 年 2 月 5 日、令和 2 年 12 月 5 日)

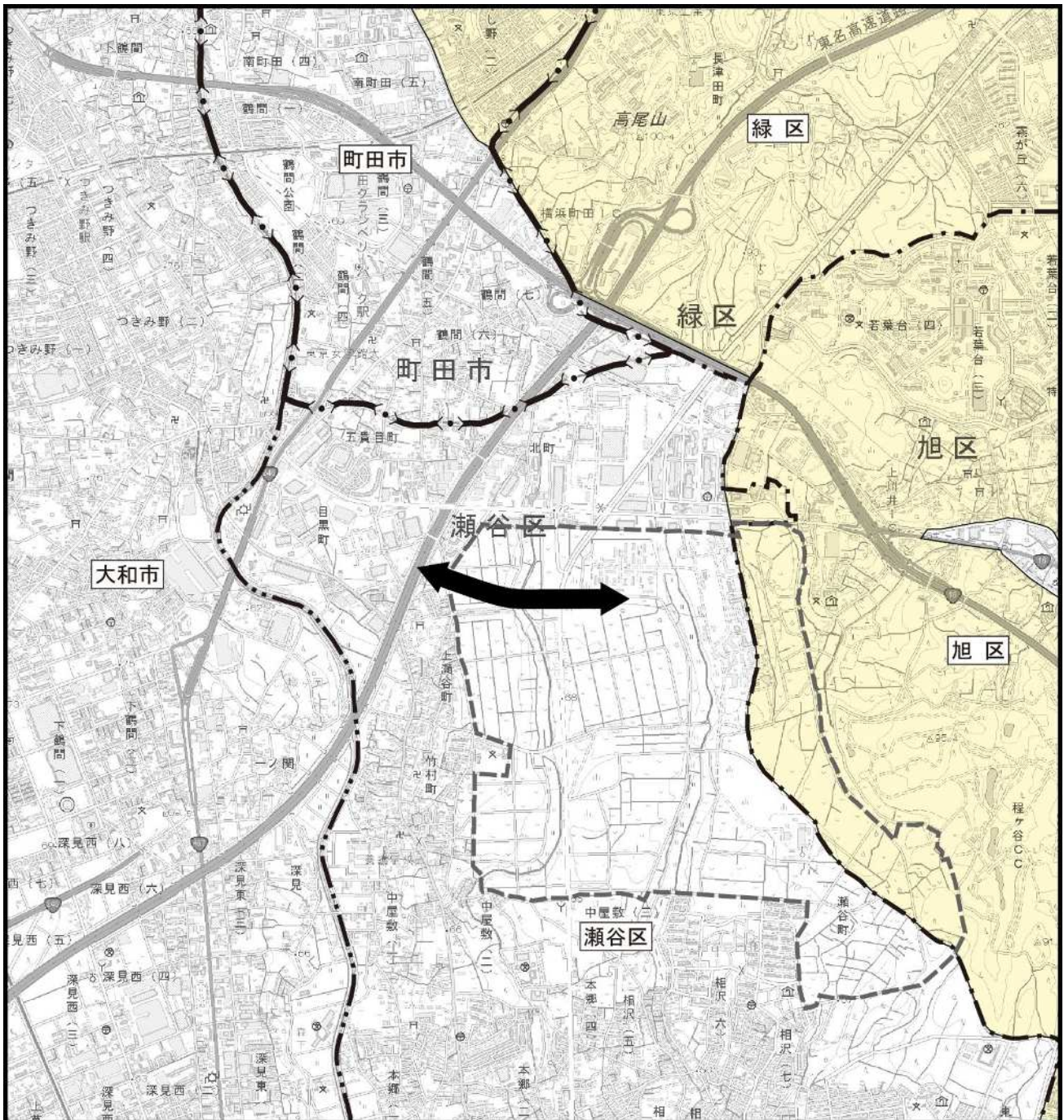
資料:「特別緑地保全地区」指定一覧(令和 5 年 12 月 5 日現在)(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」(昭和 36 年 11 月法律第 191 号) 第 3 条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和 6 年 3 月現在の指定の状況は、図 2-29 のとおりです。計画区域内には、宅地造成工事規制区域に指定された地域はありません。

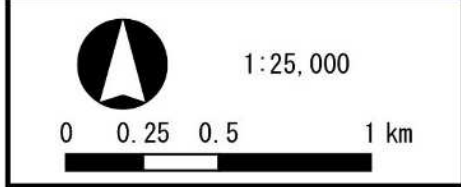
(3) その他

計画区域周辺における地下埋設管等の状況は、環状 4 号線の地下に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設または敷設されています。



凡例

-



資料：「横浜市行政地図情報提供システム (i マップイー)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)
「宅地造成工事規制区域について」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)
「宅地造成工事規制区域図」(町田市ホームページ 令和6年3月閲覧)

図 2-29 宅地造成工事規制区域指定状況

2.2.7 交通、運輸の状況

(1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 2-33 に、位置及び交通量調査地点は図 2-30 に示すとおりです。

計画区域は、東名高速道路及び区画 3 号線に接続し、環状 4 号線と交差します。また、計画区域の周辺には、北側から東側に一般国道 16 号、北側から西側に一般国道 246 号、西側から南側に一般国道 467 号が通っています。

「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」において、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区北町の観測地点（観測地点番号：11）で 9,478 台となっています。また、市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 13,083 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：13）、東名高速道路の昼間 12 時間の交通量は 95,541 台（横浜町田～綾瀬スマート、観測地点番号：1）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 2-31 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員は表 2-32 に、鉄道路線図は図 2-31 に示すとおりです。

鉄道は計画区域の北側に東急田園都市線、南西側に小田急江ノ島線があります。

計画区域の最寄りの駅は、東急田園都市線の南町田グランベリーパーク駅です。南町田グランベリーパーク駅の乗車人員は、令和 2 年度以降、増加しています。

表 2-32 鉄道駅の乗車人員（1日平均）

単位：人

路線	駅名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
東急 田園都市線	つきみ野駅	5,376	5,374	4,209	4,423	4,928
	南町田 グランベリー パーク駅 ^{注1}	15,121	20,019	17,121	18,937	21,230

注 1：南町田駅は、令和元年 10 月 1 日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

資料：「令和 5 年 統計概要」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-33 交通量の状況（平日 12 時間）

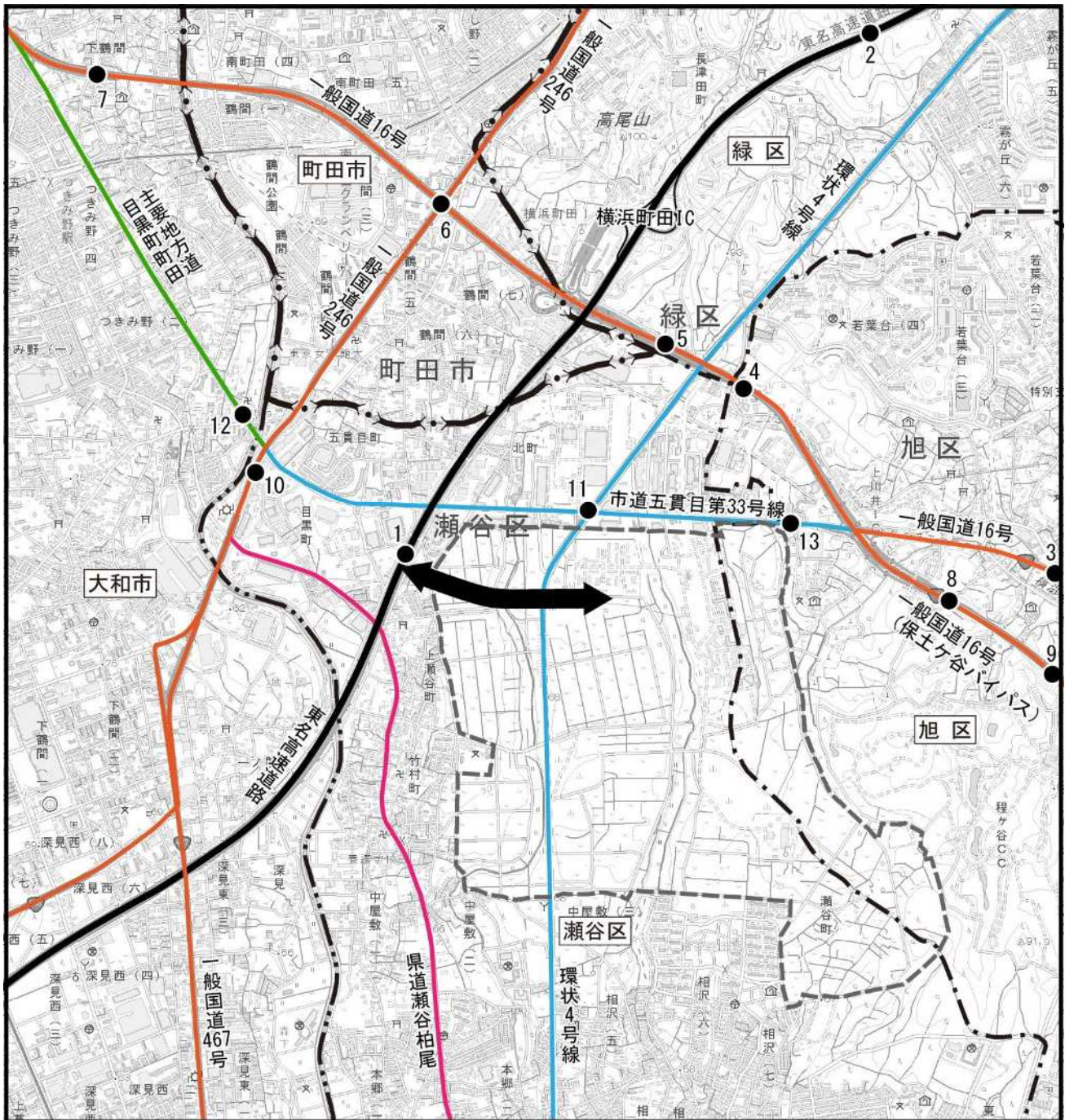
路線名	観測地点番号	観測地点名 ^{注3}	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 3 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	84,110	29.7	87,610	28.8	95,541	30.0
	2	横浜青葉～横浜町田	71,007	25.7	67,948	22.9	81,677	25.8
一般国道 16 号	3	旭区今宿西町 179	—	—	10,502	10.3	11,041	8.9
	4	旭区上川井町 2454	38,423	24.9	36,421	24.3	23,087	22.2
	5	緑区鶴間 1581	36,729	27.6	—	—	—	—
	6	町田市鶴間八丁目 13-2	31,361	32.2	34,424	24.6	26,668	19.7
	7	大和市下鶴間 429-1	35,521	24.0	34,424	24.6	34,355	19.8
一般国道 16 号 (保土ヶ谷 バイパス)	8	旭区上川井町 1039 (上川井 IC)	—	—	38,431	25.7	47,683	29.4
	9	旭区今宿一丁目 67 (下川井 IC)	—	—	74,693	26.9	75,280	27.6
一般国道 246 号	10	瀬谷区五貫目町 2	38,080	30.0	39,401	29.1	37,295	26.4
環状 4 号線	11	瀬谷区北町 21-1	—	—	—	—	9,478	16.6
主要地方道 目黒町町田	12	大和市下鶴間 100	13,864	8.6	—	—	—	—
市道五貫目 第 33 号線	13	旭区上川井町 1966	13,136	39.0	16,875	39.0	13,083	31.5

注 1：表中の観測地点番号は図 2-30 に対応します。

注 2：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

注 3：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。観測地点名が年度により異なる場合は、令和 3 年度の観測地点名を記載しています。

資料：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 令和 6 年 3 月閲覧）
「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）
「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）



凡例

- 計画区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 土地区画整理事業実施区域
- 交通量調査地点
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）

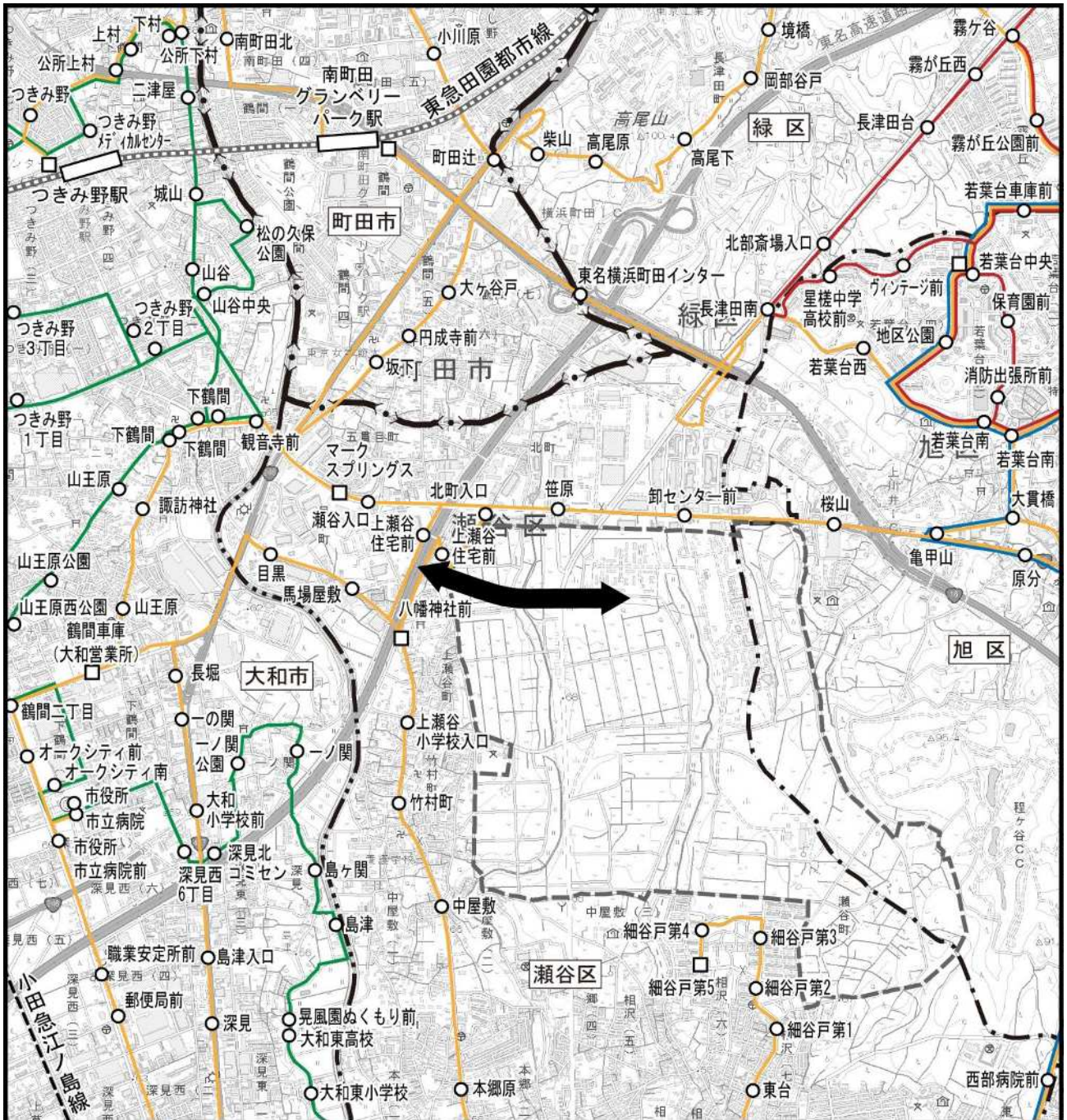


1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

注1：図中の観測地点番号は表 2-33 に対応しています。
 資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省 令和6年3月閲覧）
 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省 平成29年6月）
 「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省 平成23年9月）

図 2-30 主要道路及び交通量調査地点図



凡例

←→ 計画区域

⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

◁▷ 都県界

⋯ 市界

⋯⋯ 区界

— 横浜市営バス

— 神奈川中央交通バス

— 相鉄バス

— 大和市コミュニティバス

□ バス停 (起点・終点)

○ バス停

⋯⋯ 小田急江ノ島線

⋯⋯ 東急田園都市線

□ 駅



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



資料：「横浜市営バス路線マップ (2024年4月版)」(横浜市ホームページ 令和6年4月閲覧)
「相鉄バス路線図 (2023年10月1日現在)」(相鉄グループホームページ 令和6年3月閲覧)
「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図 (2024年3月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和6年3月閲覧)
「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図 (2024年4月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和6年4月閲覧)
「大和市コミュニティバス路線図深見地域 (令和2年10月)」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)
「大和市コミュニティバス路線図北部ルート (令和4年4月)」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)

図 2-31 バス路線図及び鉄道路線図

2.2.8 公共施設等の状況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、その他の市民利用施設等、福祉施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 2-34～表 2-37、及び図 2-32～図 2-35 に示すとおりです。

(1) 主な教育機関等

調査区域内においては、保育所・幼稚園が 34 施設、小学校が 8 校、中学校が 3 校、高等学校が 5 校、特別支援学校が 3 校、専修学校が 2 校、大学が 1 校存在しています。計画区域周辺の主な教育機関等は、東側に「横浜三育小学校」(A07)、南側に「横浜市立上瀬谷小学校」(S04) があります。

(2) 主な医療機関等

調査区域内においては、主な医療機関が 6 施設存在します。計画区域周辺の主な医療機関等は、東側に「赤枝病院」(A01)、南西側に「大和市立病院」(Y01)、北側に「南町田病院」(MC01) があります。

(3) 主な官公庁等

調査区域内においては、市役所庁舎が 2 施設、消防署が 3 施設、郵便局が 9 施設存在しています。計画区域周辺の主な官公庁等は、南側に「中瀬谷消防出張所」(S01)、東側に「若葉台消防出張所」(A03)、南西側に「大和市役所本庁舎」(Y03) があります。

(4) 主な福祉施設等

調査区域内においては福祉施設が 54 施設存在しています。計画区域周辺には、「グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷」(S10)、「ラペ瀬谷」(S03)、「アシステッド・ナーシング輝の杜」(S15)、「フォンテーヌ横浜町田壱番館」(S16)、「フォンテーヌ横浜町田弐番館」(S17)、「シャローム横浜」(A02)、「シャローム桜山」(A04) があります。

(5) その他の市民利用施設等

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 16 施設存在しています。計画区域周辺の主な市民利用施設等は、南側に「中屋敷地区センター」(S05)、北東側に「大貫谷公園プール」(A06)、西側「深見歴史の森スポーツ広場」(Y10)、北側に「鶴間会館」(MC07) があります。

(6) 主な公園・緑地等

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 100 施設存在しています。計画区域周辺には、「上瀬谷公園」(S01)、「目黒町公園」(S05) があります。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森」(S22)、「上川井市民の森」(A08) が存在しています。

表 2-34(1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29- 2
		S02	わらべ細谷戸保育園	瀬谷町 5945
		S03	認定こども園あづまの幼稚園 ・あづまのナーサリー	東野台 38
	小学校	S04	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
	中学校	S05	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校	S06	神奈川県立横浜瀬谷高等学校	東野台 29- 1
	特別支援学校	S07	神奈川県立瀬谷支援学校	竹村町 28- 1
旭区	保育所・幼稚園	A01	プレスクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9- 2
		A02	わかばの森保育園	若葉台二丁目 14- 1
		A03	幼保連携型認定こども園若葉台こども園	若葉台二丁目 20- 1
		A04	The King' s Christian School	上川井町 1437- 4
		A05	オレンジ託児所	上川井町 2694-20
	小学校	A06	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
		A07	横浜三育小学校	上川井町 1985
	高等学校	A08	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1
	特別支援学校	A09	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1- 1
緑区	保育所・幼稚園	M01	横浜マドカ幼稚園	霧が丘六丁目 14
	中学校	M02	星槎中学校	霧が丘六丁目 13
	高等学校	M03	神奈川県立霧が丘高等学校	霧が丘六丁目 16- 1
	大学	M04	東京工業大学	長津田町 4259

表 2-34(2) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
大和市	保育所・幼稚園	Y01	アミー保育園つきみ野園	つきみ野一丁目 6-9
		Y02	マザーグースつきみ野保育園	つきみ野一丁目 6-9
		Y03	みらいのこども保育園	つきみ野一丁目 13-3
		Y04	大和つきみ野雲母保育園	つきみ野三丁目 14-1
		Y05	大和つきみ野駅前雲母保育園	つきみ野五丁目 8-6
		Y06	わらべ保育園	下鶴間 413-6
		Y07	つきみ野すこやか保育園	下鶴間 525
		Y08	木の子保育園	下鶴間 1816-1
		Y09	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y10	アスク鶴間保育園	下鶴間 2785-10
		Y11	大和山王幼稚園	下鶴間 2919
		Y12	神奈川県東部ヤマト販売(株)大和保育ルーム	鶴間一丁目 21-19
		Y13	大和市立病院 託児室ひまわり保育園	深見西八丁目 3-6
		Y14	大和市立病院 夜間託児室みるく	深見西八丁目 3-6
		Y15	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
	小学校	Y16	大和市立北大和小学校	下鶴間 685
		Y17	大和市立大和東小学校	深見 1805
		Y18	大和市立大和小学校	深見西八丁目 7-1
	中学校	Y19	大和市立大和中学校	深見西七丁目 5-1
	高等学校	Y20	神奈川県立大和高等学校	つきみ野三丁目 4
		Y21	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y22	瀬谷支援学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y23	大和商業高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y24	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	保育所・幼稚園	MC01	キッズアプローチ南町田	鶴間一丁目 3-16
		MC02	南町田みつたま保育園	鶴間一丁目 7-1
		MC03	ママズスマイル 南町田 グランベリーパーク店	鶴間三丁目 4-1 グランベリーパーク セントラルコート 3 階
		MC04	レイモンド南町田保育園	鶴間八丁目 4-30 クレインドビル 1 階
		MC05	ふよう病院たんぼぼ保育室	南町田三丁目 43-1
		MC06	ハッピードリーム鶴間（分園）	南町田四丁目 16-31
		MC07	ハッピードリーム鶴間（本園）	南町田四丁目 22-7
		MC08	子どもの森南町田保育園	南町田四丁目 29-12
		MC09	子どもの森ゆうばく保育園	南町田四丁目 33-1
		MC10	KBC ほいくえん南町田	南町田五丁目 2-1 南町田五丁目ビル 1 階
	小学校	MC11	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1
		MC12	南つくし野小学校	南つくし野二丁目 4-8

注 1：表中の No. は図 2-32 と対応しています。

資料：「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）」（WAM NET ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「区内の保育施設情報」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等について」

（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

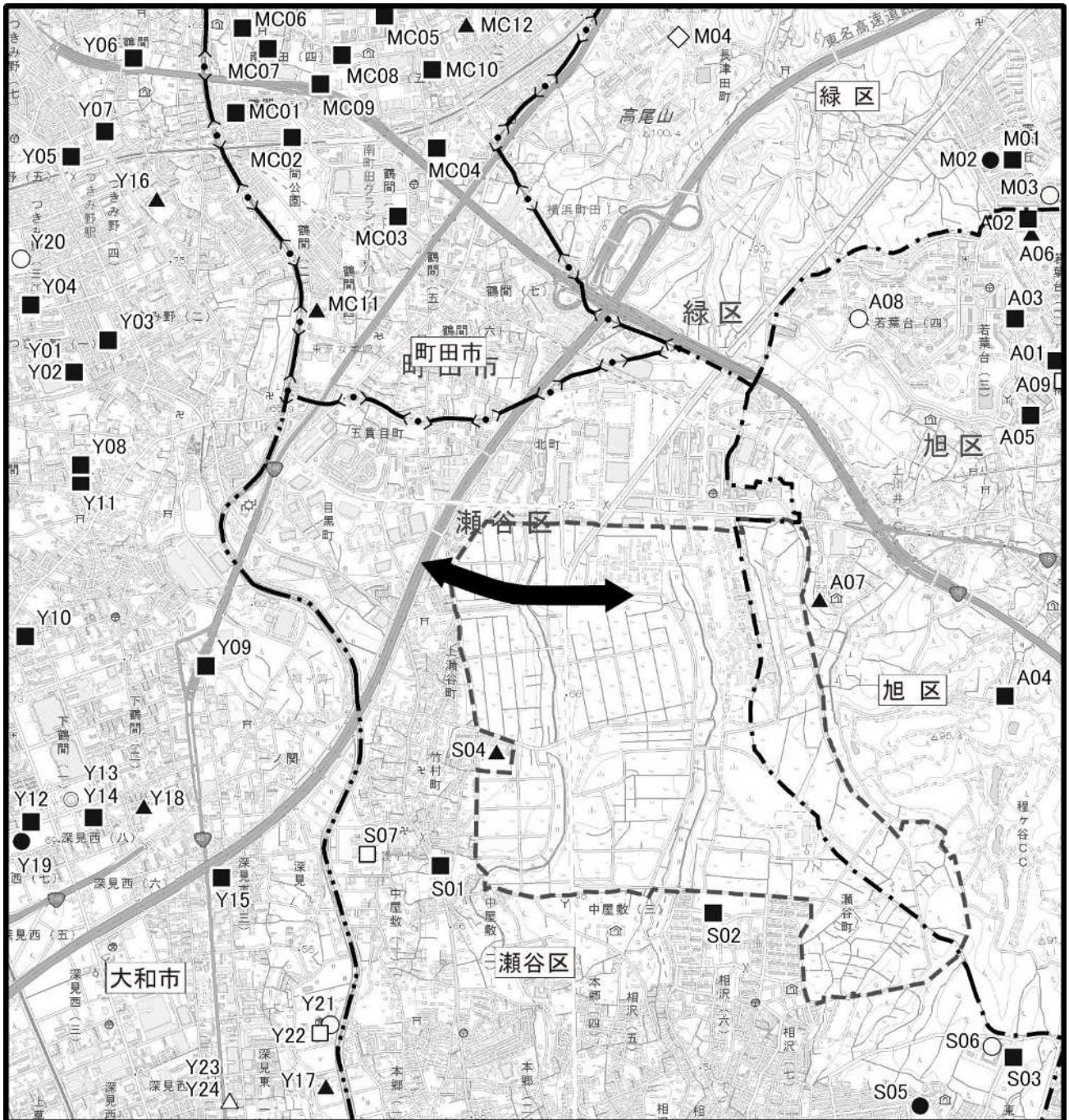
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「認可外保育施設一覧」（令和 6 年 1 月 1 日現在）（東京都福祉保健局ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「東京都公立学校一覧」（令和 5 年 5 月 1 日現在）（東京都教育委員会ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

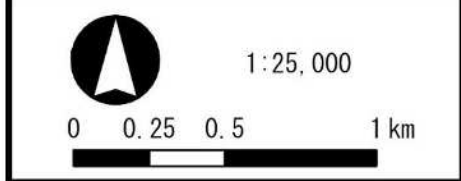


凡例

←→ 計画区域 - - - 土地区画整理事業実施区域

—+— 都県界 - - - 市界 - - - 区界

- | | |
|-----------|----------|
| ■ 保育所・幼稚園 | ◇ 大学 |
| ▲ 小学校 | □ 特別支援学校 |
| ● 中学校 | △ 専修学校 |
| ○ 高等学校 | |



注1：図中の番号は、表 2-34 に対応しています。
 注2：図に示す情報の出典は、表 2-34 と同様です。

図 2-32 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な教育機関等）

表 2-35 配慮が特に必要な施設（主な医療機関等・官公庁等・その他の市民利用施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
	郵便局	S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S03	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S04	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-5
		S05	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	地区センター	S06	東野中学校コミュニティ・スクール	東野 130
	その他	S07	横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス (まるたのしろ)	本郷二丁目 28-4
旭区	医療機関	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
		A02	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-1
	消防署	A03	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
	郵便局	A04	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目 5-1
	地区センター	A05	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4-2
	スポーツ施設	A06	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A07	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	医療機関	Y01	大和市立病院	深見西八丁目 3-6
		Y02	医療法人正史会 大和病院	深見西三丁目 2-37
	市役所	Y03	大和市役所本庁舎	下鶴間一丁目 1-1
		Y04	大和市役所第1分庁舎	深見西八丁目 6-12
	消防署	Y05	大和市消防署	深見西四丁目 4-6
	郵便局	Y06	大和つきみ野郵便局	つきみ野六丁目 9-5
		Y07	大和下鶴間郵便局	下鶴間 2773-6
		Y08	大和郵便局	深見西三丁目 1-29
	スポーツ施設	Y09	つきみ野野球場	つきみ野 5-6
		Y10	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
	コミュニティセンター	Y11	コミュニティセンター公所会館	下鶴間 504-1
		Y12	コミュニティセンター下鶴間会館	下鶴間 2516-2
		Y13	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
	その他	Y14	大和市中鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
町田市	医療機関	MC01	南町田病院	鶴間四丁目 4-1
		MC02	ふよう病院	南町田三丁目 43-1
	郵便局	MC03	町田南つくし野郵便局	南つくし野二丁目 31-22
		MC04	グランベリーパーク郵便局	鶴間三丁目 3-1
	スポーツ施設	MC05	鶴間公園スポーツ施設	鶴間三丁目 1-1
	その他	MC06	南町田会館	鶴間三丁目 16-1
		MC07	鶴間会館	鶴間六丁目 8-37
		MC08	南町田子どもクラブ「つきみ」	鶴間三丁目 1-4

注1：表中のNo. は図 2-33 と対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

(神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和5年4月)

「市内の病院一覧」(町田市医師会ホームページ 令和5年11月9日)

「横浜市内の消防署」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「庁舎・施設案内」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「消防署」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「郵便局・ATMをさがす」(日本郵政グループホームページ 令和6年3月閲覧)

「地区センター一覧」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「横浜市内公共スポーツ施設一覧」(ハマスポ 横浜スポーツ情報サイト 令和6年3月閲覧)

「学校施設活用型コミュニティハウス(スクール)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス(まるたのしろ)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

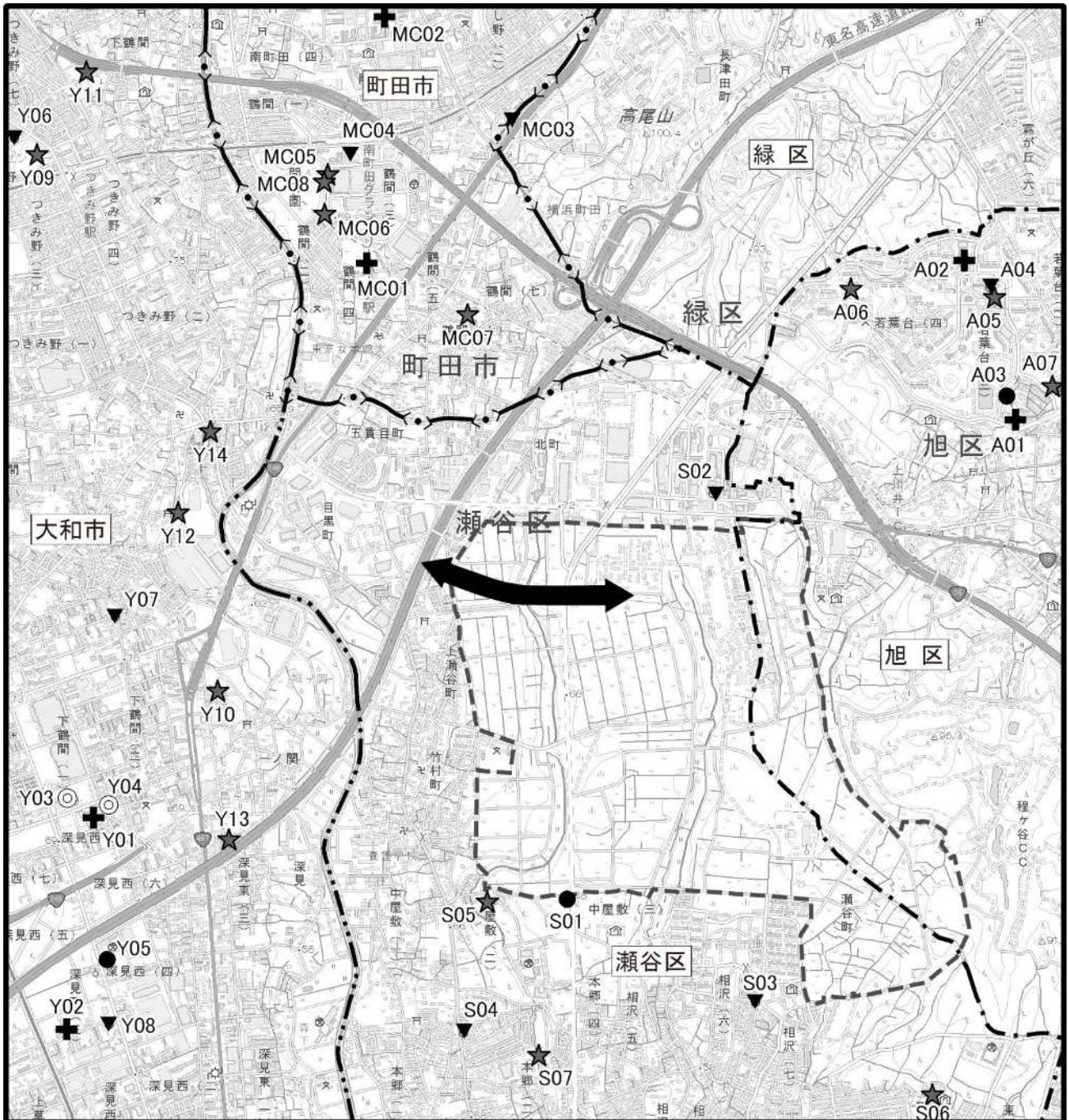
「大和市コミュニティセンター一覧」(大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和6年3月閲覧)

「大和市スポーツ関連施設一覧」(大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和6年3月閲覧)

「生涯学習・文化」(大和市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「集会施設のご案内」(町田市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「スポーツ施設」(町田市ホームページ 令和6年3月閲覧)

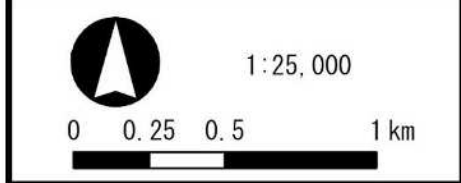


凡例

←→ 計画区域 (---) 土地区画整理事業実施区域

--- 都県界 - - - 市界 - · - · - 区界

- ✚ 主な医療機関 ◎ 市役所 ★ その他の市民利用施設
- 警察署
- 消防署
- ▼ 郵便局



注1：図中の番号は、表 2-35 に対応しています。
資料：図に示す情報の出典は、表 2-35 と同様です。

図 2-33 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な医療機関等・官公庁等・その他の市民利用施設等）

表 2-36(1) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11- 1
		S02	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S03	ラペ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S04	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S05	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2- 1
	認知症高齢者 グループホーム	S06	グループホーム 泉の郷本郷	本郷一丁目 55- 1
		S07	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37- 8
		S08	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631- 1
		S09	グループホーム みんなの家 横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S10	グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷	上瀬谷町 56- 4
	介護付有料老人ホーム等	S11	グループホーム きずな	東野台 40
		S12	サンライズ・ヴィラ瀬谷	相沢七丁目 9- 2
		S13	ホームステーションらいふ瀬谷	相沢六丁目 4- 7
	住宅型有料老人ホーム	S14	たいしん かていな東名横浜	卸本町 9334- 1
		S15	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S16	フォンテーヌ横浜町田壺番館	五貫目町 18-19
	小規模多機能型居宅介護	S17	フォンテーヌ横浜町田式番館	五貫目町 18- 1
		S18	咲くや愛成	相沢七丁目 13
		S19	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18- 6
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
	ケアハウス	A04	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A05	グリーンリープズ赤枝	上川井町 2694- 7
	認知症高齢者グループホーム	A06	花物語あさひ	上川井町 2269
		A07	青い空と緑の大地	上川井町 2911- 5
	介護付有料老人ホーム等	A08	トレクオーレ横浜 若葉台	若葉台四丁目 36- 1
		A09	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26
	地域ケアプラザ	A10	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16- 1
緑区	特別養護老人ホーム	M01	ライフプラザ新緑	長津田町 5708
大和市	特別養護老人ホーム	Y01	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418- 2
	介護老人保健施設	Y02	花織やまと	下鶴間 2973- 2
	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	Y03	そんぼの家 つきみ野	つきみ野一丁目 5- 3
		Y04	グランダ鶴間・大和	下鶴間二丁目 3-41
		Y05	ベルビルガーデンやまと	深見 713- 2
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	Y06	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり	深見 1736- 2
	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	Y02	花物語やまと	下鶴間 2973- 2
		Y07	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2- 5
	短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	Y06	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり	深見 1736- 2
	小規模多機能型居宅介護	Y01	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418- 2
Y02		花織やまと	下鶴間 2973- 2	
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	Y08	セントケア看護小規模つきみ野	つきみ野二丁目 7-18	

表 2-36(2) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
町 田 市	特別養護老人ホーム	MC01	みぎわホーム	南町田四丁目 10-38
		MC02	芙蓉園	南町田五丁目 16-1
	介護老人保健施設	MC03	オネスティ南町田	鶴間七丁目 3-3
	介護医療院	MC04	ふよう病院介護医療院	南町田三丁目 43-1
	認知症高齢者グループホーム	MC04	グループホームあおぞら	南町田三丁目 43-1
		MC05	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40
	有料老人ホーム	MC06	まどかすずかけ台	南つくし野二丁目 31-73
		MC04	芙蓉ミオ・ファミリア町田	南町田三丁目 43-1
		MC07	ReHOPE 南町田	南町田四丁目 14-20
		MC08	鶴の苑	南町田五丁目 3-28
MC09		ハビネスグランベリーの里	鶴間六丁目 30-19	
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	MC10	ペンギンステイ南町田	鶴間四丁目 5-8	

注1：表中のNo. は図 2-34 と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和6年2月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

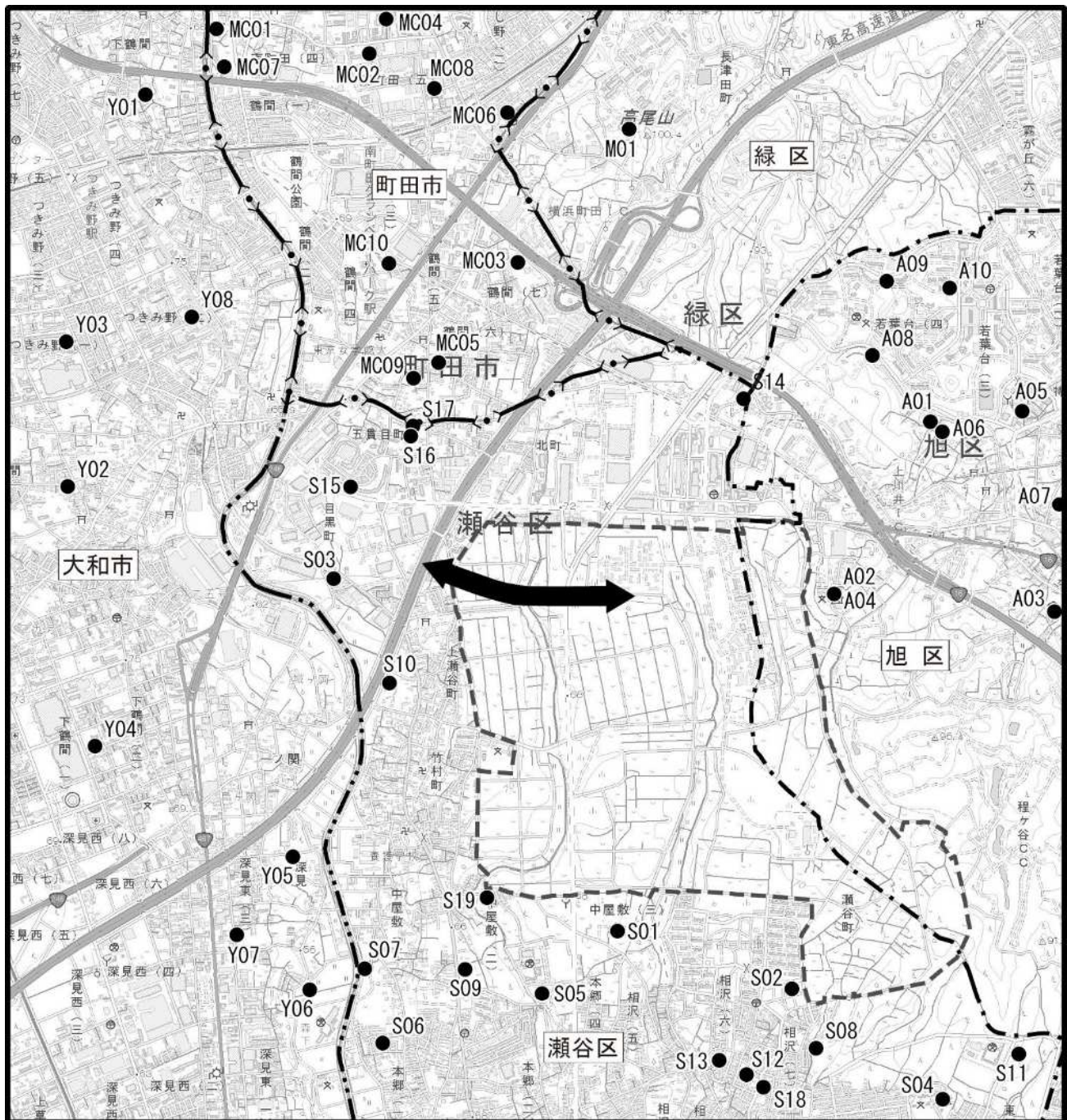
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「介護保険サービス提供事業所一覧」（令和4年12月1日現在）」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護等）」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

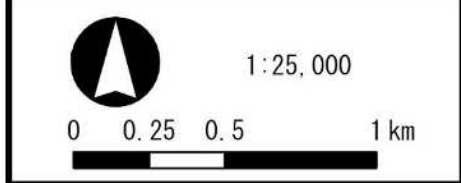
「福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション」（公益財団法人東京都福祉保健財団 令和6年3月閲覧）

「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和6年3月閲覧）



凡例

- ←→ 計画区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- ⋯⋯ 都県界
- ⋯⋯ 市界
- ⋯⋯ 区界
- 主な福祉施設



注1：図中の番号は、表 2-36 に対応しています。
 資料：図に示す情報の出典は、表 2-36 と同様です。

図 2-34 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な福祉施設等）

表 2-37(1) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積（㎡）
瀬谷区	近隣公園	S01	上瀬谷公園	10,245
		S02	瀬谷みはらし公園	13,584
		S03	瀬谷中央公園	12,630
	街区公園	S04	五貫目町公園	1,749
		S05	目黒町公園	676
		S06	瀬谷土橋公園	4,472
		S07	上瀬谷町東公園	683
		S08	竹村町公園	1,756
		S09	中屋敷中央公園	4,136
		S10	中屋敷三丁目公園	1,463
		S11	細谷戸公園	7,787
		S12	本郷二丁目公園	783
		S13	本郷四丁目公園	533
		S14	本郷四丁目第二公園	4,120
		S15	相沢四丁目公園	2,739
		S16	相沢公園	2,917
		S17	相沢六丁目第二公園	979
		S18	相沢六丁目公園	1,156
		S19	東野第五公園	1,774
		S20	東野第四公園	150
		S21	東野第三公園	1,016
		市民の森	S22	瀬谷市民の森
旭区	地区公園	A01	若葉台公園	46,441
	近隣公園	A02	大貫谷公園	32,323
	街区公園	A03	えびね公園	5,445
		A04	なのはな公園	3,695
		A05	つくし公園	2,574
		A06	上川井市坂公園	589
	緑地	A07	若葉台四丁目緑地	3,680
	市民の森	A08	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A09	追分特別緑地保全地区	333,000
		A10	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A11	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
		A12	上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000
		A13	上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000
緑区	地区公園	M01	霧が丘公園	39,860
	街区公園	M02	霧が丘二丁目公園	451
		M03	中丸公園	2,558
		M04	草木公園	2,817
	特別緑地保全地区	M05	長津田町馬ノ背特別緑地保全地区	8,000
		M06	長津田町長月特別緑地保全地区	34,000

表 2-37(2) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
大和市	近隣公園	Y01	つきみ野 1 号公園	19,753
	街区公園	Y02	つきみ野わいわい公園	293
		Y03	つきみ野 3 号公園	2,784
		Y04	さくらの散歩道	7,953
		Y05	つきみ野 1 号小公園	421
		Y06	つきみ野 8 号公園	1,581
		Y07	つきみ野 4 号公園	4,315
		Y08	つきみ野 1 2 号公園	157
		Y09	つきみ野 1 0 号公園	492
		Y10	つきみ野 1 1 号公園	661
		Y11	つきみ野 5 号公園	4,198
		Y12	きらめき公園	484
		Y13	松の久保公園	2,077
		Y14	大上公園(おおがさ公園)	852
		Y15	山谷南公園	1,227
		Y16	名和公園	1,336
		Y17	目黒台公園	2,055
		Y18	目黒公園	1,152
		Y19	宿公園	1,562
		Y20	山王原子供広場	3,128
		Y21	山王原公園	1,241
		Y22	両替山公園	220
		Y23	山王原東公園	1,241
		Y24	山王原西公園	500
		Y25	リラの丘公園	3,243
		Y26	長堀公園	964
		Y27	しおり公園	123
		Y28	大和原 1 号公園	999
		Y29	長堀 2 号公園	715
		Y30	大和原 3 号公園	125
		Y31	大和原 2 号公園	219
		Y32	ライラック公園	217
		Y33	一ノ関公園	1,755
		Y34	なぎ原 1 号公園	2,158
		Y35	なぎ原 2 号公園	1,491
		Y36	こもれび公園	430
		Y37	庚申塚公園	798
		Y38	ぼ～る遊びもできる公園	1,147
		大規模緑地	Y39	深見歴史の森
	緑地	Y40	深見境川緑地	1,336
		Y41	つきみ野緑地	209

表 2-37(3) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No	名称	面積 (㎡)
町田市	街区公園	MC01	南つくし野二丁目ツツジ公園	127
		MC02	南つくし野こうま公園	5,204
		MC03	鶴間まんまる砂場公園	179
		MC04	鶴間くつろぎ公園	316
		MC05	鶴間小鶴橋公園	271
		MC06	鶴間風の子公園	472
		MC07	鶴間ポケット公園	63
		MC08	鶴間三角公園	779
		MC09	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC10	鶴間ひだまり公園	264
		MC11	鶴間前谷戸児童公園	215
	運動公園	MC12	鶴間公園	71,075
	都市緑地	MC13	鶴間2号緑地	102
	広場	MC14	鶴間大ヶ谷戸広場	495
	緑地	MC15	南つくし野2号緑地	2,194
		MC16	横浜水道緑道	8,232
	ふるさとの森	MC17	鶴間ふるさとの森	5,618
		MC18	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注1：表中のNo. は図 2-35 と対応しています。

資料：「公園一覧表（令和5年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和5年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「特別緑地保全地区」指定一覧（令和5年12月5日現在）（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

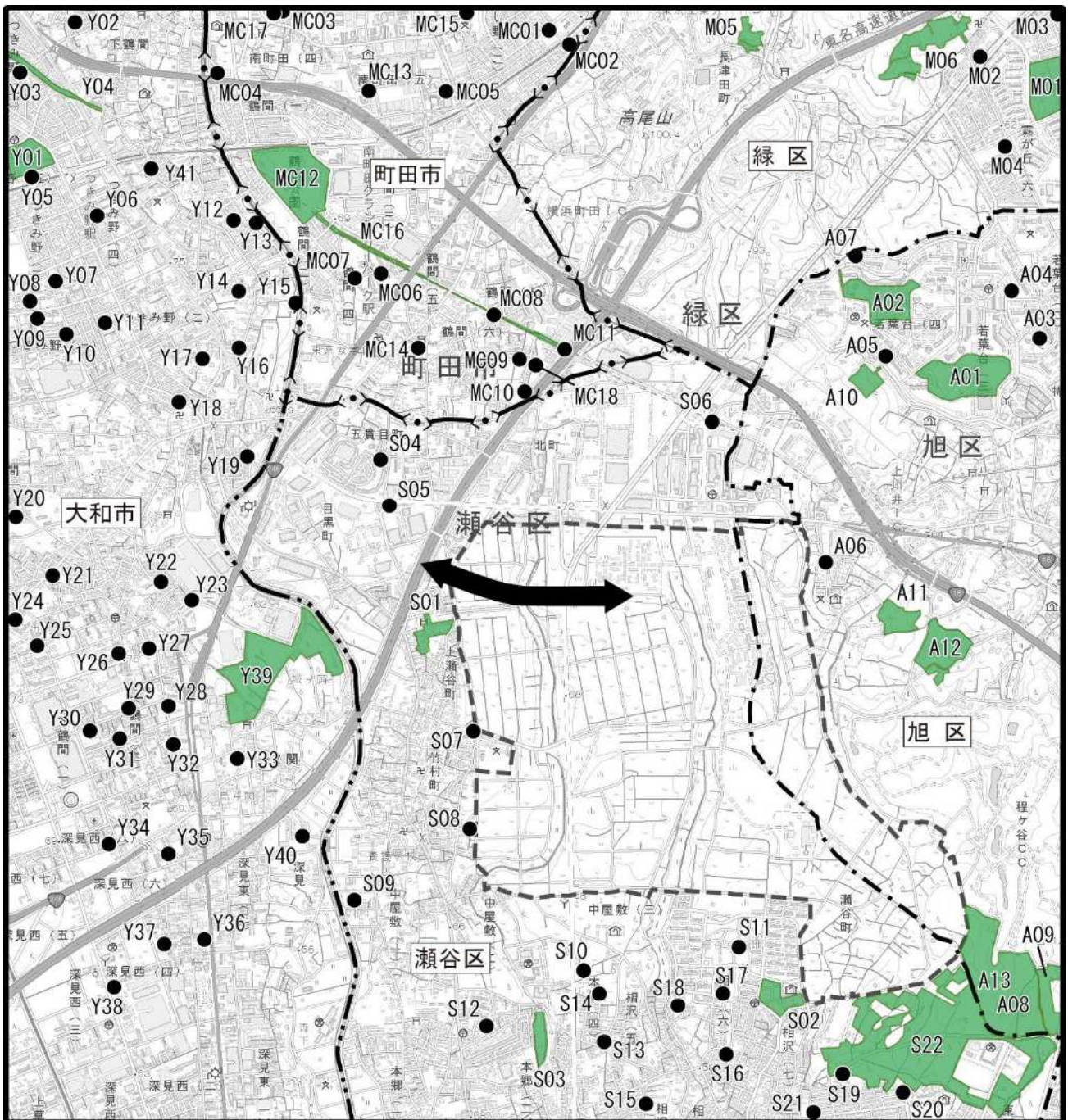
横浜市建築局 都市計画決定データ（地図情報レベル 2500）により作成

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

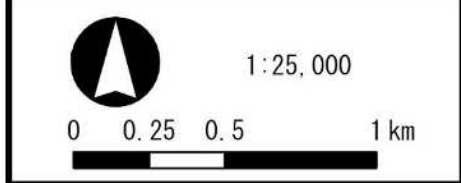
「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）



凡例

- ←→ 計画区域 (---) 土地区画整理事業実施区域
- 都県界 - - - 市界 - - - 区界
- (緑) 主な公園・緑地等



注1：図中のNo.は、表2-37に対応しています。
資料：図に示す情報の出典は、表2-37と同様です。

図 2-35 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な公園・緑地等）

2.2.9 景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況

(1) 景観

① 計画区域及びその周辺の景観の概況

計画区域及びその周辺の景観の概況は図 2-36 に示すとおりです。

計画区域の標高は、おおむね約 50m～80m の範囲にあり（前掲図 2-4 (p.2-6) 参照）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 2-37 (p.2-99) 参照）。

計画区域の南東側には、瀬谷市民の森、追分市民の森、上川井市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、計画区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています（図 2-36 (p.2-95) 参照）。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、計画区域を含む土地区画整理事業実施区域の範囲内は、全体が土地区画整理事業により造成され、西側は農用地を中心としたのどかな景観となり、東側は造成地及び公園となる予定です。

計画区域の西側周辺は、住居系の用途地域、準工業地域、工業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。

② 主要な眺望点の分布及び概況

計画区域からおおむね 3 km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 2-36 及び表 2-38 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

③ 景観資源の分布及び概況

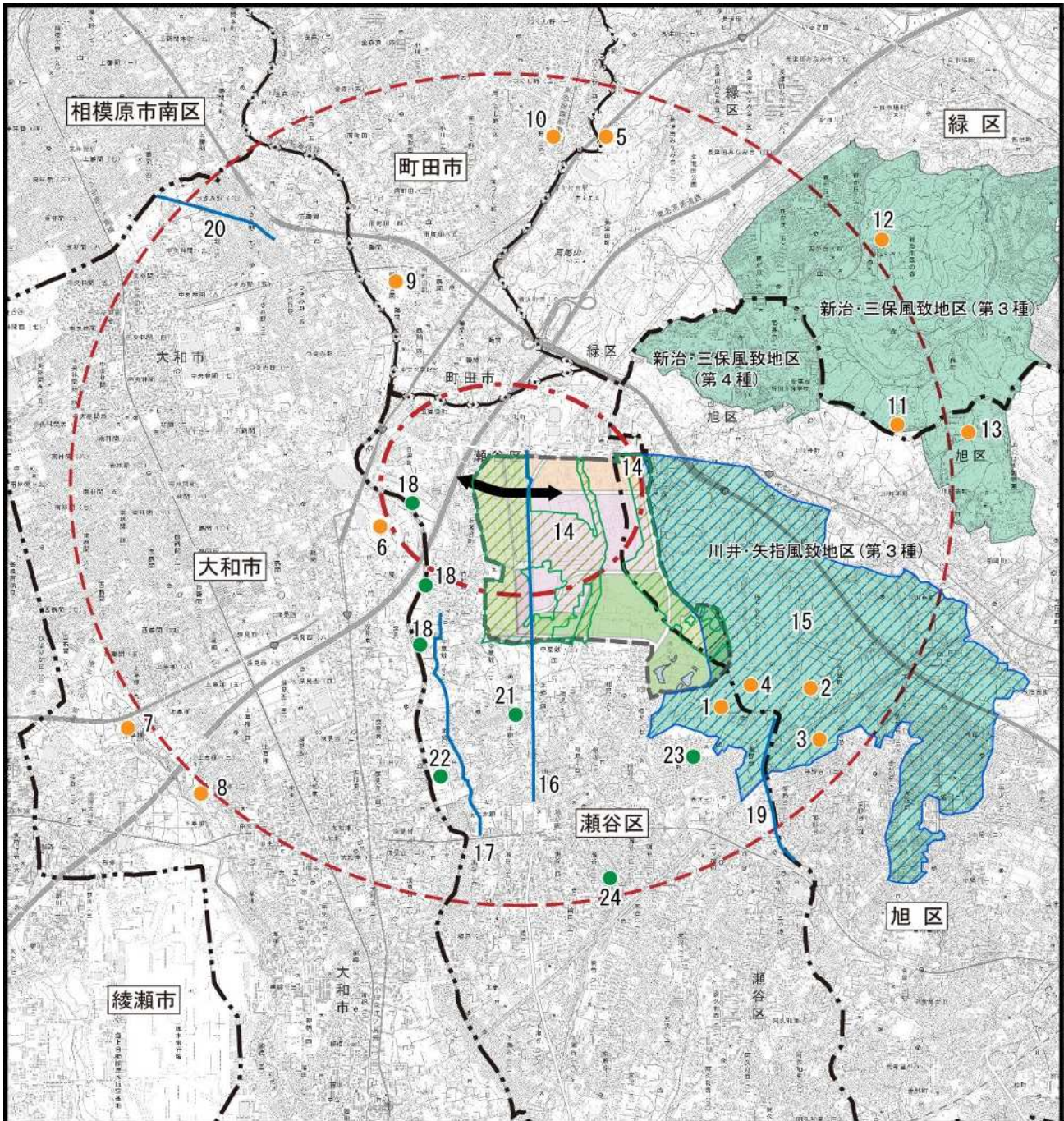
計画区域及びその周辺における景観資源は、図 2-36 及び表 2-38 に示すとおり、都市部としては貴重な農地景観や、東側には川井・矢指風致地区の緑地があります。また、土地区画整理事業実施区域内は、事業実施に伴い、公園等を整備する計画となっています。

一方、計画区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

④ 主要な眺望景観の概況

前述のように、計画区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、土地区画整理事業実施区域内は、事業実施に伴い、公園等を整備する計画となっています。

丹沢の山並みは計画区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。



凡例 ←・→ 都県界 - - - 市界 - - - 区界
 ← 計画区域 (---) 土地区画整理事業実施区域

[Red dashed box] 調査範囲 (計画区域から概ね3km圏)

[Red dotted box] 近景域 (計画区域から概ね500m圏)

● 主要な眺望点

■ 風致地区

[Green hatched box] 主要な景観資源

[Light green box] 農業振興地区

[Purple box] 観光・賑わい地区

[Orange box] 物流地区

[Light green box] 公園・防災地区

[White box] 道路

[Blue box] 調整池 (地上式)

注1：図中の番号は、表 2-38 に対応しています。
 注2：図に示す情報の出典は、表 2-38 と同様です。

図 2-36 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 2-38 主要な眺望点及び景観資源（計画区域からおおむね3km圏）

区分	No.	名称	資料 ^{注1}
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	6	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	7	泉の森	⑤
	8	ふれあいの森	⑤
	9	鶴間公園	⑥
	10	つくし野セントラルパーク	⑥
	11	三保市民の森	⑦
	12	新治市民の森	⑦
	13	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	14	上瀬谷地区の緑農地域	⑨
	15	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	16	海軍道路沿いの桜並木	①
	17	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	18	境川沿いの桜並木	①
	19	野境道路	①
	20	さくらの散歩道	⑩
	21	瀬谷中央公園	①
	22	瀬谷本郷公園	①
	23	東野第一公園	①
	24	瀬谷第三公園	①
	—	丹沢の山並み（遠景）	—
	—	富士山（遠景）	—

注1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注2：表中のNo. は図 2-36 に対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ②「市民の森指定一覧（令和5年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和6年3月閲覧）
 ④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑤「大和市の観光スポット」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑪「大和市のさくら」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和5年1月変更)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 令和6年3月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、計画区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表2-39及び図2-36のとおりです。計画区域の東側に川井・矢指風致地区が、北東側に新治・三保風致地区が指定されています。

表 2-39 風致地区指定状況

名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第3種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第4種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表 2-40 及び図 2-37 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、計画区域周辺に「鎌倉古道 北コース」が存在します。

調査区域の瀬谷中央公園、野境道路、さくらの散歩道は、桜の見どころスポットとなっています。また、土地区画整理事業実施区域内は、事業実施に伴い、公園等を整備する計画となっています。

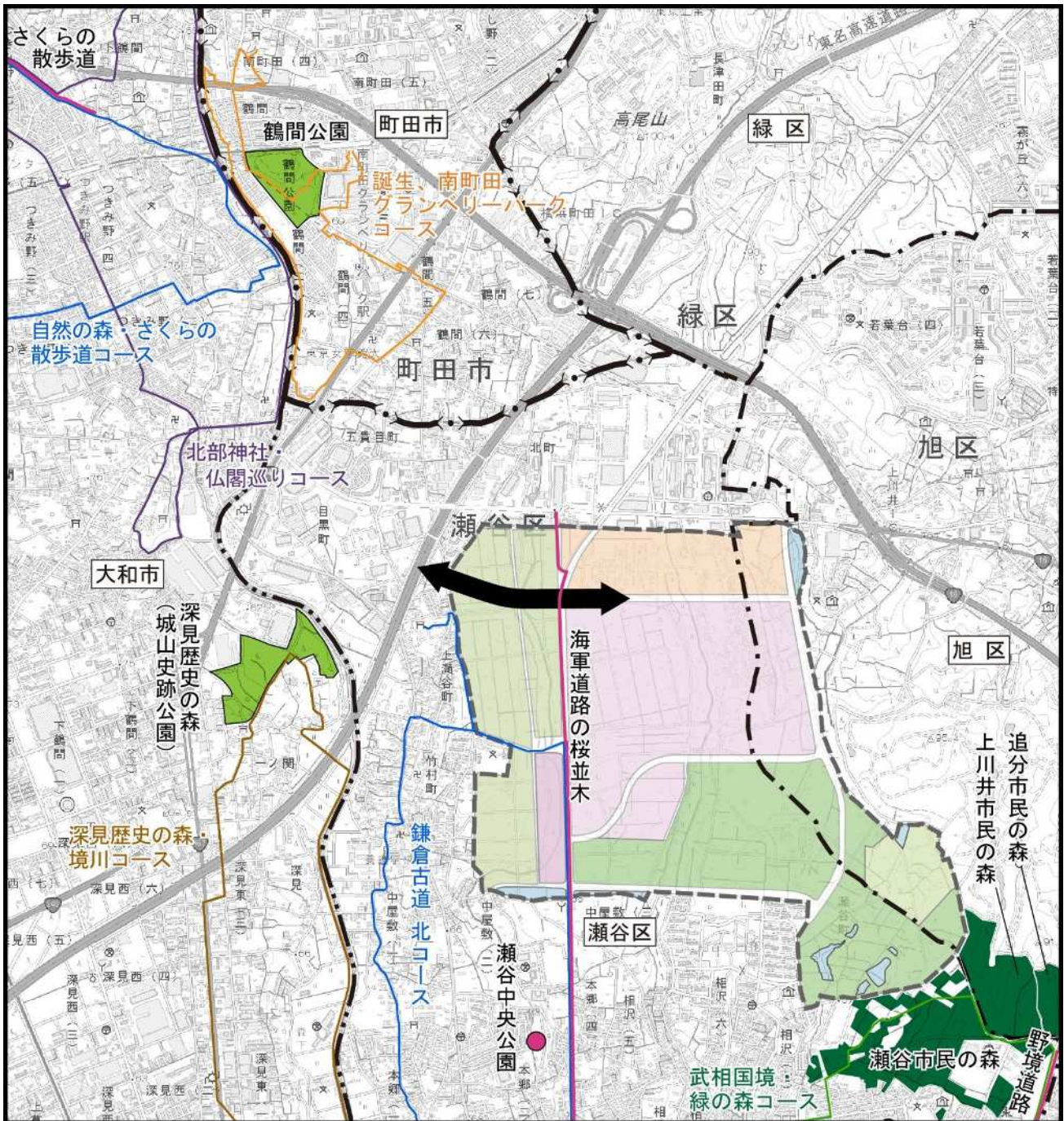
なお、市民の森については、「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づいて指定され、「横浜みどりアップ計画（2024～2028）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 令和6年2月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 2-40 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 ^{注1}
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	①、③
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	鎌倉古道 北コース	—	①、③
	野境道路	—	①、③
	武相国境・緑の森コース	—	①、③
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
	さくらの散歩道	—	⑤
	自然の森・さくらの散歩道コース	—	⑥
	北部神社仏閣めぐりコース	—	⑥
	深見歴史の森・境川コース	—	⑥
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑦
	誕生、南町田グランベリーパークコース	—	⑧

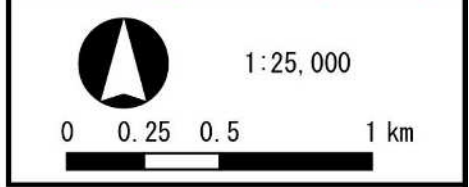
注1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ②「市民の森指定一覧（令和5年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑤「大和市のさくら」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑥「大和市ウォーキングマップ」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑦「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 ⑧「町田市ウォーキングマップ」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）



凡例

- ←→ 計画区域 ◀・▶ 都県界 - - - 市界 - - - 区界
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 市民の森 — 桜の見どころスポット (並木型)
- 公園 ● 桜の見どころスポット (拠点型)
- ハイキングコース
- 農業振興地区 ■ 公園・防災地区
- 観光・賑わい地区 ■ 道路
- 物流地区 ■ 調整池 (地上式)



注1：図に示す情報の出典は、表 2-40 と同様です。

図 2-37 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

② 法令等による指定状況

計画区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区(前掲図 2-36 (p. 2-73) 参照) や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森などがあります(前掲図 2-37 (p. 2-99) 参照)。

③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「第5期 神奈川県観光振興計画」(神奈川県 令和5年3月改定)には、計画区域及びその周辺に係る事項として、「2027(令和9)年に開催される国際園芸博覧会(花博)を視野に入れたプロモーションを検討することが考えられています。」と明記されています。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、上瀬谷地区を会場とし、令和9年(2027年)3月～9月に2027年国際園芸博覧会の開催を予定しています。

2.2.10 文化財等の状況

(1) 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 2-41 及び図 2-38 に示すとおりです。

調査区域の史跡としては、旧小倉家住宅宅地 (Y07: 大和市指定史跡) があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

計画区域周辺には、S15～S20 の横浜市の指定・登録文化財があります。

表 2-41(1) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	石造物	地藏像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S03	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S04	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S05	市	石造物	地藏像	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S08	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S09	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S10	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S11	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S12	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S13	市	石造物	地藏像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S14	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—
	S15	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S16	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S17	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S18	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S19	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S20	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S21	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S22	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S23	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S24	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S25	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S26	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S27	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S28	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S29	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S30	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—

表 2-41(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S31	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15- 8	—	—
	S32	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15- 8	—	—
	S33	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15- 8	—	—
	S34	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15- 8	—	—
	S35	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15- 8	—	—
	S36	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S37	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35- 1	—	—
	S38	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35- 1	—	—
	S39	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6- 1	—	—
	S40	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6- 1	—	—
	S41	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6- 1	—	—
	S42	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6- 1	—	—
	S43	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12- 5	—	—
	S44	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36- 3	—	—
	S45	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35- 1	—	—
大和市	Y01	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人観音寺代表役員
	Y02	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359- 5 下鶴間ふるさと館	平成 7 年 4 月 27 日	大和市
	Y03	市	建造物	旧小倉可光家住宅 土蔵	下鶴間 2359- 5 下鶴間ふるさと館	平成 9 年 4 月 24 日	大和市
	Y04	市	彫刻	坂本小左エ門重安の 位牌	深見 ^{注3}	昭和 47 年 2 月 25 日	個人
	Y05	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人観音寺代表役員
	Y06	市	工芸品	旧子/社鰯口	深見 ^{注3}	昭和 56 年 8 月 1 日	個人
	Y07	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359- 5 ほか	平成 15 年 6 月 25 日	大和市
	Y08	市	彫刻	諏訪神社 御神像	下鶴間 2540 諏訪神社	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人諏訪神社崇敬会 会長
	Y09	市	工芸品	諏訪神社 北辰一刀流奉納額	下鶴間 2540 諏訪神社	平成 6 年 4 月 1 日	宗教法人諏訪神社崇敬会 会長
町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目 17- 1 円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	—
	MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 21-24 日枝神社	平成 30 年 1 月 24 日	—

注 1 : 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注 2 : 表中の地点は、図 2-38 に対応しています。

注 3 : Y04、Y06 の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図 2-38 に表記しておりません。

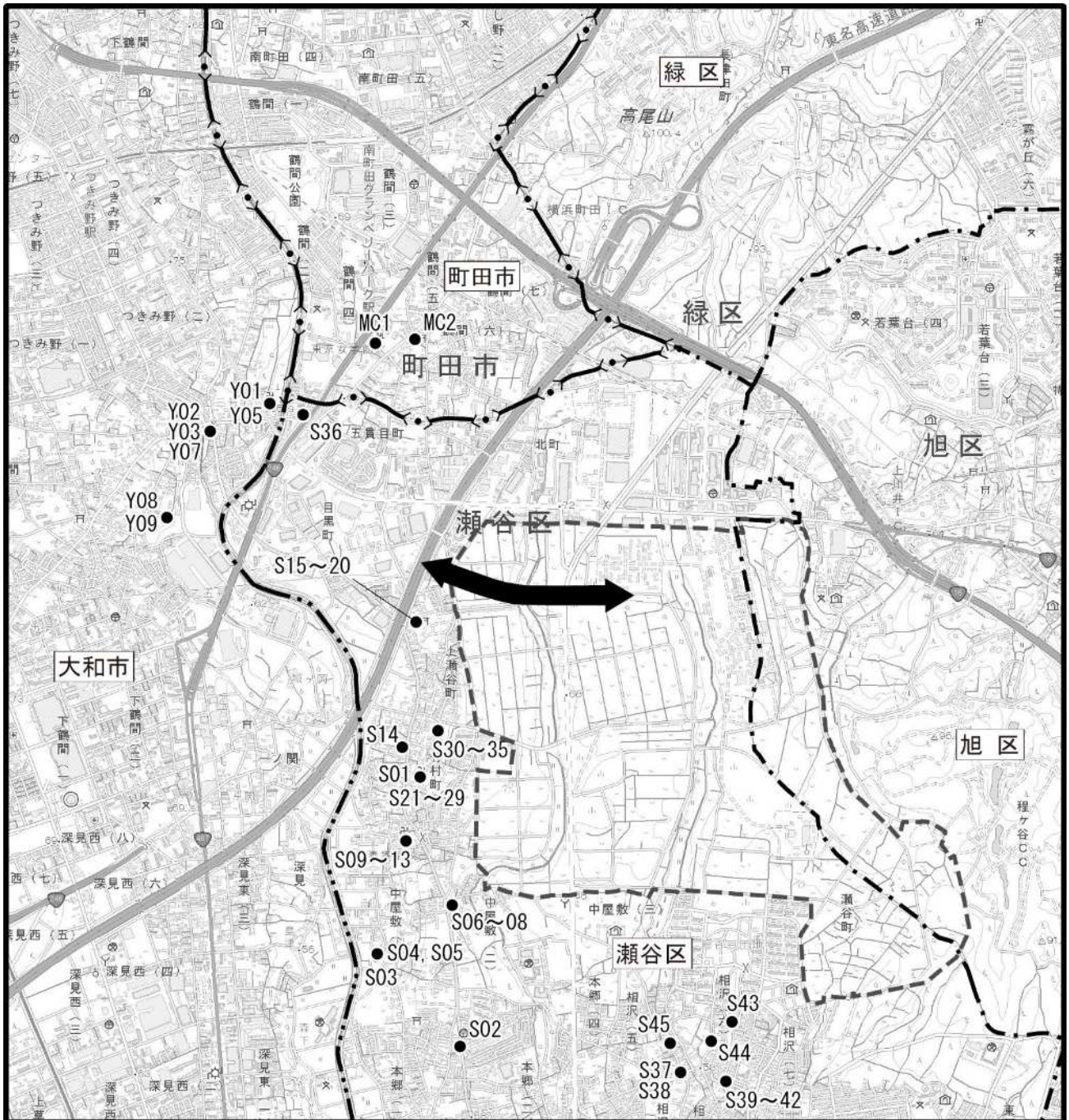
資料 : 「神奈川県文化財目録 (市町村別)」(神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和 5 年 5 月)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」(横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和 5 年 12 月)

「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」(横浜市教育委員会 平成 9 年 3 月)

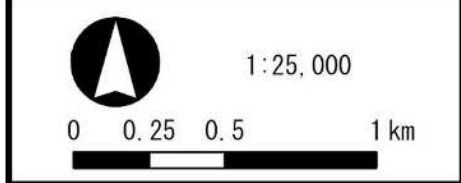
「大和市の指定文化財一覧」(大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年 9 月)

「町田市の文化財一覧」(町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)



凡例

- ←→ 計画区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- — 市界
- · — 区界
- 指定・登録文化財



注1：図中の地点番号は表 2-41 に対応しています。
 注2：Y04、Y06 の所在地の詳細情報が公表されていないため、図中に表記していません。
 資料：図に示す情報の出典は、表 2-41 と同様です。

図 2-38 指定・登録文化財の分布状況

(2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 2-42 及び図 2-39 に示すとおりです。

計画区域及びその周辺には、S02、S03、S04 の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 2-42(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳
	S14	中央 39 付近	塚	駐車場・雑木林	台地上	(不明)
旭区	A01	若葉台四丁目 35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)
	A02	若葉台三丁目 3 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳
	A03	若葉台二丁目 18 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)
	A04	若葉台二丁目 17 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生・古墳
	A05	若葉台二丁目 8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生
	A06	若葉台二丁目 29 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・中・後期)
	A07	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)
	A08	上川井町 2195 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)
	A09	上川井町 2164 付近	散布地	宅地	斜面	古墳
	A10	上川井町 729 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生
	A11	上川井町 2908 付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	縄文(早・前期)
	A12	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)
	A13	上川井町 2106-3 付近	散布地	台地上	縄文(早・前・中期)	縄文(早・前・中期)
	A14	上川井町 919・991・1039・1735・1779 付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文(前・中期)
	A15	上川井町 1110 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)
	A16	上川井町 1623 付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早期)
	A17	上川井町 1322・1378・1403 付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)
	A18	上川井町 136 付近	散布地	畑地	台地上	(不明)
A19	上川井町 1614 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	
A20	矢指町 1197 付近	集落跡	病院	台地上・斜面	先土器・縄文(早・前・中期)	

表 2-42(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳・歴史
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早期)
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)
	M06	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳
	M07	長津田町 5121 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生(後期)
	M08	長津田町 5161 付近	墓地	雑木林	谷	中世
	M09	長津田町 5212 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳
	M10	長津田町 5708 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・後・晩期)・古墳
	M11	長津田町 5794 付近	包含地	道路・雑木林	台地上	縄文(早期)
	M12	長津田町 4680 付近	散布地	雑木林	台地上	縄文(早・前期)・弥生(後期)
	M13	長津田町 4739 付近	散布地	雑木林	台地上	縄文(前期)・弥生(後期)
	M14	長津田町 4710 付近	猟場	畑地	丘陵斜面	縄文(中期)
	M15	霞が丘五丁目付近	集落跡・猟場	宅地	台地上・斜面	先土器・縄文(早・前・中・後期)
大和市	Y01	深見東 1-2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安
	Y02	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文
	Y03	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安
	Y04	深見東 3-2 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y05	深見西 6-2 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y06	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安
	Y07	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y08	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世
	Y09	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y10	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y11	下鶴間 2772 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y12	下鶴間 2787 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y13	下鶴間 2880 付近	散布地	—	—	旧石器・平安
	Y14	下鶴間 1783 付近	散布地	—	—	縄文・弥生・奈良・平安
	Y15	下鶴間 2904 付近	散布地	—	—	平安
	Y16	下鶴間 1829 付近	散布地	—	—	平安・近世
	Y17	下鶴間 1796 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y18	下鶴間 1860 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・平安
	Y19	下鶴間 1907 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y20	下鶴間 2083 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y21	つきみ野 1-3 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安
	Y22	つきみ野 1-7 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y23	つきみ野 1-8 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y24	つきみ野 3-15 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文
	Y25	つきみ野 3-16 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y26	つきみ野 3-28 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文
	Y27	つきみ野二・四丁目付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近世
	Y28	つきみ野 3-10 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y29	つきみ野 3-5 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y30	つきみ野 3-24 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y31	つきみ野 5-7 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y32	つきみ野 5-8 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y33	つきみ野 5-5 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y34	つきみ野 5-10 付近	散布地	—	—	旧石器

表 2-42(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
大和市	Y35	つきみ野 7-17 付近	集落跡	—	—	旧石器・縄文
	Y36	つきみ野 7-18 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y37	つきみ野 8-12 付近	散布地	—	—	旧石器
	Y38	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y39	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	平安
	Y40	下鶴間 2172 付近	散布地	—	—	奈良・平安
	Y41	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安
	Y42	下鶴間 727 付近	城館跡	—	—	中世
	Y43	下鶴間 548 付近	散布地	—	—	縄文・古墳・平安
	Y44	下鶴間 517 付近	散布地	—	—	縄文・平安
	Y45	下鶴間 49 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・古墳・奈良・平安・近世
町田市	MC1	鶴間	包蔵地	—	—	中世
	MC2	鶴間	包蔵地	—	—	縄文(中期～後期)・奈良・平安
	MC3	鶴間三丁目	包蔵地	—	—	古墳・奈良・平安
	MC4	鶴間一丁目	包蔵地	—	—	古墳・奈良・平安
	MC5	南つくし野二丁目	包蔵地	—	—	旧石器

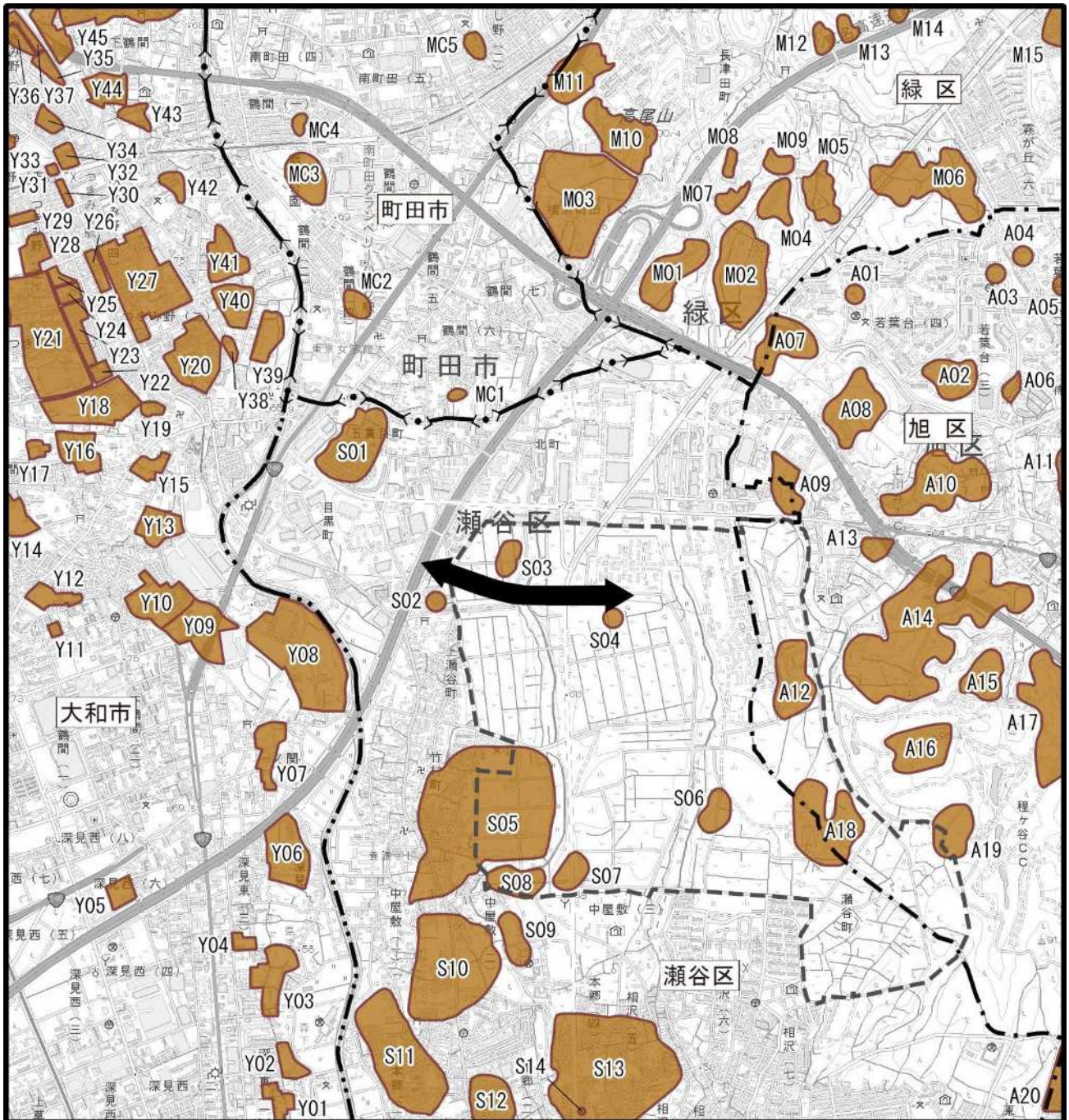
注 1 : 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注 2 : 表中の地点番号は、図 2-39 に対応しています。

資料 : 「横浜市行政地図情報提供システム (文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

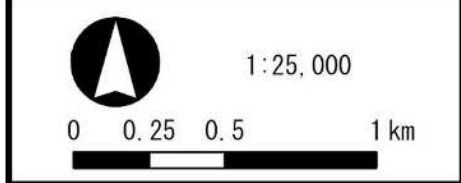
「大和市公開型地図情報サービス (埋蔵文化財マップ)」(大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)



凡例

- ←→ 計画区域 - - - 土地区画整理事業実施区域
- 都県界 - - - 市界 - - - 区界
- 埋蔵文化財包蔵地



注1：図中の地点番号は表 2-42 に対応しています。
 資料：図に示す情報の出典は、表 2-42 と同様です。

図 2-39 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

2.2.11 公害等の状況

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 2-43 に示すとおりです。

令和 4 年度の横浜市における公害苦情総数は 1,632 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 504 件、大気汚染の 459 件、悪臭の 391 件となっています。計画区域がある瀬谷区において、公害苦情総数は 55 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では悪臭 17 件、旭区では騒音 31 件、緑区では大気汚染 43 件、大和市では騒音 34 件、町田市では騒音 57 件となっています。

表 2-43 公害苦情の発生件数（令和 4 年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,632	459	73	0	504	195	0	391	10
瀬谷区	55	14	5	0	12	7	0	17	0
旭区	105	29	10	0	31	13	0	22	0
緑区	108	43	5	0	23	9	0	28	0
大和市	85	27	1	—	34	5	—	15	3
町田市	162	56 ^{注3}	13	0	57	12	—	22	2

注 1：「—」は、計画区域のある行政区分

注 2：「—」は調査項目がないことを示しています。

注 3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

注 4：令和 4 年度の値

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「統計概要 令和 5 年度」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

(2) 大気汚染の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 2-2 (p. 2-3 参照) に、環境基準の適合条件は表 2-44 に、各測定局の最新 5 年分 (平成 30 年度～令和 4 年度) の測定結果は、表 2-45 に示すとおりです。

計画区域に最も近い一般環境大気測定局は、計画区域の南西側約 1.2km に位置する大和市役所測定局であり、次いで計画区域の南側約 4.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。計画区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、計画区域の南側約 2.2km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで計画区域の南東側約 3.3km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 6 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 6 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 5 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)によると、平成 2 年度から 33 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局と緑区三保小学校で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

表 2-44 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
二酸化窒素 (NO ₂) ^{注3}	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注2}) 以内であること。 <small>注4注5</small>
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注2}) 以内であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	1 年間で昼間 (5時~20時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注 1 : 2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2 : 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 3 : 二酸化窒素の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注 4 : 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としています。

注 5 : 「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企 262 号 昭和 53 年 7 月) より抜粋)

資料 : 「令和 4 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 令和元年 3 月)

表 2-45(1) 大気質測定結果（二酸化硫黄）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上 連続したことの有無	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.003	無	0	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.002	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.001	0.002	無	0	0	○
町田市金森	平成30	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.001	0.002	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和2	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和3	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和4	0.017	0.034	無	0	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.018	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.017	0.041	無	0	0	○
	令和2	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和3	0.015	0.035	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.031	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	0.013	0.036	無	0	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和2	0.010	0.028	無	0	0	○
	令和3	0.010	0.024	無	0	0	○
	令和4	0.010	0.024	無	0	0	○
町田市金森	平成30	0.016	0.051	無	0	0	○
	令和元	0.014	0.043	-	-	-	○
	令和2	0.013	0.040	無	0	0	○
	令和3	0.011	0.027	無	0	0	○
	令和4	0.011	0.025	-	-	-	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和2	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和3	0.014	0.031	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.035	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和2	0.012	0.034	無	0	0	○
	令和3	0.011	0.023	無	0	0	○
	令和4	0.011	0.025	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 回数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和2	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和3	0.4	0.8	0	無	0	○
	令和4	0.5	0.8	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和2	0.1	0.5	0	無	0	○
	令和3	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和4	0.3	0.5	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-45(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和2	0.012	0.030	0	0	○
	令和3	0.012	0.028	0	0	○
	令和4	0.011	0.027	0	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.012	0.033	0	0	○
	令和元	0.012	0.027	0	0	○
	令和2	0.011	0.027	0	0	○
	令和3	0.010	0.025	0	0	○
	令和4	0.010	0.025	0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和2	0.014	0.030	0	0	○
	令和3	0.013	0.027	0	0	○
	令和4	0.012	0.027	0	0	○
町田市金森	平成30	0.011	0.028	0	0	○
	令和元	0.010	0.024	-	-	○
	令和2	0.010	0.025	0	0	○
	令和3	0.010	0.022	0	0	○
	令和4	0.010	0.023	-	-	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.017	0.032	0	0	○
	令和4	0.018	0.032	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.016	0.033	0	0	○
	令和4	0.015	0.032	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「東京都一般環境大気測定局(一般局)の測定結果 2022(令和4)年度」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-45(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和2	10.4	24.4	1	○
	令和3	9.8	22.0	0	○
	令和4	10.0	19.4	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	9.5	23.2	0	○
	令和元	7.8	19.3	0	○
	令和2	7.6	20.0	0	○
	令和3	5.7	15.5	0	○
	令和4	5.9	14.0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和2	7.6	20.4	0	○
	令和3	7.5	18.4	0	○
	令和4	8.1	17.6	0	○
町田市金森	平成30	10.9	26.1	0	○
	令和元	9.0	21.3	-	○
	令和2	8.3	21.7	0	○
	令和3	7.4	18.2	0	○
	令和4	7.9	18.3	-	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和2	9.4	23.3	0	○
	令和3	8.3	20.2	0	○
	令和4	8.6	18.8	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過、もしくは98%値評価に不適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
	令和2	0.031	55	228	×
	令和3	0.032	53	210	×
	令和4	0.031	49	217	×
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.032	77	407	×
	令和元	0.030	63	322	×
	令和2	0.031	67	302	×
	令和3	0.032	67	285	×
	令和4	0.031	64	287	×
大和市役所 測定局	平成30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×
	令和2	0.031	58	227	×
	令和3	0.031	45	188	×
	令和4	0.030	43	180	×
町田市金森	平成30	0.036	102	546	×
	令和元	0.036	-	-	×
	令和2	0.035	90	502	×
	令和3	0.037	95	500	×
	令和4	0.035	-	-	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成21	0.030	○
	平成24	0.017	○
	平成27	0.017	○
	平成30	0.013	○
	令和3	0.016	○
緑区 三保小学校	平成20	0.028	○
	平成23	0.016	○
	平成26	0.017	○
	平成29	0.017	○
	令和2	0.016	○

注1：ダイオキシン類の測定は平成19年度から3年毎の測定。

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「平成20年度～令和3年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

(3) 水質汚濁の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域及び中小河川水質測定結果は表 2-46、測定地点は図 2-9 (p. 2-16 参照) 及び図 2-10 (p. 2-17 参照) に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋 (大和市) (境川、測定地点: 3) があります。

鶴間橋 (大和市) (境川、測定地点: 3) の pH、BOD、SS、D0 は、最近 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度) において環境基準に適合しています。

表 2-46 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数 (大腸菌数)
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL (CFU/100mL)
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H30	7.4	9.3	1.1	3	-
					本測定地点の水質調査は平成 30 年度調査をもって終了しています。					
	境川	D	2	鶴間一号橋	H30	7.6	10.6	0.8	2	-
					R1	7.9	11.0	1.1	1	-
					R2	8.1	11.2	1.2	3	-
					R3	8.0	12.0	0.7	2	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	R4	8.1	12.0	1.3	2	(1100)
					H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10^3
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10^3
					R2	7.8	9.7	1.5	3	5.4×10^3
	境川	D	4	新道大橋	R3	-	-	-	-	-
					R4	-	-	-	-	-
					H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10^4
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10^3
	帷子川	B	5	水道橋	R2	7.6	8.6	2.5	3	1.8×10^3
					R3	-	-	-	-	-
R4					-	-	-	-	-	
H30					8.0	9.0	1.2	4	2.2×10^4	
帷子川	B	5	水道橋	R1	8.0	9.2	1.5	4	2.1×10^3	
				R2	8.1	9.5	1.1	5	2.7×10^3	
				R3	8.1	9.8	0.9	3	9.5×10^3	
				R4	8.1	9.3	1.2	3	(980)	

注 1: 「-」は測定を行っていないことを示します。

注 2: 環境基準値 (B 類型)

水素イオン濃度指数 : 6.5 以上 8.5 以下

溶存酸素量 : 5 mg/L 以上

生物化学的酸素要求量 : 3 mg/L 以下

浮遊物質量 : 25mg/L 以下

大腸菌群数 (大腸菌数) : 5,000MPN/100mL 以下 (1,000CFU/100mL 以下)

注 3: 環境基準値 (D 類型)

水素イオン濃度指数 : 6.0 以上 8.5 以下

溶存酸素量 : 2 mg/L 以上

生物化学的酸素要求量 : 8 mg/L 以下

浮遊物質量 : 100mg/L 以下

大腸菌群数 (大腸菌数) : D 類型の河川では、大腸菌群数 (大腸菌数) の環境基準値は設定されていません。

注 4: 生物化学的酸素要求量のうち地点 3、4、5 は 75% 値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

注 5: は、環境基準値を超過

注 6: 境川の鶴間橋 (町田市)、鶴間一号橋の調査結果について、大腸菌群数の情報は公表されていません。

注 7: 大腸菌群数は環境基準の見直しが行われ、令和 4 年 4 月 1 日より生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されています。なお、表中の数値は、「2 鶴間一号橋 (境川)」と「5 水道橋 (帷子川)」の令和 4 年度は大腸菌数、その他の年度及び地点は大腸菌群数の測定結果を示します。

注 8: 表中の番号は、図 2-9 及び図 2-10 に対応しています。

資料: 「2018 年度～2022 年度環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「平成 30 年度～令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 2-47、測定地点は図 2-10 (p. 2-17 参照) に示すとおりです。平成 30 年度から令和 4 年度において、旭区下川井町、緑区長津田町で環境基準に不適合でした。

表 2-47 地下水の水質測定結果 (環境基準不適合地点)

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	29	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R4	25	10 以下
緑区	継続監視調査	2329	緑区長津田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R1	13	10 以下
緑区	継続監視調査	2329	緑区長津田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	13	10 以下

注 1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 2-10 (p. 2-17 参照) では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査 (平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施)

環境基準項目 27 項目 (カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン)、要監視項目 1 項目 (クロロホルム) 及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目 (1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) 及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) を測定。

・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料:「平成 30 年度～令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「平成 30 年度～令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

(4) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 2-48 及び図 2-40 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日、その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。また、条例形質変更時要届出区域とは、条例に基づく調査の結果土壌汚染が認められた土地で、土壌汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が義務付けられていない区域のことをいいます。

表 2-48 調査区域内の形質変更時要届出区域及び条例形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷町 6126 番、7178 番、7449 番 1、7449 番 2、7449 番 5 及び 7, 745 番の各一部並びに旭区上川井町 3447 番、3509 番 1 及び 3509 番 2 の各一部	6, 261. 41	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物	不明	令和 3 年 9 月 24 日 令和 5 年 6 月 23 日
条例形質変更時要届出区域	条指-64	瀬谷区目黒町 16 番 1、16 番 6、16 番 9 及び 16 番 10 の各一部	321. 8	テトラクロロエチレン 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不適合 不明 適合	令和 5 年 11 月 24 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

また、計画区域を含む上瀬谷地区は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

なお、土地区画整理事業実施前の令和元年度及び令和 3 年度～4 年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 2-49 及び図 2-40 に示すとおりです。ダイオキシン類については、返還国有地約 110ha のうち、全区画において基準に適合していました。

表 2-49 防衛省における土壤汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	(ア) 深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 (イ) 深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 (ウ) 深度方向 0.5～1m のみ 1 調査区画 (ア) (イ) (ウ) の合計 22 調査区画
鉛及びその化合物 (土壤含有量、mg/kg)		36	1,600	150	(エ) 深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 (オ) 深度方向 0～0.5m 及び旧地盤 (GL-0.85～GL-1.35m) にて 1 調査区画 (カ) 深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 (キ) 深度方向 0～0.5m 及び 0.5～1m にて 1 調査区画 (ク) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) のみ 2 調査区画 (ケ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 2m にて 1 調査区画 (コ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 1m、2m にて 1 調査区画 (エ) から (コ) の合計 36 調査区画
ひ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	(サ) 深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画 (シ) 深度方向 0.5～1m にて 9 調査区画 (サ) (シ) の合計 10 調査区画

注 1：鉛については、土壤溶出量、土壤含有量のいずれも基準不適合になった区画が 3 箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が 66 調査区画になりません。

注 2：第二溶出量基準値（いずれも土壤溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。

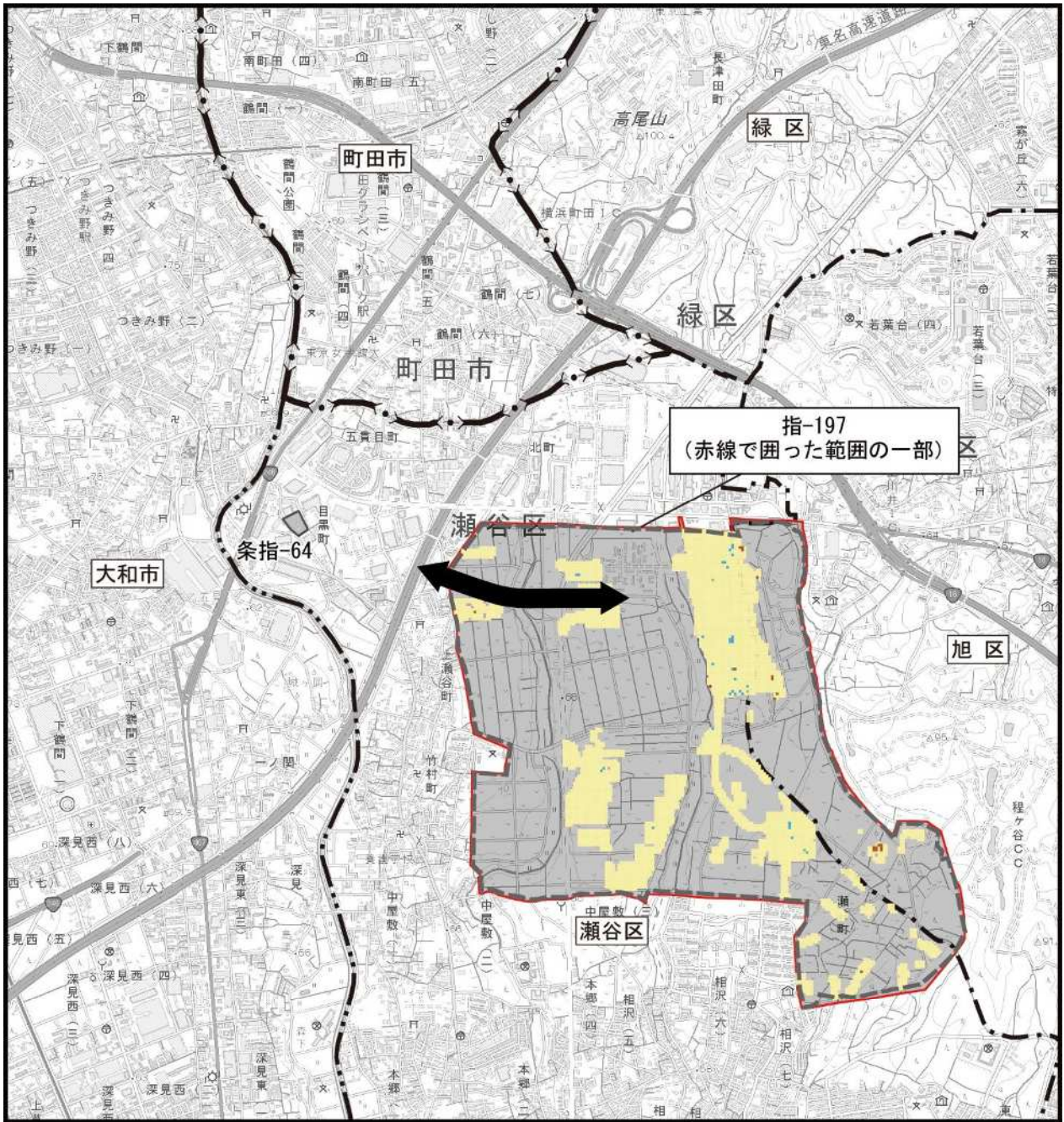
注 3：上記、土壤溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

【地下水採取方法】

機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定
地下水採取は、掘削底面と地下水位の間水位にて採取

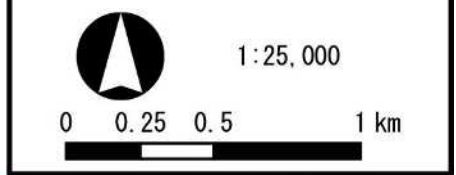
土地区画整理事業実施区域内における調査においては、3,532 地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）1 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）1 区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。

なお、鉛及びその化合物（土壤含有量）の指定基準値超過が確認された 2 区画については、令和 2 年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。



凡例

- | | | | |
|-----|------|----|--------------------|
| ←→ | 計画区域 | ⋯⋯ | 土地区画整理事業実施区域 |
| —•— | 都県界 | ■ | 調査区域 |
| —•— | 市界 | ■ | 鉛(溶出量)基準点超過地点 |
| —•— | 区界 | ■ | 鉛(含有量)基準点超過地点 |
| | | ■ | ひ素(溶出量)基準点超過地点 |
| | | ■ | 鉛(溶出量及び含有量)基準点超過地点 |
| | | ■ | ふっ素(溶出量)基準点超過地点 |
| | | ■ | 形質変更時要届出区域 |
| | | ■ | 条例形質変更時要届出区域 |



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「旧上瀬谷通信施設地区 土地区画整理事業 環境影響評価書」（横浜市 令和4年3月）

図 2-40 調査区域内の形質変更時要届出区域及び土壌汚染調査区画及び基準超過区画の位置

(5) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 2-41 に示すとおりです。計画区域から最も近い測定地点は、一般国道 246 号（地点番号：10）です。

測定結果は、表 2-50 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、一般国道 16 号（地点番号：8）、一般国道 246 号（地点番号：10）の昼間及び夜間、一般国道 16 号（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：6）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 2-50 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：デシベル				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	東名高速道路	大和市深見720-1付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
2	東名高速道路	大和市深見西五丁目3付近	市街化調整地域	B	○	67	70	65	65	R2
3	一般国道 16 号	大和市下鶴間504-1地先	第一種住居地域	B	○	70	70	69	65	R4
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目12地先	準工業地域	C	○	68	70	64	65	R4
5	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目10地先	準工業地域	C	○	68	70	65	65	R4
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目5付近	第一種住居地域	B	○	68	70	66	65	R2
7	東名高速道路	町田市鶴間七丁目22	準工業地域	C	○	59	70	57	65	R3
8	一般国道 16 号	町田市鶴間七丁目32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3
9	一般国道 16 号	町田市鶴間一丁目18	準住居地域	B	○	63	70	61	65	R1
10	一般国道 246 号	町田市鶴間五丁目15	準工業地域	C	○	72	70	68	65	R3

注1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注2： は、環境基準に不適合。

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

注5：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注6：地点番号は図 2-41 に示す番号と対応しています。

資料：「令和元年度～令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「快適な生活環境のために 一令和元年度～令和5年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「2018年度～2022年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 2-41 に示すとおりです。調査区域には大和市下鶴間字甲一号 80-72（地点番号：A）の測定地点があります。

測定結果は、表 2-51 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、大和市下鶴間字甲一号 80-72（地点番号：A）において、環境基準に適合していました。

表 2-51 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：デシベル				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市下鶴間字甲一号 80-72	第一種低層住居専用地域	A	46	55	42	45	R4

注 1：環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 2-50、注 3 及び注 4 参照。

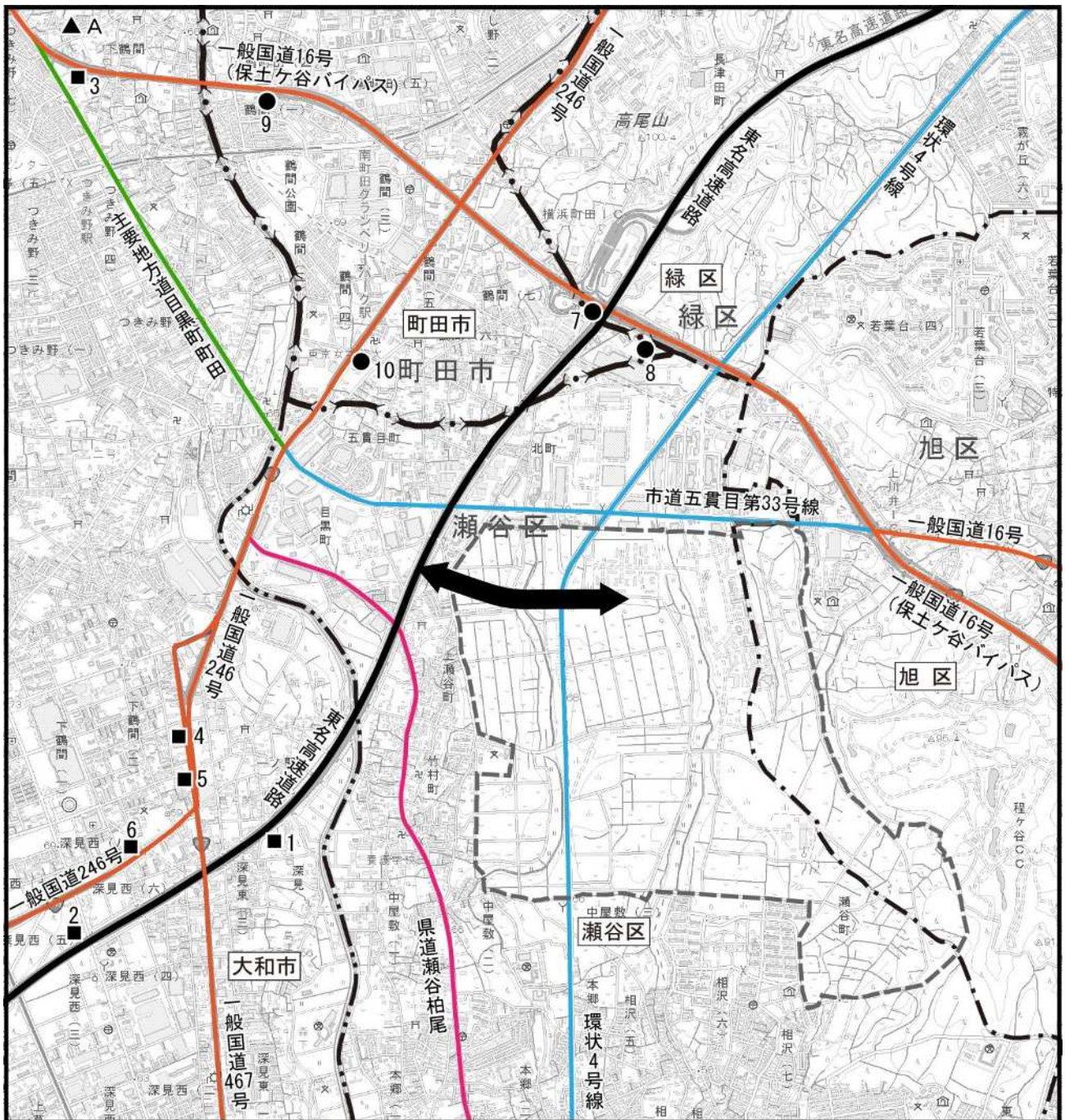
注 3：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 4：地点番号は図 2-41 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために 令和元年度～令和 5 年度版やまとの公害」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

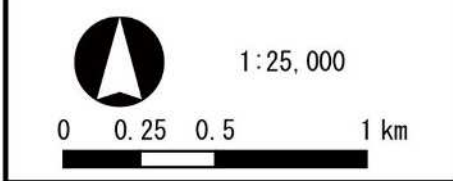
③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。



凡例

- ←→ 計画区域
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通騒音・振動測定地点
- ▲ 一般環境騒音測定地点
- 都県界 --- 市界 --- 区界
- 土地区画整理事業実施区域
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）



注1：地点番号は表 2-50、表 2-51 及び表 2-52 に示す地点番号と対応しています。
 資料：「令和元年度～令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）、「快適な生活環境のために 一令和元年度～令和5年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）、「2020年度～2022年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-41 騒音・振動測定地点図

(6) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、図 2-41 に示すとおりです。計画区域から最も近い測定地点は、東名高速道路（地点番号：1）です。

測定結果は、表 2-52 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、全ての地点で要請限度を下回っていました。

表 2-52 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル 単位：デシベル				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
1	東名高速道路	大和市深見 720-1 付近	市街化調整地域	第 1 種区域	56	65	55	60	R2
2	東名高速道路	大和市深見西 五丁目 3 付近	市街化調整地域	第 1 種区域	53	65	55	60	R2
3	一般国道 16 号	大和市下鶴間 504-1 地先	第一種住居地域	第 1 種区域	41	65	39	60	R4
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 二丁目 12 地先	準工業地域	第 2 種区域	43	70	40	65	R4
5	一般国道 246 号	大和市深見西 八丁目 10 地先	準工業地域	第 2 種区域	41	70	37	65	R4
6	一般国道 246 号	大和市深見西 八丁目 5 付近	第一種住居地域	第 1 種区域	49	65	46	60	R2

注 1：■は、要請限度値を超過。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 2-41 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ―令和元年度～令和 5 年度版やまとの公害―」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(7) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、計画区域及びその周辺には著しい悪臭の発生源はみられません。

(8) 地盤沈下の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 2-53 に示すとおりです。

計画区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 2-54 及び図 2-42 に、観測水準点の位置は図 2-43 に示すとおりです。平成 26 年を基準とした標高の変動状況をみると、概ね-10mm～4mm で推移しています。

表 2-53(1) 地盤沈下状況（横浜市及び町田市）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0
町田市	18	9	9	0	0	0	0

注 1：■は、計画区域のある行政区分。

注 2：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

注 3：横浜市の観測基準日は平成 27 年 1 月 1 日、町田市の観測基準日は令和 4 年 1 月 1 日です。

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-53(2) 令和 4 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から 鉄管底までの 間の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面の 変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内	100	-0.99 ^{注1}	0.03	-0.96
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側	190	-0.01 ^{注1}	0.02	0.01
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.53 ^{注1}	0.03	-0.50
	町田南第 2	（高瀬第 2 公園西側脇）	225	-0.49 ^{注1}	-0.01	-0.50

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和 4 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 5 年 7 月）

表 2-54 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点番号	所在地	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865	61.8922
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394	69.4430
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661	60.9698
A-9	旭区上川井町 320-1	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-	-
BM.8	町田市鶴間 4-18	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388

注1：「-」は欠測を示します。

注2：BM.8の値は平成25年1月1日時点の値です。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「水準測量成果」(東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧)

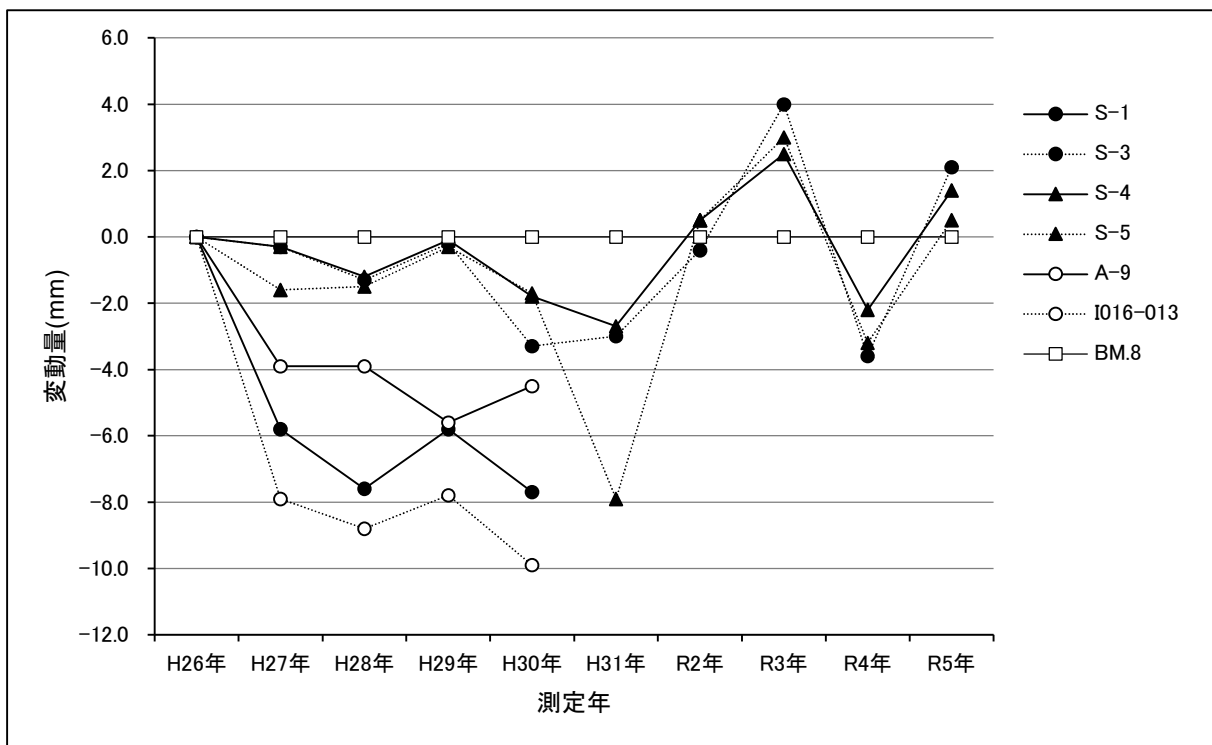
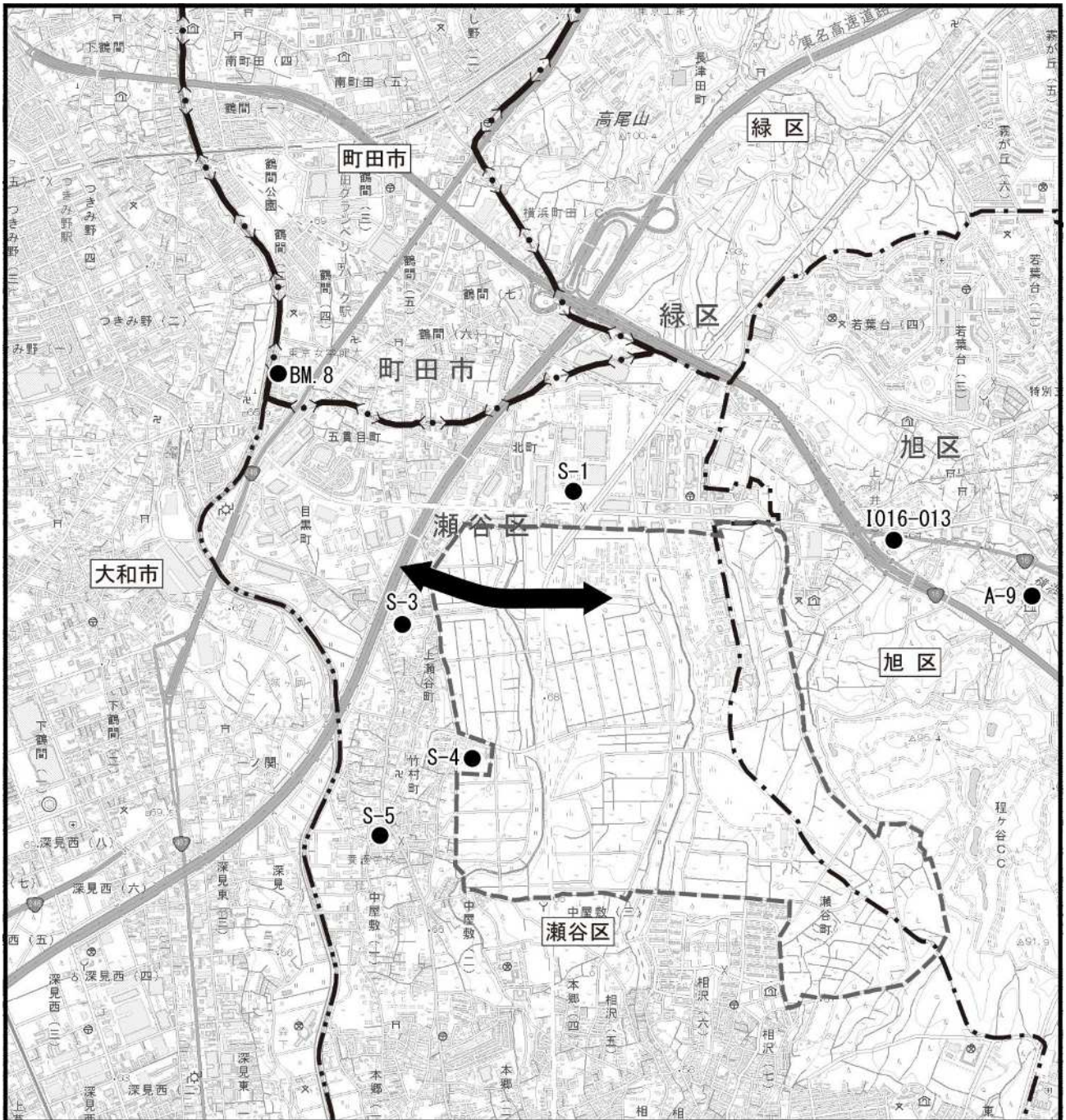
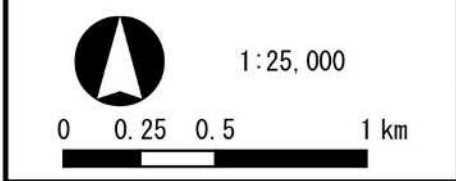


図 2-42 各水準点における平成 26 年を基準とした標高の変動状況



凡例

-  計画区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  観測水準点



注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-43 観測水準点位置図

2.2.12 災害の状況

(1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 2-55 に示すとおりです。

計画区域が位置する瀬谷区における令和5年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が1棟、田畑被害が0ha、その他の被害が2件（箇所）となっています。瀬谷区における令和元年から令和5年の被害の状況を見ると、令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

表 2-55 (1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市					瀬谷区					旭区					緑区					
		R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	13	0	7	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
住家被害	全壊	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊	102	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	
	一部破損	2,377	1	4	3	2	60	0	0	1	0	214	0	0	0	0	37	0	1	0	1	
	床上浸水	51	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半壊			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一部破損			55	0	0	0	1	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0
浸水			12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他浸水			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		全壊	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		一部破損	249	0	0	0	4	5	0	0	0	1	37	0	0	0	0	5	0	0	0	2
		浸水	504	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
田畑被害	田の流出・埋没	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	2	0	0.0268	0	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	がけ崩れ	60	4	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	鉄道不通	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	72	0	6	3	2	1	0	0	0	0	5	0	1	0	0	3	0	1	0	0	
	その他	2,395	2	58	15	34	35	0	4	0	2	124	0	2	0	3	60	0	1	1	5	

注1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注3：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注4：「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成31年（令和元年）～令和5年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-55(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
件 数(件)	46	38	27	23	49
建 物(件)	30	23	19	15	29
林 野(件)	-	-	-	-	-
車 両(件)	-	4	-	4	4
そ の 他(件)	16	11	8	4	16
棟 数(棟)	40	24	27	16	31
全 焼(棟)	3	0	2	-	1
半 焼(棟)	3	2	-	1	-
部 分 焼(棟)	7	6	7	3	6
ぼ や(棟)	27	16	18	12	24
焼 損 面 積	450	152	314	42	91
建物(m ²)	450	152	314	42	91
林野(a)	-	-	-	-	-
世 帯(世帯)	37	15	19	9	16
全 損(世帯)	7	-	2	-	1
半 損(世帯)	3	-	-	-	2
小 損(世帯)	27	15	17	9	13
死 傷 者(人)	12	15	8	2	4
死 者(人)	2	-	3	-	1
負 傷 者(人)	10	-	5	2	3
損 害 額(千円)	34,512	15	21,805	11,491	9,745
建 物	30,027	15	18,992	408	5,973
収 容 物	4,481	-	2,065	1,057	2,978
林 野	-	-	-	-	-
車 両	-	2,260	289	9,823	193
そ の 他	4	11	459	203	601

資料：「令和5年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-55(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H30	R1	R2	R3	R4
火災件数 (件)	総数	108	104	103	112	130
	建物	52	65	59	74	93
	車両	7	2	7	5	11
	林野	-	-	-	-	-
	その他	49	37	37	33	26
建物 焼損面積 (㎡)	床面積	337	919	460	802	1,737
	表面積	113	129	103	289	205
その他・林野焼損面積 (㎡)		289	1,102	1,218	-	-
損害見積額 (千円)		136,702	303,411	49,612	60,850	724,189

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-55(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		R1	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		小山町	相原町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
床上	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

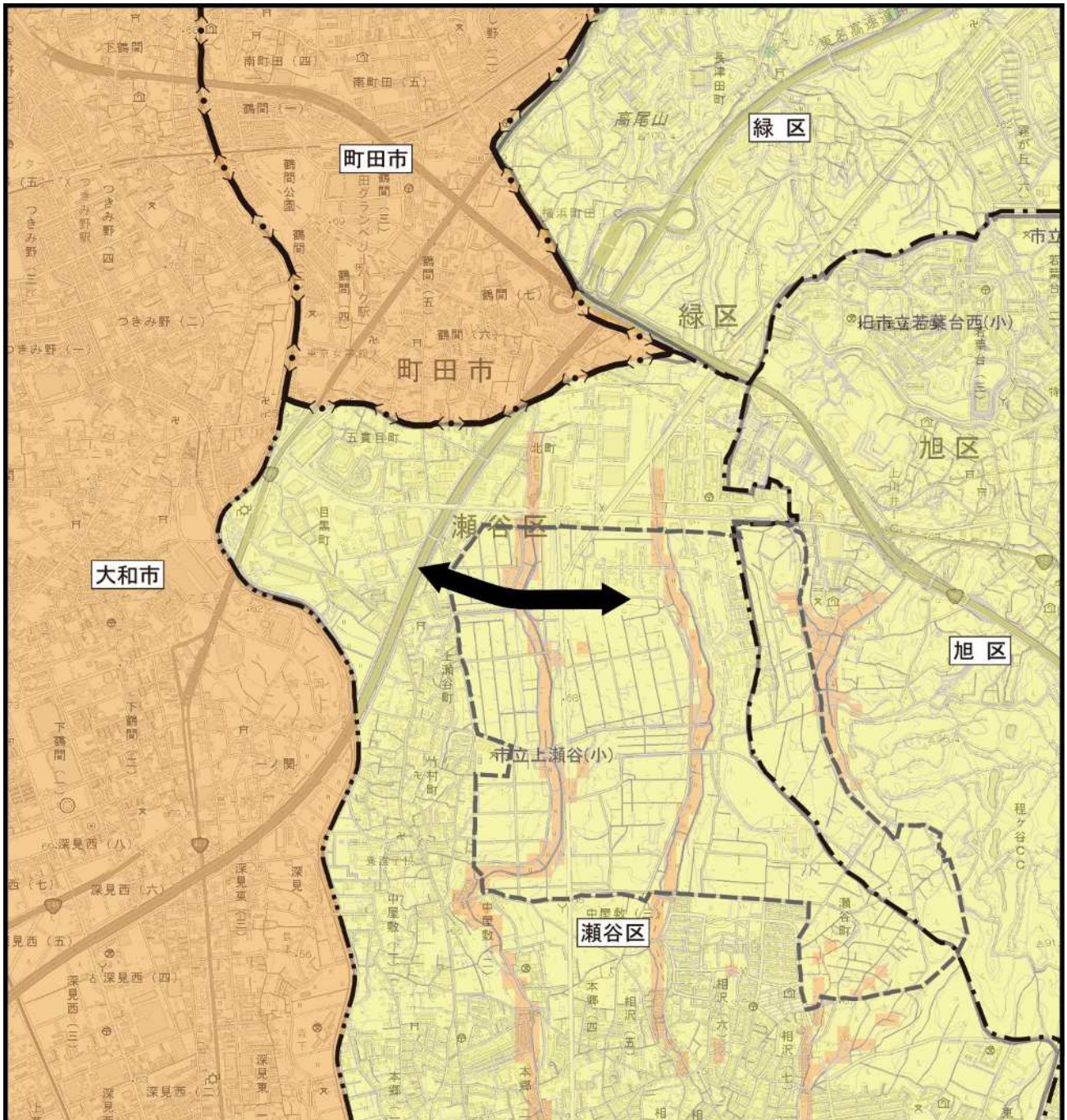
資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和6年3月閲覧）

(2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 2-44 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5強～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

←・→ 都県界

--- 市界

--- 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

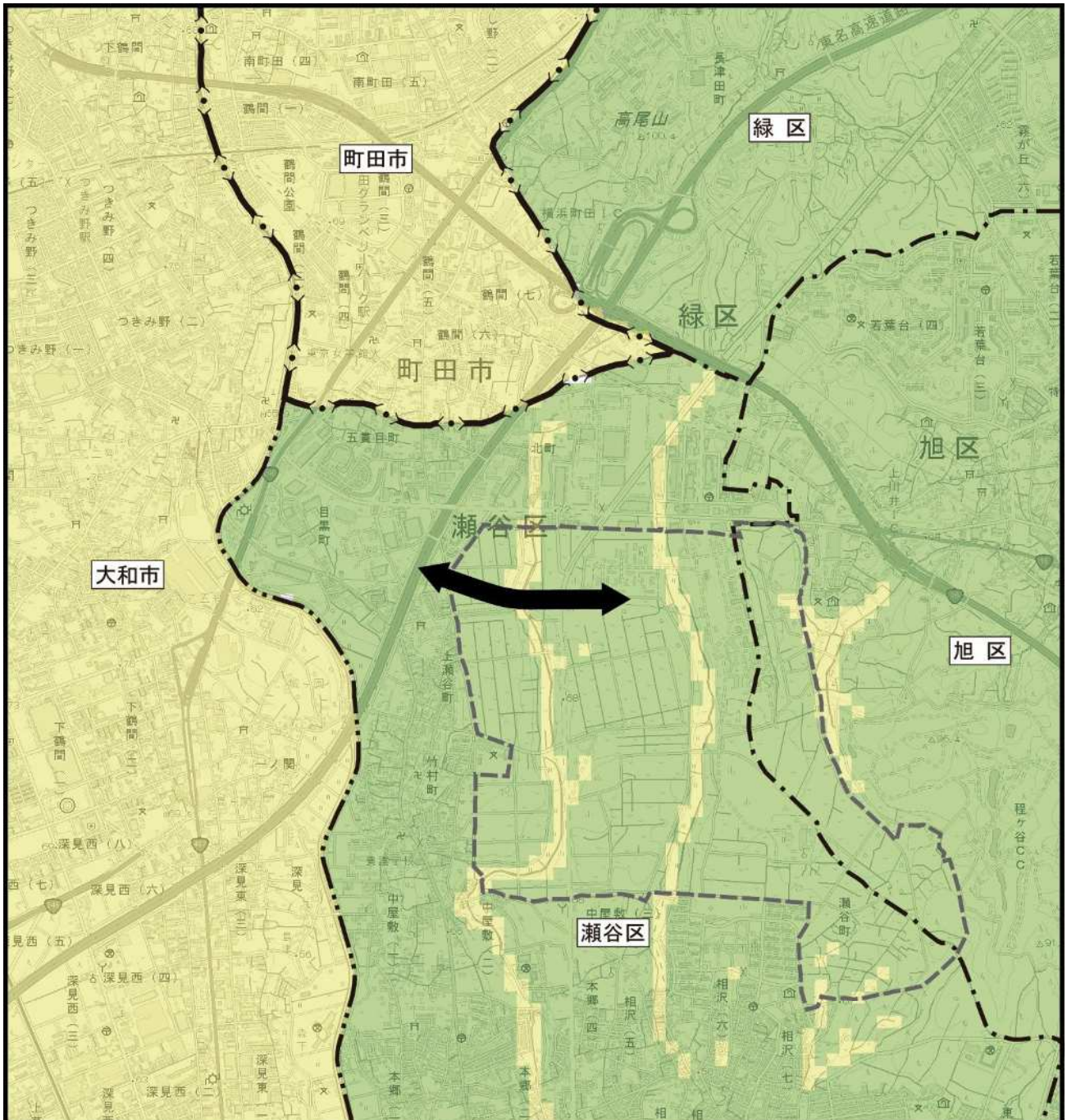


資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 2-44(1) 地震マップ（元禄型関東地震）



凡例

←→ 計画区域

⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界

— — 市界

— · — 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

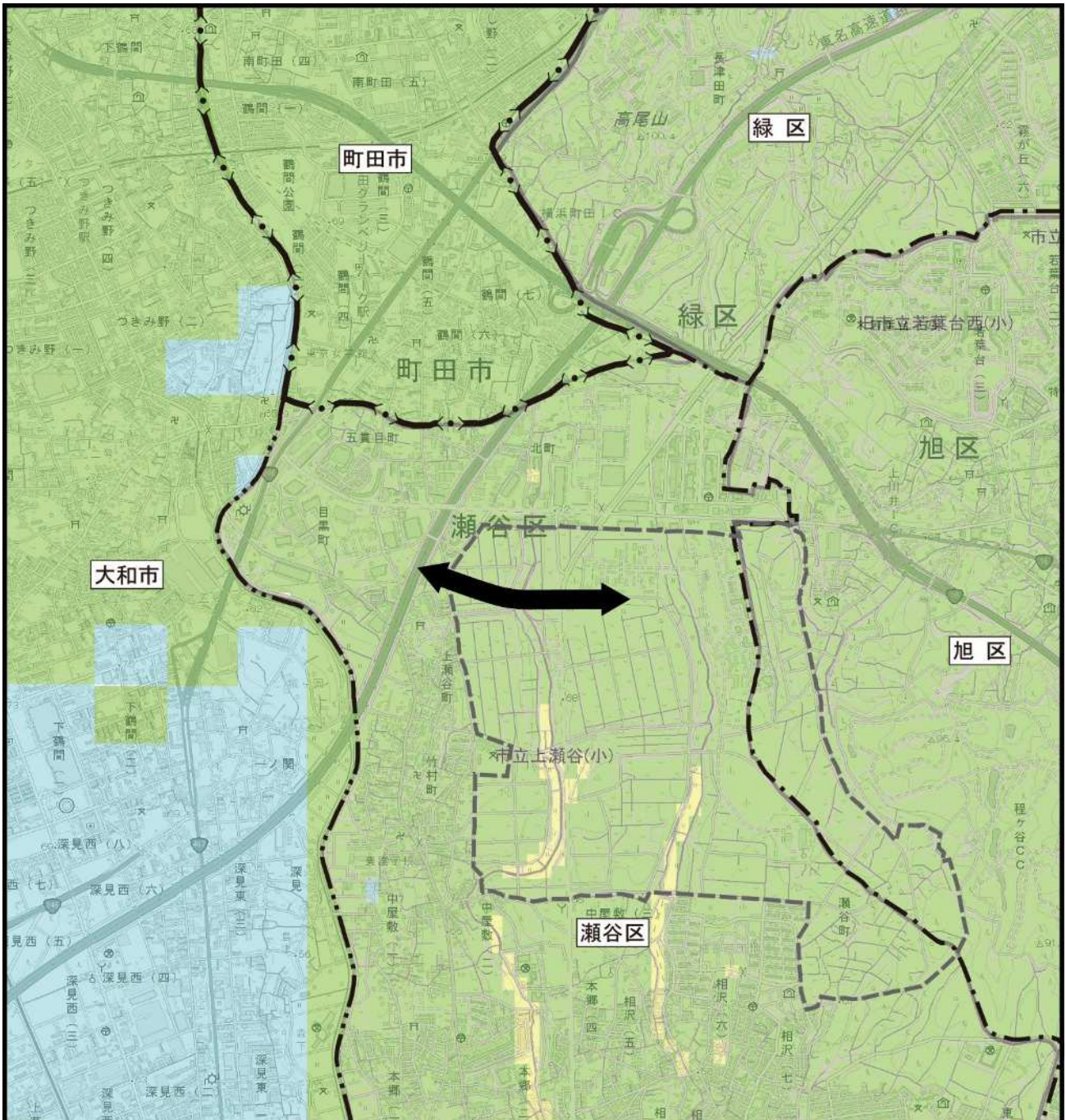
0 0.25 0.5 1 km



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 2-44(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 2-44(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 2-45 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、計画区域及びその周辺には、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 2-45 に示すとおりです。

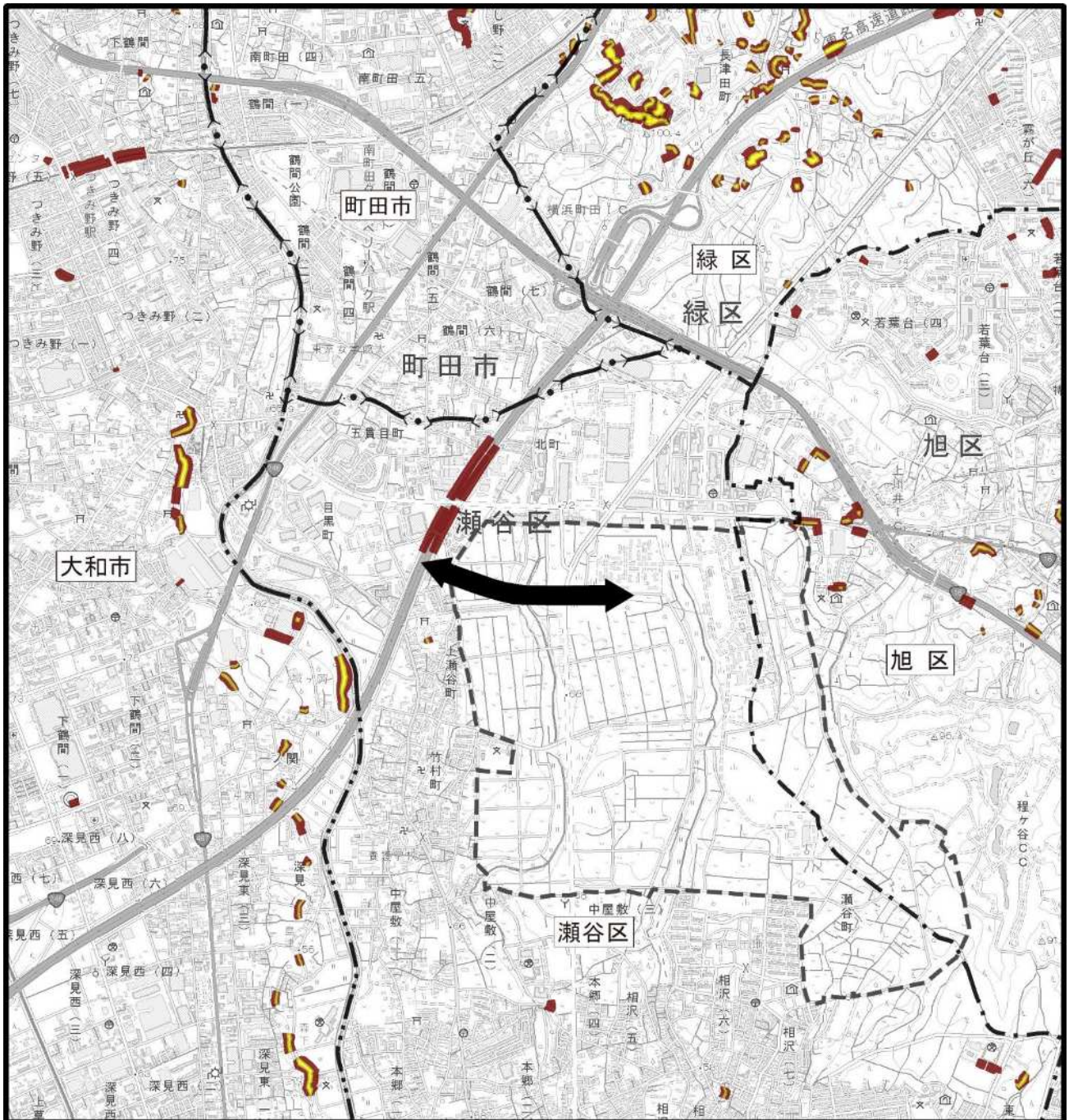
「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在しています。なお、計画区域の北西部付近は、土砂災害警戒区域に指定されています。

⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

←→ 計画区域 (---) 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界 - - - 市界 - · - 区界

■ 急傾斜地崩壊危険区域

■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（令和6年3月閲覧）

「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-45 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 浸水のおそれのある区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 2-46 に、内水による浸水想定区域は図 2-47 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは想定しうる最大規模の降雨を対象としており、境川水系では 24 時間に約 632mm の降雨、帷子川水系では 24 時間に約 390mm の降雨を想定しています。(横浜地方気象台では平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307 mm の降雨を観測)。内水ハザードマップは、平成 11 年に関東地方で観測された、1 時間で 153 mm の降雨を想定しています。

内水による浸水想定区域は、計画区域の南西側の境川付近において浸水深が 1.0m～2.0m 未満がみられます。また、計画区域の東側の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 50cm～1.0m 未満、計画区域中央部を流れる大門川沿いにおいて浸水深が 20cm～50 cm 未満及び 2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。

なお、相沢川と大門川は、現況ではコンクリート三面張りとなっておりますが、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。相沢川、大門川の切り回しについては図 2-48 に示すとおりです。

(5) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 2-48 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)としました。

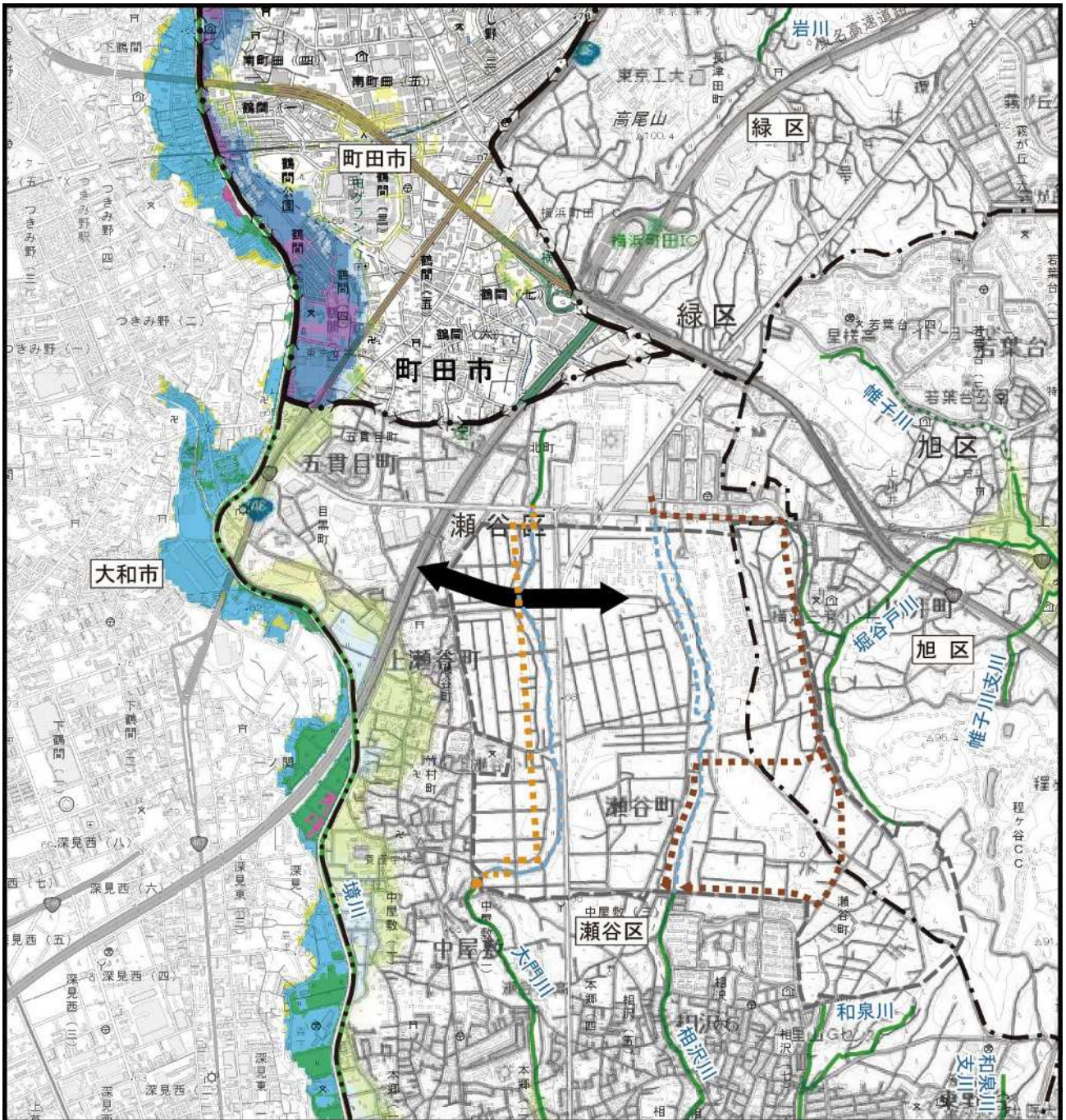
計画区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。

なお、相沢川と大門川は、現況ではコンクリート三面張りとなっておりますが、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。相沢川、大門川の切り回しについては図 2-48 に示すとおりです。

(6) 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 2-49 に示すとおりで、瀬谷区に 24 箇所、旭区に 13 箇所、緑区に 12 箇所、町田市に 14 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 280 件登録されています(令和 3 年 3 月末現在の登録数)、場所は公表されていません。



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

浸水深ランク

横浜市

: 0~0.5m未満

: 0.5~3.0m未満

: 3.0~5.0m未満

: 5.0~10.0m未満

大和市

: 0~0.5m未満

: 0.5~1.0m未満

: 1.0~3.0m未満

: 3.0~5.0m未満

: 5.0m以上

町田市

: 0.1~0.5m未満

: 0.5~1.0m未満

: 1.0~2.0m未満

: 2.0~3.0m未満

: 3.0~5.0m未満

: 5.0~10.0m未満

--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)

--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

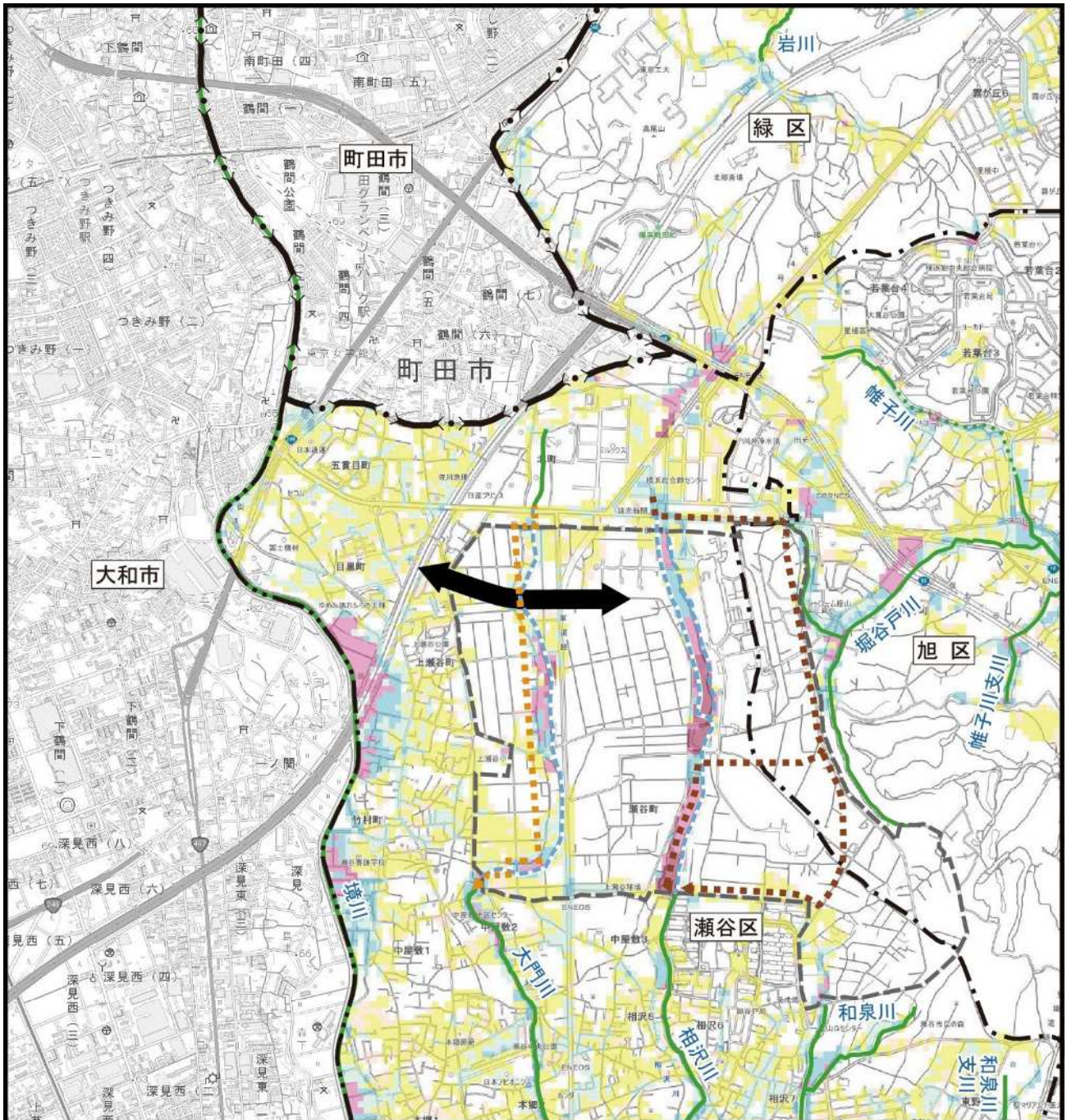


1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料:「瀬谷区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「旭区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「緑区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「横浜市行政地図情報提供システム(わいわい防災マップ)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)、「大和市防災マップ」(大和市 令和4年3月)、「町田市防災WEBポータル」(町田市 令和6年3月閲覧)、「横浜市河川図」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

図 2-46 洪水による浸水想定区域



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

浸水深ランク

0 ~ 2cm 未満

2cm ~ 20cm 未満

20cm ~ 50cm 未満

50cm ~ 1.0m 未満

1.0m ~ 2.0m 未満

2.0m 以上

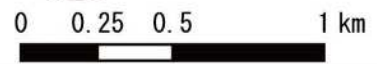
--- 切り直し対象区間

--- 相沢川切り直し (雨水幹線の整備)

--- 大門川切り直し (雨水幹線の整備)



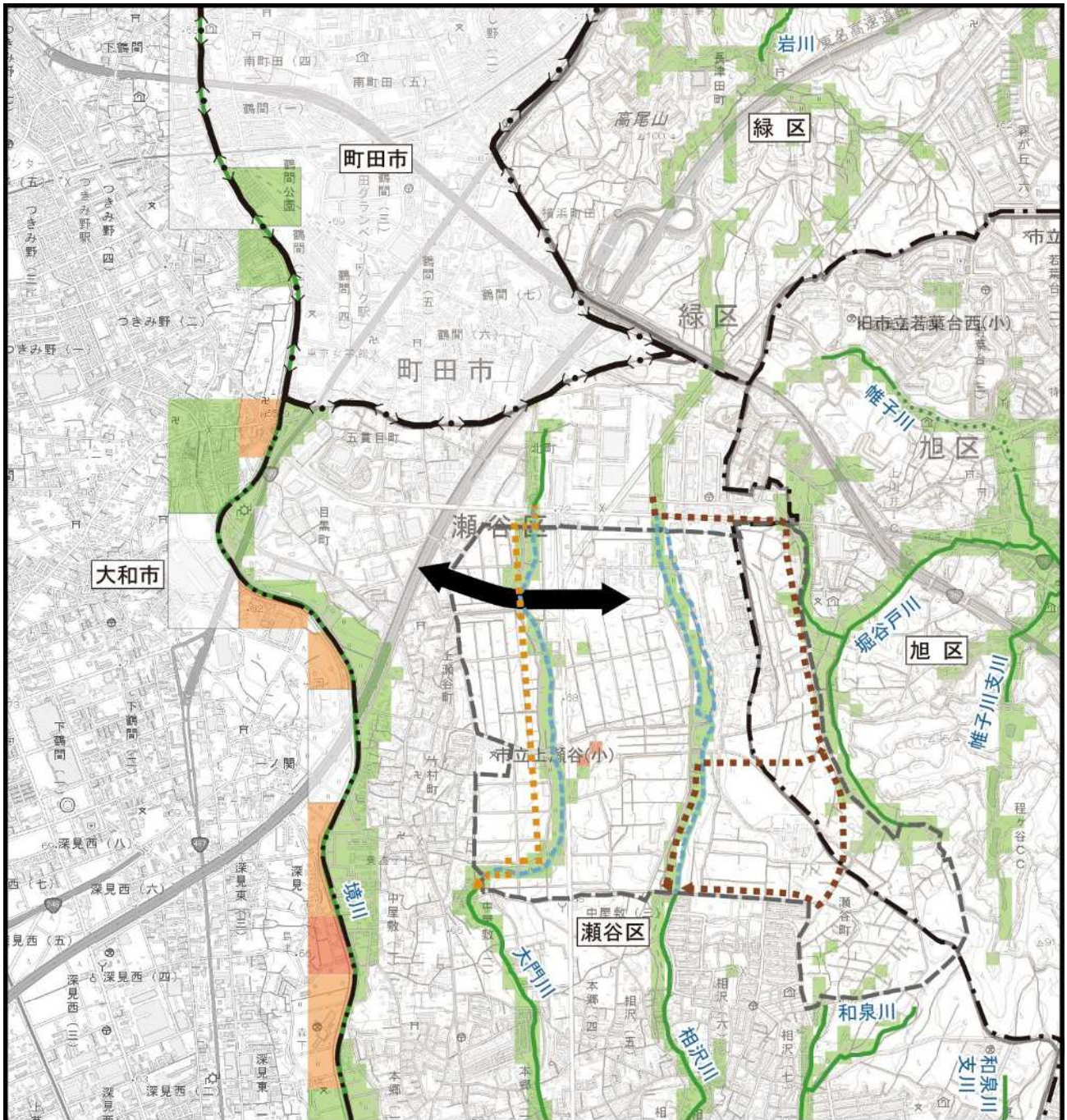
1:25,000



注1: 大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。

資料: 「瀬谷区内水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「旭区内水洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「緑区内水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「横浜市行政地図情報提供システム(わいわい防災マップ)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)、「横浜市 河川図」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

図 2-47 内水による浸水想定区域



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業
実施区域

● 都界

--- 市界

--- 区界

— 河川

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線の整備)

--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

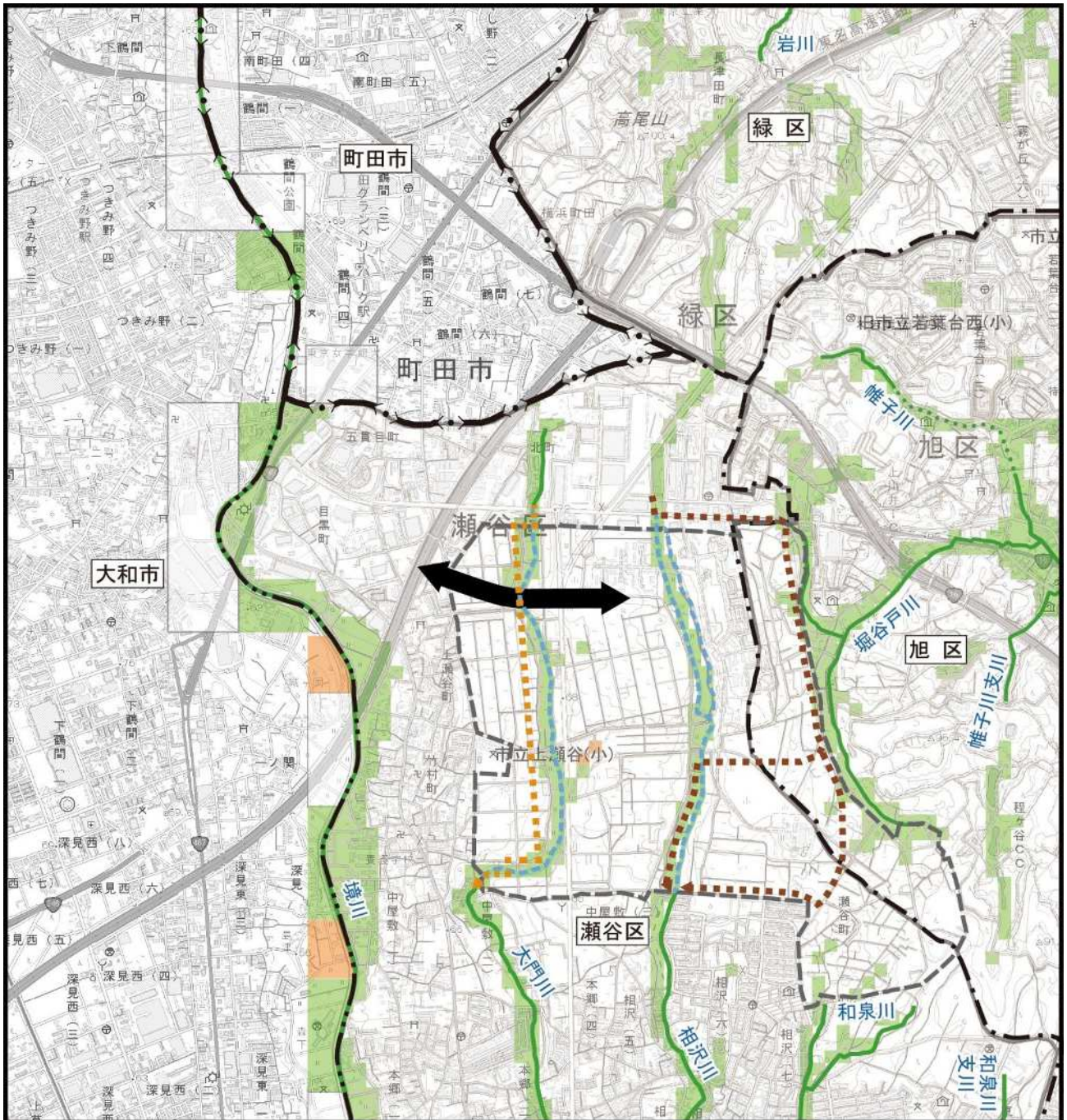
資料: 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」 (平成 24 年 10 月作成)

(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」 (神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「首都直下地震等による東京の被害想定 (平成 24 年 4 月 18 日公表)」 (東京都防災ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

図 2-48(1) 液状化マップ (元禄型関東地震)



凡例

- 計画区域
 - 土地区画整理事業実施区域
 - 都県界
 - 市界
 - 区界
 - 河川
- | | |
|---|--|
| <p>液状化危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化危険度が高い：$15 < PL$ 液状化する可能性がある：$5 < PL \leq 15$ 液状化危険度は低い：$0 < PL \leq 5$ 液状化危険度はかなり低い：$PL = 0$ | <ul style="list-style-type: none"> 切り回し対象区間 相沢川切り回し（雨水幹線等の整備） 大門川切り回し（雨水幹線の整備） |
|---|--|

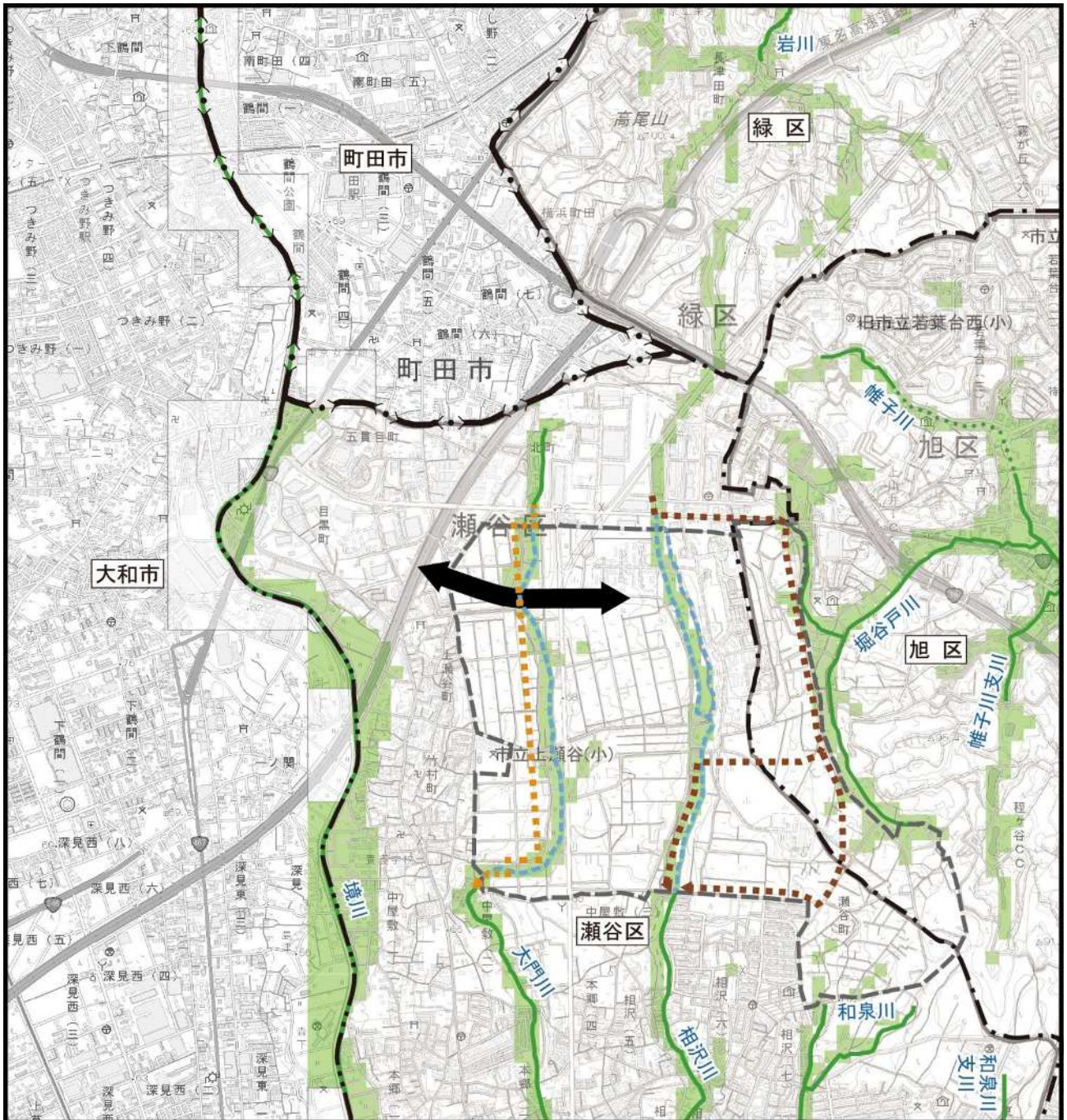


1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成24年10月作成）
 （横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（東京都防災ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-48 (2) 液状化マップ（東京湾北部地震）



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業
実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)

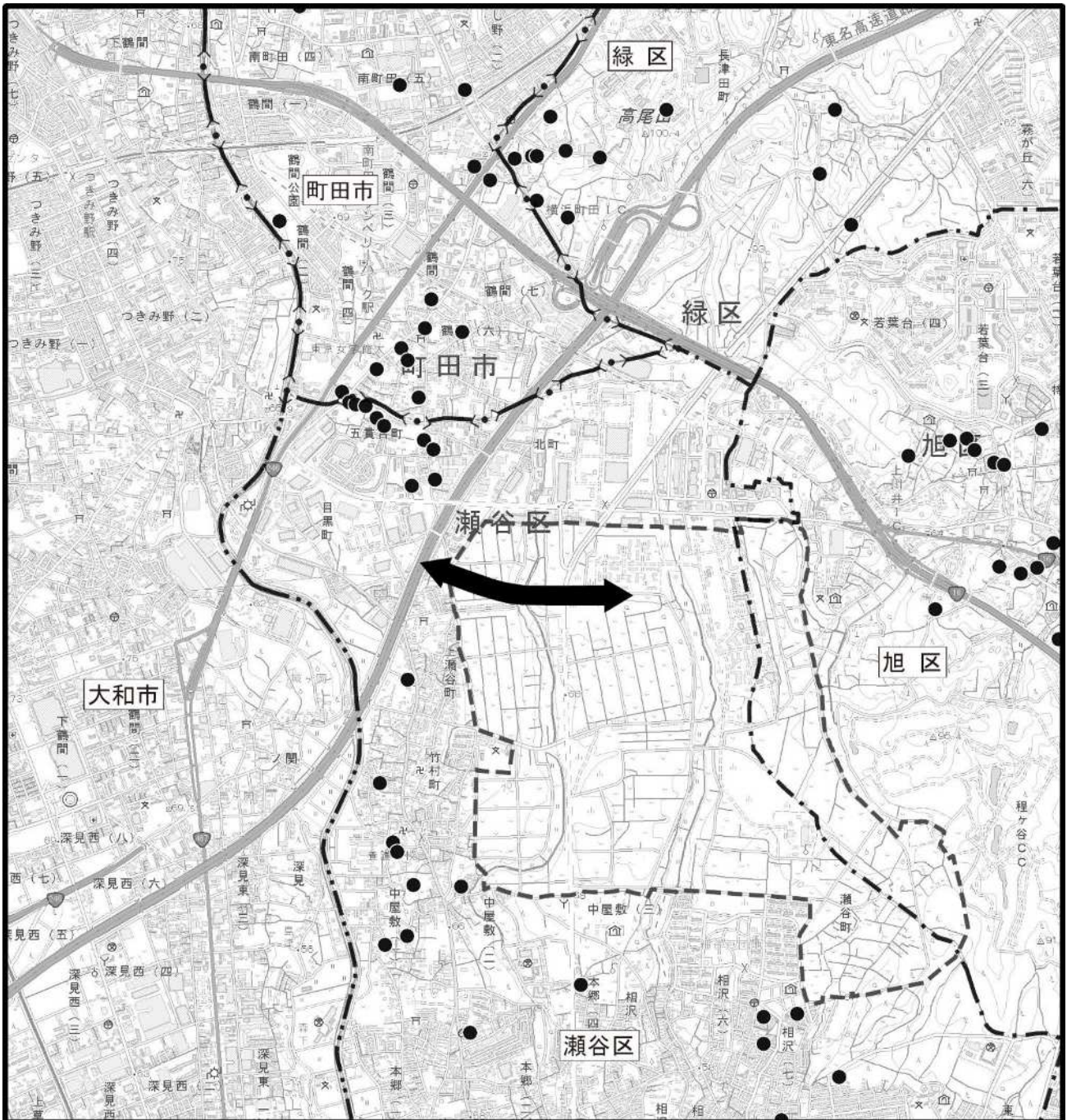
--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

資料: 「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」 (平成 24 年 10 月作成)
(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」 (神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定 (平成 25 年 5 月 14 日公表)」 (東京都防災ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

図 2-48(3) 液状化マップ (南海トラフ巨大地震)

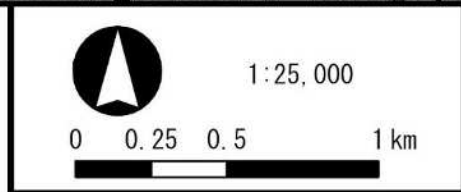


凡例

←→ 計画区域 - - - 土地区画整理事業実施区域

◁▷ 都県界 - - - 市界 - · - · 区界

● 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
「町田市防災マップ〔南地区〕（令和4年9月発行）」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-49 災害用井戸

2.2.13 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 2-56～表 2-58 に示すとおりです。計画区域のある横浜市では、令和4年度のごみと資源の総量は約116万トンで、前年度に比べ、約1.8万トン減少（約-1.5%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量^{注1}は約81.2万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約2.5万トン減少（約-2.9%）、事業系に区分されるごみと資源の総量^{注2}は約34.9万トンで前年度に比べ約0.7万トン増加（約1.9%）となっています。

注1：家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 2-56 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

注2：事業系に区分されるごみと資源の総量：表 2-56 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 2-56 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
ごみと資源の総量		1,194,725	1,220,597	1,200,409	1,178,299	1,160,264	
処理内訳	ごみ量	家庭系	569,112	581,269	598,514	578,970	565,853
		埋立	182	312	316	307	286
		小計	569,295	581,581	598,830	579,277	566,139
		事業系	298,140	305,374	267,824	273,093	273,706
		埋立	2,914	3,692	2,610	2,746	2,655
		小計	301,053	309,066	270,434	275,838	281,362
	計	870,348	890,647	869,264	855,115	847,500	
	資源化量	缶	8,547	8,671	9,728	9,533	8,968
		びん	20,376	19,534	20,538	19,566	18,193
		ペットボトル	12,858	13,094	14,077	14,372	14,176
		ガラス残さ	4,213	4,354	4,907	5,098	5,011
		小さな金属類	4,446	4,648	5,276	4,726	4,256
		プラスチック製容器包装	47,979	48,817	51,129	50,094	48,276
		スプレー缶	593	611	620	619	611
		古紙	1,190	1,209	1,254	973	968
古布		519	508	467	426	387	
蛍光灯、電球		97	82	77	70	59	
乾電池		339	321	319	336	341	
粗大金属		5,792	6,704	7,209	7,077	6,533	
羽毛布団		12	10	8	12	12	
小型家電		56	61	85	91	95	
燃えないごみ	1,489	1,333	1,327	1,233	1,192		
その他 ^{注1}	185	60	0	0	0.4		
小計	108,693	110,018	117,023	114,225	109,079		
資源集団回収	157,458	152,637	149,022	142,784	136,438		
事業系	せん定枝	46,381	50,197	49,457	49,313	47,817	
	生ごみ	11,846	17,099	15,643	16,861	19,430	
	小計 ^{注2}	58,227	67,296	65,100	66,174	67,246	
計	324,377	329,950	331,145	323,183	312,763		
ごみ量	焼却	867,252	886,643	866,338	852,065	844,559	
	直接埋立	3,096	4,004	2,926	3,072	2,941	
	計	870,348	890,647	869,264	855,115	847,500	
資源化量	324,377	329,950	331,145	323,183	312,763		
焼却残さ	埋立	124,344	123,686	124,000	120,803	117,688	
	資源化	1,009	1,032	830	796	986	

注 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注 3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

注 4：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2,139 トン)
- ・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市:187 トン、宮城県丸森町:163 トン)
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)

資料：「令和 5 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 6 年 3 月)

表 2-57 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
総排出量	67,035	68,480	68,547	67,287	66,182	
ごみ総量	53,901	55,180	54,637	53,757	53,023	
燃やせるごみ	51,642	52,961	52,258	51,579	50,932	
燃やせないごみ	2,259	2,219	2,379	2,179	2,091	
資源回収量	13,134	13,301	13,911	13,530	13,159	
総資源化量	18,602	19,292	20,314	19,657	19,202	
資源回収量のうちのリサイクル量	11,461	12,320	13,012	12,657	12,351	
不燃物資源化	983	1,021	1,160	1,026	951	
不燃物リサイクル	913	949	1,092	956	882	
処理困難物資源化	69	72	67	71	70	
焼却灰資源化（溶融化等）	6,158	5,950	6,142	5,974	5,900	
資源分別回収実績 （自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計）	新聞	1,435	1,345	1,150	1,071	970
	雑誌	2,163	2,333	2,364	2,094	1,987
	段ボール	1,890	1,889	2,182	2,219	2,178
	紙パック	131	130	139	136	130
	古布	887	936	1,085	1,020	960
	びん	1,320	1,300	1,409	1,389	1,338
	アルミ	356	389	434	434	415
	鉄類	318	318	349	330	311
	ペットボトル	585	592	635	652	664
	白色トレイ	44	43	45	41	41
	紙製容器包装	886	870	859	871	882
	容器包装プラ	3,110	3,144	3,241	3,258	3,269
	廃食用油・たい肥	6	5	7	6	5
	使用済小型家電	4	8	11	10	9
	充電式電池	-	1	1	2	0
	合計	13,134	13,301	13,912	13,532	13,159

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
資料：「令和 5 年度版 清掃事業の概要 令和 4 年度実績」（大和市環境施設農政部 令和 5 年 12 月）（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-58 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	62,692	63,665	65,795	64,086	62,802
			持込分	469	705	601	588	652
			事業系持込分	18,831	19,315	16,816	17,116	17,660
		計	81,992	83,685	83,212	81,790	81,114	
		不燃	収集分	6,771	7,209	7,995	7,418	6,810
			持込分	46	49	75	39	36
			計	6,817	7,258	8,070	7,457	6,846
		粗大	収集分	1,475	1,586	1,576	1,595	1,541
			持込分	1,356	1,647	1,705	1,903	1,978
			計	2,831	3,233	3,281	3,498	3,519
	有害	149	133	156	143	156		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0		
	ごみ量小計	91,789	94,309	94,719	92,888	91,635		
	資源	収集分	ビン	2,764	2,721	2,914	2,774	2,664
			カン	921	933	1,058	1,048	995
			古紙	7,800	7,681	8,127	7,929	7,847
			古着・古布	1,034	1,099	1,296	1,200	1,114
			発泡トレイ	8	8	8	7	13
			紙パック	15	15	15	14	15
			ペットボトル	1,058	1,048	1,094	1,144	1,182
小型家電			7	6	7	9	10	
剪定枝			594	574	619	491	473	
容器包装プラスチック		438	408	429	828	849		
計	14,639	14,493	15,567	15,444	15,162			
持込分	リサイクル広場まちだ	99	107	89	86	96		
	剪定枝	1,073	993	994	1,138	931		
	計	1,172	1,100	1,083	1,224	1,027		
資源量小計	15,811	15,593	16,650	16,668	16,189			
合計（総ごみ量）	107,600	109,902	111,369	109,556	107,824			
集団回収量 （町内会・子ども会等の回収）	ビン	214	208	205	197	187		
	カン	257	253	242	237	225		
	古紙	9,817	9,539	8,871	8,370	7,873		
	古着・古布	654	692	676	628	569		
	合計	10,942	10,692	9,994	9,432	8,854		
総合計（総ごみ量+集団回収量）	118,542	120,594	121,363	118,988	116,678			

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の量」（町田市環境資源部環境政策課 令和 6 年 3 月閲覧）

(2) 産業廃棄物の状況

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 2-59 のとおりです。

令和 3 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,597 千トン（前年度比約 0.4%増加）であり、減量化量は約 6,634 千トン、再生利用量は約 2,688 千トン、最終処分量は約 275 千トンとなっています。また、令和 3 年度の神奈川県内における産業廃棄物排出量は約 17,140 千トン（前年度比約 1.3%減少）であり、減量化量は約 10,200 千トン、再生利用量は約 6,680 千トン、最終処分量は約 260 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 2-60 に、分布状況は図 2-50 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所存在しています。

表 2-59 (1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発生量	10,635	10,595	9,523	9,556	9,597
減量化量	6,580	7,697	6,510	6,602	6,634
再生利用量	3,835	2,449	2,842	2,665	2,688
最終処分量	219	450	170	290	275

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-59 (2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 21 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
排出量	17,160	18,790	18,080	17,370	17,140
減量化量	8,910	11,550	10,890	10,600	10,200
再生利用量	7,110	6,910	6,910	6,500	6,680
最終処分量	1,140	340	280	270	260

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-60 産業廃棄物処理施設の状況

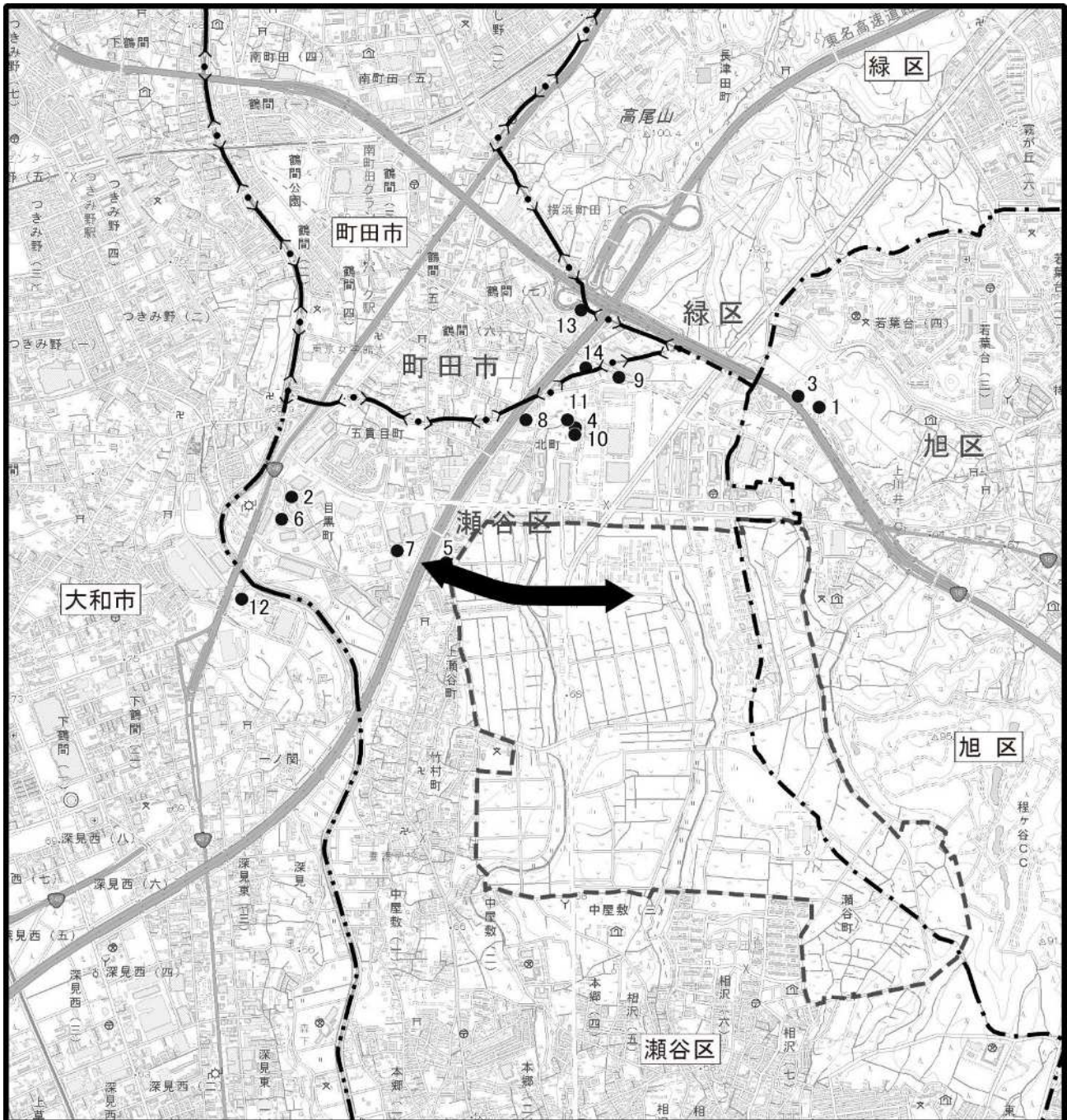
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株)池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破碎)
2	(株)ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16-12	中間処理 (破碎)
3	(株)カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444-7 外 7 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
4	木村管工(株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破碎)
7	(株)佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36-2	中間処理 (破碎)
8	ダイシン産業(株)	横浜市瀬谷区北町 28-1 外 6 筆	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
9		横浜市瀬谷区北町 12-1 外 19 筆	中間処理 (破碎)
10	(株)早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破碎、切断)
11	前田道路(株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破碎)
12	大和アスコン(株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破碎)
13	(有)町田環境リサイクル	町田市鶴間七丁目 22-30	中間処理 (破碎)
14	(株)永野紙興	町田市鶴間七丁目 25-1	中間処理 (圧縮梱包、破碎)

注 1 : 表中の No. は図 2-50 に対応しています。

資料 : 「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

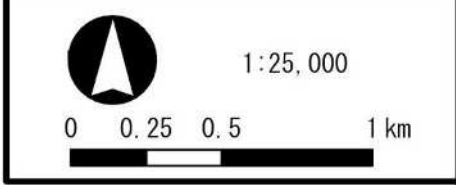
「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)



凡例

- ←→ 計画区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- ◁▷ 都県界
- ⋯⋯ 市界
- ⋯⋯ 区界
- 産業廃棄物処理施設



注1：図中のNo. は表 2-60 に対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-50 産業廃棄物処理施設の状況

2.2.14 法令等の状況

本事業及び計画区域に係る主な環境関連法令等は、表 2-61 に示すとおりです。

表 2-61(1) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
環境 関連	公害 防止	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	—
		神奈川県環境影響評価条例	—
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
		生活環境保全推進ガイドライン	○
	環境計画等	横浜市環境管理計画	○
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	—
	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—
		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	—
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
		横浜市空き缶等及びびび吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
		神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		ヨコハマ プラ 5.3 ごみ計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	日照障害	建築基準法	—
		横浜市建築基準条例	—
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—
横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例		—	

表 2-61 (2) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
環境関連	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
	グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
		かながわ生物多様性計画 [2024-2030]	○
		横浜水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2024-2028]	○
		緑化地域制度	○
		横浜つながりの森構想	—
		横浜市森づくりガイドライン	—
		これからの緑の取り組み [2024-2028]	○
	生物多様性保全上重要な里地里山	○	
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	—
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
	世界遺産（自然遺産）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
特別緑地保全地区	都市緑地法	—	
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—	
敷地内緑化、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○	
	横浜市緑化地域に関する条例	○	
生産緑地地区	生産緑地法	○	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○	
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—	
	横浜市都市農業推進プラン [2024-2028]	○	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—	
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	

表 2-61 (3) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

	項目	関連法令	本事業との関係
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○
		横浜市防災計画	○
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		—	
放射性同位元素等の規制に関する法律		—	
毒物及び劇物取締法		—	
化学物質の適正な管理に関する指針（神奈川県）		—	
化学物質の適正な管理に関する指針（横浜市）		—	
神奈川県内消防広域応援実施計画	—		
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	○
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	○
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	—
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—
		神奈川県循環型社会づくり計画	○

表 2-61(4) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		横浜市景観計画	○
		神奈川景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○
		まちづくり方針	土地区画整理法
	駐車場法		—
	横浜市駐車場条例		—
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		—
	横浜市基本構想（長期ビジョン）		○
	横浜市中期4か年計画 2022～2025		○
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン		○
	地区計画・建築協定		○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		○
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査		○
	街づくり協議地区制度		—
	横浜都市交通計画		○
	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画		○
	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案		○
	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○	
	横浜市 SDGs 未来都市計画（2022～2025）	○	
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○
		横浜市環境教育基本方針	—
光害対策ガイドライン		○	
横浜市環境と地域経済の融合推進方針		—	
工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン		○	

2.3 調査地域における地域特性の概要

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 2-62 に示すとおりです。

計画区域の西側については大部分が工業系、南側の一部は住居系の用途地域に指定されており、東名高速道路の東側はおおむね低層の建物、一部高層の建物として利用されています。東名高速道路の西側はおおむね工場として利用されています。

計画区域の東側が含まれる上瀬谷地区では、令和4年4月に土地区画整理事業が都市計画決定され、土地区画整理法に基づく手続きを経て、令和4年10月に事業計画決定されました。土地区画整理事業の土地利用計画により、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公園・防災地区」が配置されました。

表 2-62(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手町)における令和5年の気象の状況は、平均気温18.0℃、平均風速3.6m/s、最多風向は北、降水総量1,377mmとなっています。(p.2-2 2.2.1 気象の状況)
地形、地質、地盤の状況 (地形)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺の地形は、主に武蔵野段丘面群、立川段丘面群及び盛土地となっており、標高はおおむね50m以上80m未満です。(p.2-4 (1) 地形の状況) 調査区域には、保全すべき地形として長津田町の谷津田景観があります。(p.2-4 (1) 地形の状況)
(地質)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺には武蔵野ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。(p.2-4 (2) 地質の状況)
(地盤)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺の土壌は、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。(p.2-10 (3) 地盤の状況) 調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は0～5mとなっています。(p.2-10 (3) 地盤の状況)
水循環の状況 (水象の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内及びその周辺には、大門川及び相沢川が流れています。計画区域周辺では、東側には帷子川及び堀谷戸川、南東側には和泉川、西側には境川が流れています。(p.2-13 (1) 水象の状況) 計画区域の東側及び南東側には、湧水が分布しています。(p.2-17 図2-10)
(水利用の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域周辺に水道水源として取水されている河川水はありません。(p.2-18 (2) 水利用の状況)
(地下水の利用の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 地下水利用施設は、計画区域周辺には「株式会社佐藤渡辺 関東支社 横浜合材工場」、「ゆめみ処おふろの王様 瀬谷店」の2施設があります。(p.2-19 (3) 地下水等の利用の状況)
(下水道の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が66.1%となっています。(p.2-22 (4) 下水道の整備状況)
植物、動物の状況 (植物)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺の現存植生は、主に畑雑草群落、市街地、緑の多い住宅地の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、低木群落、ゴルフ場・芝地、水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落が分布しています。(p.2-24 ②植生の概要) 調査区域周辺で確認されている重要な種としては、植物ではサンショウモ、タコノアシ等220種が確認されています。(p.2-30～34 ア.重要な種) 調査区域には植物の重要な群落等として植生自然度9のシラカシ群集が分布していますが、計画区域内には分布していません。(p.2-35 イ.重要な群落等) 調査区域には名木古木が6件(6本)指定されていますが、計画区域内にはありません。(p.2-37 ウ.巨樹・巨木林等)

表 2-62(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
植物、動物の状況 (動物)	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域周辺で確認されている重要な種としては、哺乳類ではキツネ、イタチの2種、鳥類ではヒバリ、オオタカ等68種、爬虫類ではアオダイショウ等5種、両生類ではニホンアカガエル等8種、昆虫類等102種、魚類ではホトケドジョウ等18種、陸産貝類6種、底生動物6種が確認されています。(p.2-42～55 ②動物の重要な種) 調査区域内には、動物の注目すべき生息地として、計画区域の東部のホタル生息確認地域、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)があり、それらを含む重要な自然環境のまとまりの場として、計画区域内は生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているほか、緑の10大拠点に含まれています。(p.2-56～61 図2-21 動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場)
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 瀬谷区では、人口は減少傾向にあります。世帯数は増加傾向がみられます。(p.2-64 (1) 人口の状況) 瀬谷区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多くなっています。(p.2-65 (2) 産業の状況)
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内及びその周辺は主に低層建物及びその他の農用地であり、一部が農業振興地域又は農用地に指定されています。(p.2-67、70、72 2.2.6 土地利用状況) 計画区域及びその周辺は、工業地域、準工業地域及び市街化調整区域に指定されており、南西部の一部は第1種低層住居専用地域、第1種住居地域に、北東部の一部は近隣商業地域に指定されています。(p.2-69 ④都市計画に基づく用途地域)
交通、運輸の状況 (道路交通)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域は、東名高速道路及び区画3号線に接続し、環状4号線と交差します。また、計画区域の周辺には、北側から東側に一般国道16号、北側から西側に一般国道246号、西側から南側に一般国道467号が通っています。バス路線は4社が運行しています。(p.2-77 (1) 道路交通の状況)
(鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道は計画区域の北側に東急田園都市線、南西側に小田急江ノ島線があります。計画区域の最寄りの駅は、東急田園都市線の南町田グランベリーパーク駅です。(p.2-77 (2) 鉄道の状況)
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、保育所・幼稚園が34施設、小学校が8校、中学校が3校、高等学校が5校、特別支援学校が3校、専修学校が2校、大学が1校存在し、計画区域周辺の主な教育機関等は2施設があります。(p.2-81 (1) 主な教育機関等) 調査区域内には、主な医療機関が6施設あります。(p.2-81 (2) 主な医療機関等) 調査区域内には、市役所庁舎が2施設、消防署が3施設、郵便局が9施設あります。(p.2-81 (3) 主な官公庁等) 調査区域内には、福祉施設が54施設あります。(p.2-81 (4) 主な福祉施設等) 調査区域内には、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が16施設あります。(p.2-81 (5) その他の市民利用施設等) 調査区域内においては、主な公園・緑地等が100施設存在しており、計画区域周辺には「上瀬谷公園」、「目黒町公園」があります。(p.2-82 (6) 主な公園・緑地等)
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (景観)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観や住居系の用途地域、準工業地域、工業地域となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。計画区域からは西方向から西南西方向に丹沢の山並みが眺望でき、その奥に、富士山の山頂部のごく一部が眺望できます。(p.2-94 (1) 景観)
(人と自然との触れ合いの活動の場)	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域における触れ合い活動の場としては、「鎌倉古道 北コース」等のハイキングコース、「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」などのほか、計画区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、野境道路、さくらの散歩道は、桜の見どころスポットとなっています。(p.2-98 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況)
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域においては56件の指定・登録文化財等があり、計画区域周辺には6件が分布しています。(p.2-101 (1) 指定・登録文化財) 調査区域においては99件の埋蔵文化財包蔵地があり、計画区域周辺には3件が分布しています。(p.2-104 (2) 埋蔵文化財の状況)

表 2-62(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害の状況 (公害苦情処理件数) (大気汚染の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区の公害苦情総数は 55 件であり、公害苦情が多い項目は悪臭 (17 件)、大気汚染 (14 件) となっています。(p. 2-108 (1) 公害苦情処理件数) ・各測定局の最新 5 年分 (平成 30 年度～令和 4 年度) の経年変化をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質は、調査区域内で測定が行われた全ての地点において全ての年度で環境基準に適合していました。(p. 2-109 (2) 大気汚染の状況) ・光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でしたが、これは全国的にも同様の傾向です。(p. 2-109 (2) 大気汚染の状況) ・ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局と緑区三保小学校で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。(p. 2-109 (2) 大気汚染の状況)
(水質汚濁の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域内の河川の水質測定地点は 1 地点のみであり、境川の測定地点「鶴間橋 (大和市)」の pH、BOD、SS、DO は最近 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度) において環境基準に適合していました。(p. 2-117 ①河川の水質) ・旭区下川井町では平成 30 年度及び令和 2 年～令和 4 年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準に不適合でした。緑区長津田町では令和元年度と令和 3 年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準に不適合でした。(p. 2-118 ②地下水の水質)
(土壌汚染の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。なお、令和元年度及び令和 3 年度～令和 4 年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。(p. 2-119 (4) 土壌汚染の状況)
(騒音の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音の令和元年度以降の測定結果は、一般国道 16 号 (町田市鶴間七丁目 32)、一般国道 246 号 (町田市鶴間五丁目 15) は昼間と夜間ともに、一般国道 16 号 (大和市下鶴間 504-1 地先)、一般国道 246 号 (大和市深見西八丁目 5 付近) は夜間において環境基準に不適合でした。(p. 2-122 ①道路交通騒音) ・一般環境騒音の測定結果は、等価騒音レベルについては、大和市下鶴間字甲一号 80-72 で環境基準に適合していました。(p. 2-123 ②一般環境騒音)
(振動の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動の令和 2 年度以降の測定結果は、全ての地点で要請限度を下回っていました。(p. 2-125 ①道路交通振動)
(悪臭の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。また、計画区域及びその周辺には著しい悪臭の発生源はみられません。(p. 2-126 (7) 悪臭の状況)
(地盤沈下の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。(p. 2-126 (8) 地盤沈下の状況)
災害の状況 (災害による被害発生状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区における令和 5 年の被害総数は人的被害が 0 人、住家被害が 0 棟、非住家被害が 1 棟、田畑被害が 0 ha、その他の被害が 2 件 (箇所) となっています。(p. 2-129 (1) 災害による被害の発生状況)
(地震マップ)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 強～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。(p. 2-131 (2) 地震マップ)
(土砂災害関係法令による指定状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の北西部付近が土砂災害警戒区域に指定されていますが、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林に指定された区域はありません。(p. 2-135 (3) 土砂災害関係法令による指定状況)
(浸水のおそれのある区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には洪水による浸水想定区域、内水による浸水想定区域が主に河川沿いに分布しています。内水による浸水想定区域は、計画区域の南西で境川付近において浸水深が 1.0m～2.0m 未満がみられます。また、計画区域の東側の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 50cm～1.0m 未満、計画区域中央部を流れる大門川沿いにおいて浸水深が 20cm～50 cm 未満及び 2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。(p. 2-137 (4) 浸水のおそれのある区域)

表 2-62(4) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
<p>災害の状況 (液状化の可能性が高いと想定される地域)</p>	<p>・地震発生時の液状化危険度について、計画区域周辺には「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。(p. 2-137 (5) 液状化の可能性が高いと想定される地域)</p>
<p>廃棄物の状況</p>	<p>・横浜市的一般廃棄物について、令和4年度のごみと資源の総量は約116万トンで、前年度に比べ、約1.8万トン減少(約-1.5%)しています。(p. 2-144 (1) 一般廃棄物の状況)</p> <p>・横浜市の令和3年度の産業廃棄物発生量は約9,597千トンで、前年度に比べ約0.4%増加しています。調査区域には、中間処理施設が14箇所存在しています。(p. 2-148 (2) 産業廃棄物の状況)</p>
<p>法令等の状況</p>	<p>・本事業や計画区域に係る主な環境関連法令等は、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な法令等があります。本事業実施にあたっては、これらの関連ある法令等を遵守します。(p. 2-151 2.2.14 法令等の状況)</p>

第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

計画段階配慮の内容の検討にあたっては、複数案が想定されるため、表 3-1 に示す 3 案について検討を行いました。

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 1 道路の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した項目について、本事業で検討した計画段階配慮の内容を表 3-2 に記載しました。

表 3-1(1) 検討する 3 案について (案①)

区間	東名高速道路 接続部	市道目黒第 25 号線交差部	環状 4 号線西側	環状 4 号線 交差部	環状 4 号 線東側	区画 3 号線接続部
	高架構造	掘割構造 ^{注1}	掘割構造 ^{注1}	トンネル 構造	掘割構造	平面構造
案 ①						
凡例						

注 1：案①の市道目黒第 25 号線交差部及び環状 4 号線西側の掘割構造区間は、農業振興地区の分断回避及び更なる周辺環境への配慮のため、一部、ボックスカルバートによるトンネル構造での整備も検討しています。

注 2：東名高速道路に流入する車両が通行する区間を「オンランプ」、東名高速道路から流出する車両が通行する区間を「オフランプ」と示します。

表 3-1(2) 検討する3案について (案②)

区間	東名高速道路 接続部	市道目黒第25 号線交差部	環状4号線西側	環状4号線 交差部	環状4号 線東側	区画3号線接続部
案②	高架構造	高架構造	平面構造	トンネル 構造	掘割構造	平面構造
凡例						

注1：東名高速道路に流入する車両が通行する区間を「オンランプ」、東名高速道路から流出する車両が通行する区間を「オフランプ」と示します。

表 3-1(3) 検討する3案について (案③)

区間	東名高速道路 接続部	市道目黒第25 号線交差部	環状4号線西側	環状4号線 交差部	環状4号 線東側	区画3号線接続部
案③	トンネル構造	トンネル構造	トンネル構造	トンネル 構造	掘割構造	平面構造
凡例						

注1：東名高速道路に流入する車両が通行する区間を「オンランプ」、東名高速道路から流出する車両が通行する区間を「オフランプ」と示します。

表 3-2(1) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	【案①】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：掘割構造 環状 4 号線西側：掘割構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案②】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：高架構造 環状 4 号線西側：平面構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案③】 東名高速道路接続部：トンネル構造 市道目黒第 25 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線西側：トンネル構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造	
	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1)	<p>ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート・構造の選定に当たっては、土地区画整理事業の土地利用計画図の地区、用地の考え方を踏まえ、農業振興地区は、土地区画整理事業により造成が行われますが、整備後も生物の生息・生育基盤となると考えられることから、本事業においては、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を可能な限り小さくするとともに、市道目黒第 25 号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 ・事業の実施に当たっては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、前述のとおり、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を可能な限り小さくすることにより、生物多様性の保全に配慮し、計画区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とします。 ・また、事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施します。また、高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・道路照明を設置する際は、周辺地域の農作物等への影響や既存の緑地や新たに計画されている公園等への影響を考慮し、昆虫類等を誘引しにくい光源を使用するなど、周辺地域への影響を小さくするよう配慮します。 ・構造の検討に当たっては、環状 4 号線との交差部は、トンネル構造による立体交差とすることで、交通への影響を回避する計画とします。 ・なお、環状 4 号線西側、東名高速道路接続部及び市道目黒第 25 号線との交差部の構造形式については、周辺環境への影響、経済性を総合的に比較検討し、決定します。 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート・構造の選定に当たっては、土地区画整理事業の土地利用計画図の地区、用地の考え方を踏まえ、農業振興地区は、土地区画整理事業により造成が行われますが、整備後も生物の生息・生育基盤となると考えられることから、本事業においては、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変や農作物等に対する日照影響を可能な限り小さくするとともに、市道目黒第 25 号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 ・事業の実施に当たっては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、前述のとおり、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を可能な限り小さくすることにより、生物多様性の保全に配慮し、計画区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とします。 ・また、事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施します。また、高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・道路照明を設置する際は、周辺地域の農作物等への影響や既存の緑地や新たに計画されている公園等への影響を考慮し、昆虫類等を誘引しにくい光源を使用するなど、周辺地域への影響を小さくするよう配慮します。 ・構造の検討に当たっては、環状 4 号線との交差部は、トンネル構造による立体交差とすることで、交通への影響を回避する計画とします。 ・なお、環状 4 号線西側、東名高速道路接続部及び市道目黒第 25 号線との交差部の構造形式については、周辺環境への影響、経済性を総合的に比較検討し、決定します。 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート・構造の選定に当たっては、土地区画整理事業の土地利用計画図の地区、用地の考え方を踏まえ、農業振興地区は、土地区画整理事業により造成が行われますが、整備後も生物の生息・生育基盤となると考えられることから、本事業においては、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を避けることとともに市道目黒第 25 号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 ・事業の実施に当たっては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、前述のとおり、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を避けることにより、生物多様性の保全に配慮し、計画区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とします。 ・また、事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施します。また、高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・道路照明を設置する際は、周辺地域の農作物等への影響や既存の緑地や新たに計画されている公園等への影響を考慮し、昆虫類等を誘引しにくい光源を使用するなど、周辺地域への影響を小さくするよう配慮します。 ・構造の検討に当たっては、環状 4 号線との交差部は、トンネル構造による立体交差とすることで、交通への影響を回避する計画とします。 ・なお、環状 4 号線西側、東名高速道路接続部及び市道目黒第 25 号線との交差部の構造形式については、周辺環境への影響、経済性を総合的に比較検討し、決定します。 	

注 1：表中の は案①と異なる点を示します。

表 3-2(2) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	【案①】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：掘割構造 環状 4 号線西側：掘割構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案②】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：高架構造 環状 4 号線西側：平面構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案③】 東名高速道路接続部：トンネル構造 市道目黒第 25 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線西側：トンネル構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		
	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	
基本的な配慮事項	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。	○	・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況 ^{注1} の把握に努めました。市道目黒第 25 号線の西側は、住居や公園が立地した地域となっており、東側は農地が広く分布する地域となっています。本事業はこれらの保全対象 ^{注2} となる住居や公園、生物多様性等の保全に配慮した計画とします。	○	案①と同様	○	案①と同様
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。 ・計画区域の北西部付近は、土砂災害警戒区域に指定されています。当該区間の施工に際しては、地盤への影響等について検討し、適切な施工計画・施工管理を実施します。 ・上瀬谷地区において令和元年度及び令和 3 年～令和 4 年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、一部区画で土壌の汚染が確認されています。また、計画区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域があります。本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な対応が行われた後、本事業の工事を実施します。なお、工事実施段階で計画区域内に土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき適切に対応します。	○	案①と同様	○	案①と同様
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針となる「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。	○	案①と同様	○	案①と同様

注 1：現況とは土地区画整理事業実施後の状況としています。

注 2：保全対象は、既存の住居や公園緑地の他、土地区画整理事業の実施に伴い創出される環境としています。

注 3：表中の は案①と異なる点を示します。

表 3-2(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	【案①】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：掘割構造 環状 4 号線西側：掘割構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案②】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：高架構造 環状 4 号線西側：平面構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案③】 東名高速道路接続部：トンネル構造 市道目黒第 25 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線西側：トンネル構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造	
	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○ ・生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留に配慮するため、既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、グリーンインフラの保全・活用に努めます。	○	案①と同様	○	・生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留に配慮するため、既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を回避する計画とすることで、グリーンインフラの保全・活用に努めます。
	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○ ・既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画により、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努めます。	○	案①と同様	○	・既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を回避する計画により、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努めます。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用を努める。	○ ・道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。 ・「道路における再生可能エネルギーの活用について（国土交通省道路局）」を踏まえ、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用を検討します。 ・また、省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。	○	案①と同様	○	案①と同様
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○ ・使用する電気は可能な限り低炭素電気を選択するとともに、建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入を徹底します。	○	案①と同様	○	案①と同様

注 1：表中の は案①と異なる点を示します。

表 3-2(4) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	【案①】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：掘割構造 環状 4 号線西側：掘割構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案②】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部： <u>高架構造</u> 環状 4 号線西側： <u>平面構造</u> 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案③】 東名高速道路接続部： <u>トンネル構造</u> 市道目黒第 25 号線交差部： <u>トンネル構造</u> 環状 4 号線西側： <u>トンネル構造</u> 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造	
	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○ ・最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した道路構造物を建設するとともに、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（第二期）」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組むことで、新たに構築する道路構造物の長寿命化を図り、温室効果ガスの抑制に努めます。 ・工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネルギー運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの抑制に努めます。	○	案①と同様	○	案①と同様
	(10) 微気候に配慮し、緑化や透水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○ ・事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図ることで、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 ・道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 ・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。 ・また、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画により、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 ・掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努め、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。	○	案①と同様	○	・事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図ることで、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 ・道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 ・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。 ・また農業振興地区の改変を回避する計画により、ヒートアイランド現象の抑制に努めます ・掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努め、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

注 1：表中の は案①と異なる点を示します。

表 3-2(5) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	【案①】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：掘割構造 環状 4 号線西側：掘割構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案②】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：高架構造 環状 4 号線西側：平面構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案③】 東名高速道路接続部：トンネル構造 市道目黒第 25 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線西側：トンネル構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造	
	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。	○ ・既存文献によると、計画区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地（土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努めます。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 なお、土地区画整理事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施します。 ・本事業により整備される道路により、既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努めます。	○ ・既存文献によると、計画区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地（土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努めます。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 なお、土地区画整理事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施します。 ・本事業により整備される道路により、既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努めます。	○ ・既存文献によると、計画区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地（土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努めます。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 なお、土地区画整理事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施します。 ・本事業により整備される道路により、既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努めます。	○ ・既存文献によると、計画区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地（土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努めます。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 なお、土地区画整理事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施します。 ・本事業により整備される道路により、既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努めます。	
	(12) 道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。	○ ・道路の構造や色彩等については、事業実施段階で検討します。事業実施段階では景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。	○ 案①と同様	○ 案①と同様	○ ・環状 4 号線以西をトンネル構造とすることで、 <u>周辺景観への影響を可能な限り低減します。また、地上に構築する道路の構造や色彩等については、事業実施段階で検討します。事業実施段階では景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。</u>	
	(13) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。	○ ・沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯の設置を検討します。なお、本事業が接続する区画 3 号線は、土地区画整理事業において、歩道が整備される計画です。	○ 案①と同様	○ 案①と同様	○ 案①と同様	

注 1：表中の は案①と異なる点を示します。

表 3-2(6) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	【案①】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：掘割構造 環状 4 号線西側：掘割構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案②】 東名高速道路接続部：高架構造 市道目黒第 25 号線交差部：高架構造 環状 4 号線西側：平面構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造		【案③】 東名高速道路接続部：トンネル構造 市道目黒第 25 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線西側：トンネル構造 環状 4 号線交差部：トンネル構造 環状 4 号線東側：掘割構造 区画 3 号線接続部：平面構造	
	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(14) 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新技術を用いた保全対策の実施に努める。	○ ・本事業では騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 ・東名高速道路接続部や市道目黒第 25 号線交差部は、騒音、振動等への配慮として、遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努めます。 ・市道目黒第 25 号線との交差部、環状 4 号線の西側及び東側を掘割構造、環状 4 号線との交差部をトンネル構造とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図ります。なお、地下構造物の設置に伴い地下水の流況、地下水位及び地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえで、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物や土地区画整理事業で暗渠化する大門川の計画を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。	○ ・本事業では騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 ・東名高速道路接続部や市道目黒第 25 号線交差部は、騒音、振動等への配慮として、遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努めます。 ・市道目黒第 25 号線との交差部を高架構造、環状 4 号線の西側を平面構造、環状 4 号線の東側を掘割構造、環状 4 号線との交差部をトンネル構造とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図ります。なお、地下構造物の設置に伴い地下水の流況、地下水位及び地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえで、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物や土地区画整理事業で暗渠化する大門川の計画を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。	○ ・本事業では騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 ・東名高速道路との接続部、市道目黒第 25 号線との交差部、環状 4 号線の西側及び環状 4 号線との交差部をトンネル構造、環状 4 号線の東側を掘割構造とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図ります。なお、地下構造物の設置に伴い地下水の流況、地下水位及び地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえで、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物や土地区画整理事業で暗渠化する大門川の計画を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。		
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る。	○ ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。再利用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。また、建設発生土は、事業内再利用や他の公共事業等での再利用に努めます。 ・「神奈川県循環型社会づくり計画」の取組みを推進し、建築物の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制やリサイクル資材の利用、資材の再資源化に努めます。	○ 案①と同様	○ 案①と同様		

注 1：表中の は案①と異なる点を示します。

